

令和7年度改訂

京田辺市地域防災計画

〔震災対策編〕

京田辺市防災會議

目 次

【震災対策編】

第1編 総 則

第1章 計画の方針	1 - 1
第1節 計画の目的	1 - 1
第2節 計画の理念	1 - 1
第3節 計画の目標	1 - 1
第4節 計画の修正	1 - 1
第5節 計画の周知徹底	1 - 2
第6節 計画の運用	1 - 2
第7節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	1 - 2
第2章 京田辺市の概況と災害特性	1 - 11
第1節 京田辺市の概況	1 - 11
第2節 地震災害の特性	1 - 14
第3節 地震被害想定	1 - 18
第3章 防災施策の概要	1 - 22
第1節 防災ビジョン	1 - 22
第2節 第四次京都府戦略的地震防災対策指針	1 - 25
第3節 地震防災緊急事業 5箇年計画	1 - 28

第2編 震災予防計画

第1章 災害に強いまちづくり	2 - 1
第1節 地震情報の伝達計画	2 - 1
第2節 河川防災計画	2 - 4
第3節 土砂災害対策計画	2 - 5
3 - 1 地すべり対策計画	2 - 5
3 - 2 急傾斜地崩壊対策計画	2 - 6
3 - 3 土石流対策計画	2 - 7
3 - 4 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	2 - 8
3 - 5 山地災害危険地区対策計画	2 - 10
第4節 農業用施設防災計画	2 - 11
第5節 道路防災計画	2 - 12
第6節 建造物等防災計画	2 - 13
6 - 1 建築物防災計画	2 - 13

6－2 文化財防災計画	2-16
第7節 学校等の防災計画	2-17
第8節 社会福祉施設防災計画	2-19
第9節 ライフライン施設防災計画	2-20
9-1 電気施設防災計画	2-20
9-2 通信施設防災計画	2-21
9-3 ガス施設防災計画	2-23
9-4 上水道施設防災計画	2-25
9-5 公共下水道施設防災計画	2-26
第10節 鉄道施設防災計画	2-27
第11節 危険物等保安計画	2-29
第12節 火災予防計画	2-30

第2章 震災応急対策・復旧対策への備え	2-31
第1節 情報連絡通信網の整備計画	2-31
1-1 防災行政無線等の整備	2-31
1-2 市・防災機関等の非常通信	2-33
第2節 災害応急対策物資確保計画	2-34
第3節 医療体制整備計画	2-36
第4節 避難対策計画	2-37
第5節 廃棄物処理に係る防災計画	2-46
第6節 高齢者、障がいのある人、乳幼児及び外国人等災害時要配慮者に係る対策計画	2-47
第7節 広域応援体制整備計画	2-52

第3章 地域防災力の向上	2-53
第1節 防災知識普及計画	2-53
第2節 防災訓練・調査計画	2-56
2-1 防災訓練計画	2-56
2-2 震災調査計画	2-58
第3節 自主防災組織整備計画	2-60
第4節 ボランティアの活動環境整備計画	2-63
第5節 企業等防災対策促進計画	2-65

第3編 震災応急対策計画

第1章 初動期の活動	3-1
第1節 活動体制の確立	3-1
第2節 監視体制の配備	3-2
第3節 地震災害警戒本部（A号体制）の設置	3-3
第4節 地震災害対策本部（B号体制）の設置	3-5

第5節 動員計画	3 - 7
第6節 通信体制及び災害情報収集計画	3 - 9
6-1 通信手段の確保	3 - 9
6-2 被害状況及び活動状況の把握	3 - 12
第7節 災害広報公聴計画	3 - 16
第8節 広域応援協力計画	3 - 19
第9節 自衛隊派遣要請計画	3 - 20
第10節 消防活動計画	3 - 23
第11節 水防計画	3 - 25
第12節 被災者救出計画	3 - 28
第13節 医療・助産計画	3 - 29
第14節 緊急避難対策計画	3 - 31
第15節 帰宅困難者対策	3 - 40
第16節 孤立するおそれのある地区の対策	3 - 41
第17節 交通対策計画	3 - 42
第18節 輸送計画	3 - 45
 第2章 応急復旧期の活動	3 - 48
第1節 災害救助法適用計画	3 - 48
第2節 食料供給計画	3 - 51
第3節 給水計画	3 - 54
第4節 生活必需品等供給計画	3 - 56
第5節 住宅応急対策計画	3 - 58
第6節 清掃計画	3 - 61
第7節 防疫及び保健衛生計画	3 - 63
第8節 行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋火葬計画	3 - 66
第9節 高齢者、障がいのある人、乳幼児及び外国人等災害時要配慮者に係る対策計画	3 - 70
第10節 災害警備計画	3 - 73
第11節 ライフライン施設応急対策計画	3 - 74
11-1 電気施設応急対策計画	3 - 74
11-2 通信施設応急対策計画	3 - 75
11-3 ガス施設事故応急計画	3 - 76
11-4 上水道施設応急対策計画	3 - 78
11-5 公共下水道施設応急対策計画	3 - 79
第12節 鉄道施設応急対策計画	3 - 80
第13節 危険物施設応急対策計画	3 - 82
第14節 公共土木施設応急対策計画	3 - 84
第15節 社会福祉施設応急対策計画	3 - 85
第16節 農林業施設応急対策計画	3 - 86
第17節 地震被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定計画	3 - 88

第18節	障害物除去計画	3-89
第19節	環境保全に関する計画	3-90
第20節	文教応急対策計画	3-91
第21節	文化財応急対策計画	3-95
第22節	義援金品受付配分計画	3-96
第23節	ボランティア受け入れ計画	3-97
第24節	労務供給計画	3-98
第25節	社会秩序の維持に関する計画	3-99

第4編 震災復旧計画

第1章	民生安定のための緊急措置に関する計画	4-1
第1節	生活確保対策計画	4-1
第2節	住宅復興計画	4-7
第3節	中小企業復興計画	4-9
第4節	公共土木施設復旧計画	4-10
第5節	農林業施設復旧計画	4-12
第6節	災害復旧上必要な金融措置、その他資金調達計画	4-14
第7節	文教復旧計画	4-17
第8節	文化財復旧計画	4-18
第9節	風評被害対策	4-19
第2章	激甚災害の指定に関する計画	4-20
第3章	租税の徴収猶予及び減免等の措置並びに郵便関係補助	4-21
第4章	災害復興対策計画	4-23
第1節	計画の方針	4-23
第2節	復興計画の作成等	4-24

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章	総則	5-1
第1節	計画の方針	5-1
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5-5
第2章	地域における防災力の向上	5-6
第1節	市のとるべき措置	5-6
第2節	市民等のとるべき措置にかかる対策	5-7

第3章 地震防災上必要な教育及び広報	5 - 8
第1節 教育・指導	5 - 8
第2節 広報	5 -10
第4章 防災訓練	5 -12
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等	5 -13
第6章 災害に強い安全なまちづくりの推進	5 -15
第1節 住宅及び公共施設の耐震化の推進	5 -15
第2節 文化財保護対策の実施	5 -16
第3節 南海トラフ沿いにおける複数の地震の時間差発生による災害の拡大防止	5 -17
第4節 帰宅困難者対策の推進	5 -18
第7章 関係者との連携協力の確保	5 -19
第1節 広域防災体制の確立	5 -19
第2節 南海トラフ地震臨時情報が発表された時の対応	5 -21
第3節 防災体制に関する事項	5 -23

第 1 編 總 則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、京田辺市防災会議が作成する計画であって、京田辺市の地域における地震災害に係る総合的な防災計画を策定し、市の地域及び市民の生命・身体、財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の理念

この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに推進する。

1. 災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立って災害に強い都市・地域づくりに務める。
2. 災害に対しては、防災施設・設備整備（ハード）と情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、被害を最小限にとどめるよう務める。
3. 防災対策は、災害に対する日常の「備え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。また、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。
4. 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、市民自身及び自主防災組織等、市民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。
5. 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備える。

第3節 計画の目標

地震等の大災害から市民の生命・身体・財産を守り、安心・安全の京田辺市を実現するため、令和2年度～令和11年度の10年間を計画期間として、南海トラフ地震及び直下型地震による死者を概ね4分の1に軽減することを減災目標として掲げた「第三次京都府戦略的地震防災対策指針」及び同指針の実行計画である「第三次京都府戦略的地震防災対策推進プラン」に基づき、各種地震防災対策を進めるとともに、その実施状況を点検し、必要に応じ見直しを行うものとする。

第4節 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めたときは、速やかに修正するものとする。

第5節 計画の周知徹底

この計画は、京田辺市防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関、その他防災関係機関において、平素から研修、訓練等の方法によって習熟に努めるとともに、その機関に係る計画については、必要に応じ職員及び地域住民に周知徹底するものとする。

さらに、市防災担当職員は、防災意識の充実及び知識の普及を行うために、職員、学校教育機関、市民、防災上重要な施設管理者及び自主防災組織に対して、指導に努めるものとする。

また、災害時においては、「自らの生命・財産は自分で守る」という心構えと行動が基本となることが地域防災計画の基本となることを広く啓発し、市民自身及び地域の消防団・自主防災組織等、市民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。

第6節 計画の運用

この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、必要に応じて細部の活動計画等を別に作成し、この運用に万全を期するものとする。

第7節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に關係のある各機関は、おおむね次の当該各機関ごとに定める事務又は業務を処理する。

1. 京田辺市

市は、基礎的な地方公共団体として、当該市の地域並びに当該市の市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。（災対法第5条第1項）

- ① 京田辺市防災会議及び京田辺市災害対策本部に関する事務
- ② 地震防災に関する施設、組織の整備と訓練
- ③ 地震情報の収集と伝達、周知
- ④ 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
- ⑤ 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- ⑥ 自主防災組織の育成指導及びN P O・ボランティア等による防災活動の環境の整備、その他市民の自発的な防災活動の促進
- ⑦ 避難の指示
- ⑧ 災害の防除と拡大の防止
- ⑨ 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障がいのある人、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置
- ⑩ 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- ⑪ 被災企業等に対する融資等の対策
- ⑫ 被災市有施設の応急対策
- ⑬ 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保

- ⑯ 災害時における文教対策
- ⑰ 災害対策要員等の動員
- ⑱ 災害時における交通、輸送の確保
- ⑲ 被災施設の復旧
- ⑳ 市内関係機関及び団体が実施する災害応急対策等の連絡・調整
- ㉑ 前各号の目的を達するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

2. 京都府

府は、当該府の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該府の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。（災対法第4条第1項）

(1) 京都府山城広域振興局

- ① 京都府山城広域災害対策支部に関する事務
- ② 防災に関する組織の整備と訓練
- ③ 地震情報の収集と伝達、周知
- ④ 市、自衛隊その他の関係機関等との連絡調整
- ⑤ 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
- ⑥ 被災企業等に対する融資等の対策
- ⑦ 被災者の救助保護

(2) 京都府山城北土木事務所

- ① 地震情報の収集と伝達、周知
- ② 河川、道路、橋梁等の被害状況調査及び応急対策
- ③ 防災資材の整備点検及び調達輸送
- ④ 災害の防除と拡大の防止
- ⑤ 被災公共土木施設の災害復旧

(3) 京都府山城北保健所

- ① 防疫用薬品の確保
- ② 医療救護、防疫対策
- ③ 医療機関の被害状況調査及び応急対策

(4) 京都府山城教育局

- ① 災害時における文教対策
- ② 本市が処理する事務、業務、事業の指導調整、指示及び斡旋等

(5) 京都府田辺警察署

- ① 災害に関する情報収集及び広報
- ② 被災者の救出救助及び避難措置

- ③ 被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙
- ④ 被災地及びその周辺の交通規制
- ⑤ 危険物の保安措置
- ⑥ 災害警備用資機材の整備充実
- ⑦ 遺体の検視、死体調査、身元確認

3. 指定地方行政機関

- (1) 近畿管区警察局
 - ① 管区内警察の指導調整に関すること
 - ② 他管区警察局との連携に関すること
 - ③ 関係機関との協力に関すること
 - ④ 情報の収集及び連絡に関すること
 - ⑤ 警察通信の運用に関すること
- (2) 近畿財務局
 - ① 公共土木等被災施設の査定の立会
 - ② 地方公共団体に対する災害融資
 - ③ 国有財産の無償貸付等
 - ④ 災害時における金融機関の緊急措置の指示
- (3) 近畿厚生局
 - ① 厚生労働省の所掌に係る医療施設、社会福祉施設、水道施設等及びこれらの業務の被害状況に係る情報の収集及び提供所管に係る情報の収集及び提供
- (4) 近畿農政局
 - ① 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成
 - ② 農業関係被害状況の収集報告
 - ③ 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病害虫の防除指導
 - ④ 被害農林漁業者等に対する災害融資の斡旋指導
 - ⑤ 管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧
 - ⑥ 土地改良機械の緊急貸付
 - ⑦ 生鮮食料品、飼料、種もみ等の供給斡旋
 - ⑧ 災害時における主要食料の応急供給についての連絡調整
- (5) 近畿中国森林管理局
 - ① 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備
 - ② 国有林における予防治山施設による災害予防
 - ③ 国有林における荒廃地の復旧
 - ④ 災害対策用資材の供給
- (6) 近畿経済産業局
 - ① 災害時における物資の供給及び物価の安定

- ② 被災商工業、鉱業の事業者に対する融資の斡旋
- ③ 電気・ガス事業に関する復旧支援対策

(7) 中部近畿産業保安監督部（近畿支部）

- ① 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保
- ② 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保

(8) 近畿運輸局

- ① 所管する交通施設及び設備の整備についての指導
- ② 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- ③ 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
- ④ 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請
- ⑤ 特に必要があると認める場合の輸送命令
- ⑥ 災害時における交通機関利用者への情報の提供

(9) 近畿地方整備局

- ① 国土交通省管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- ② 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- ③ 国土交通省管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- ④ 指定河川の洪水警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- ⑤ 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- ⑥ 国土交通省管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- ⑦ 国土交通省管理の公共土木施設の復旧に関すること
- ⑧ 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること

(10) 大阪航空局大阪空港事務所

- ① 空港（航空通信、無線施設を含む。）及び航空機の保安
- ② 遭難航空機の捜索及び救助

(11) 国土地理院近畿地方測量部

- ① 災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握及び提供に関すること
- ② 地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関すること

(12) 大阪管区気象台（京都地方気象台）

- ① 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表
- ② 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備

(13) 近畿総合通信局

- ① 電波の統制管理
- ② 災害時における電気通信の確保及び非常無線通信の運用管理
- ③ 非常通信協議会の育成指導

- ④ 非常通信訓練の計画及びその実施訓練
 - ⑤ 防災及び災害対策の係る無線局の開設等、整備の指導
 - ⑥ 災害対策用移動通信機器等の貸し出し
 - ⑦ 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
- (14) 京都労働局
- ① 産業災害予防対策
 - ② 業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく迅速な給付の実施
 - ③ 災害応急対策に必要な労働力の確保
- (15) 近畿地方環境事務所
- ① 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定に関すること
 - ② 特に必要があると認める場合の有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整
- (16) 近畿中部防衛局
- ① 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること
 - ② 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する京都府その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること

4. 自衛隊（陸上自衛隊第4施設団）

- ① 要請による災害派遣活動

5. 指定公共機関

- (1) NTT西日本株式会社（京都支店）
- ① 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
 - ② 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
 - ③ 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
 - ④ 災害を受けた通信設備の早期復旧
 - ⑤ 災害復旧及び被災地における情報流通について、市民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携
- (2) KDDI株式会社（関西総支社）
- ① 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
 - ② 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
 - ③ 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
 - ④ 災害を受けた通信設備の早期復旧
 - ⑤ 災害復旧及び被災地における情報流通について、市民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

(3) 株式会社NTTドコモ（関西支社）

- ① 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- ② 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- ③ 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
- ④ 災害を受けた通信設備の早期復旧
- ⑤ 災害復旧及び被災地における情報流通について、市民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

(4) NTTドコモビジネス株式会社

- ① 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- ② 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- ③ 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
- ④ 災害を受けた通信設備の早期復旧
- ⑤ 災害復旧及び被災地における情報流通について、市民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

(5) 日本赤十字社（京都府支部）

- ① 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護
- ② 災害時における被災者の救護保護
- ③ 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整
- ④ 義援金の募集及び義援品の募集・配分

(6) 西日本旅客鉄道株式会社（京滋支社、阪奈支社）

- ① 鉄道施設等の保全
- ② 災害時における救助物資及び避難者の輸送
- ③ JR通信施設の確保と通信連絡の協力

(7) 日本放送協会（京都放送局）

- ① 住民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底
- ② 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- ③ 社会事業団等による義援金品の募集配分

(8) 関西電力株式会社

- ① ダム施設等の整備と防災管理
- ② 災害時における電力供給
- ③ 被災施設の応急対策及び復旧
- ④ 放射性物質対策

(9) 関西電力送配電株式会社

- ① 電力供給施設等の整備と防災管理
- ② 災害時における電力供給
- ③ 被災施設の応急対策及び復旧

- (10) 日本銀行（京都支店）
 - ① 通貨の円滑な供給の確保
 - ② 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請等
- (11) 西日本高速道路株式会社
 - ① 高速道路の保全
 - ② 高速道路の応急対策及び災害復旧
- (12) 日本通運株式会社（京都支店）
 - ① 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力
- (13) 大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）
 - ① ガス施設等の整備と防災管理
 - ② 災害時におけるガス供給
 - ③ 被害施設の応急対策及び復旧
- (14) 日本郵便株式会社
 - ① 災害時における郵便事業に係る特別事務取扱い及び援護対策に関する事項。
 - ② 災害時における郵便事業運営の確保に関する事項。
 - ③ 施設・用地の避難所や物資集積場所等として相互利用、被災者の避難先や被災状況等に係る情報の相互提供など、災害時における相互協力に関する事項。
- (15) 独立行政法人水資源機構（木津川ダム総合管理所）
 - ① ダム施設等の整備と防災管理

6. 指定地方公共機関

- (1) 株式会社京都放送
 - ① 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
 - ② 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - ③ 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- (2) 一般社団法人京都府医師会
 - ① 災害時における医療救護の実施
- (3) 株式会社エフエム京都
 - ① 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
 - ② 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - ③ 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- (4) 関西鉄道協会
 - ① 協会所属各社との連絡調整
- (5) 近畿日本鉄道株式会社
 - ① 鉄道施設等の保全

- ② 災害時における救助物資及び避難者の輸送
 - ③ 通信施設の確保と通信連絡の協力
- (6) 一般社団法人京都府バス協会
- ① 協会所属各社との連絡調整
- (7) 一般社団法人京都府トラック協会
- ① 協会所属各社との連絡調整
- (8) 一般社団法人京都府L P ガス協会
- ① 液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保
 - ② 災害時における液化石油ガスの供給確保
 - ③ 協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整
- (9) 公益社団法人京都府看護協会
- ① 災害時における医療救護の実施
 - ② 避難所における避難者の健康対策
- (10) 一般社団法人京都府薬剤師会
- ① 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供
 - ② 調剤業務及び医薬品の管理
- (11) 一般社団法人京都府歯科医師会
- ① 避難所における避難者の健康対策
 - ② 遺体の検視、死体調査、身元確認及び処理に関する協力

7. 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 綴喜西部土地改良区
 - ① 水門、水路等の施設の整備及び防災管理
 - ② 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧
 - ③ 湛水の防排除施設の整備と運用
- (2) 京都やましろ農業協同組合
 - ① 防災営農対策の指導、助成
 - ② 共同利用施設の災害応急対策及び復旧
 - ③ 被災組合員に対する融資又はその斡旋
 - ④ 生産資材等の確保又は斡旋
- (3) 金融機関
 - ① 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
- (4) 学校法人
 - ① 避難施設の整備と避難の訓練
 - ② 被災時における応急教育対策

③ 被災施設の復旧

(5) 京田辺市L P ガス保安連絡協議会

① L P ガスの防災管理

② 災害時におけるL P ガスの供給

(6) 京田辺市建設業協会

① 復旧機材確保

② 災害復旧の支援

(7) バス会社

① 安全輸送の確保

② 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力

(8) 京都府高圧ガス地域防災協議会

① 高圧ガスの防災管理

(9) 京田辺市上下水道協同組合

① 復旧機材の確保

② 応急復旧の支援

(10) 綾喜医師会

① 災害時における救護班の編成並びに医療の確保及び負傷者の医療、助産救護

(11) 京田辺市社会福祉協議会

① 災害時における災害ボランティアセンターの運営

第2章 京田辺市の概況と災害特性

第1節 京田辺市の概況

1. 京田辺市の地勢

山城盆地（京都盆地）の南部に位置し、市域は南北10.9km、東西5.5kmで、面積は42.92km²である。

東は、木津川をはさんで、城陽市、井手町に接し、西は生駒山系北端の甘南備山系により、大阪府枚方市、奈良県生駒市と境を分かち、北は八幡市、南は精華町と接している。

また、京田辺市は、京都府・大阪府・奈良県にまたがる京阪奈丘陵において建設が進められている関西文化学術研究都市の北東部分に位置し、人口72,003人（令和7年1月1日現在）を擁する、山城南部一帯の行政・経済・文化の中心地となっている。

2. 地形の概況

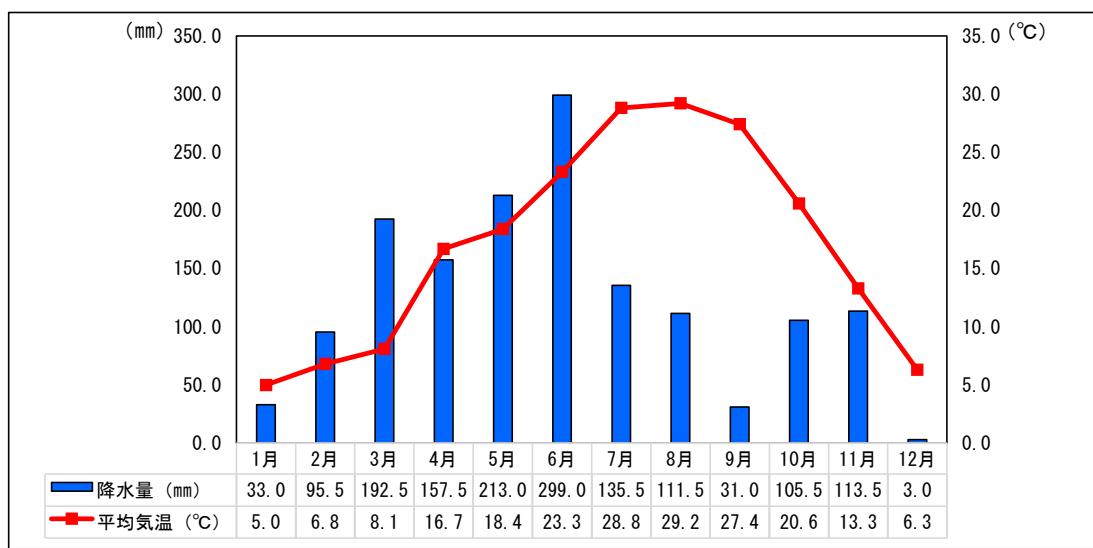
生駒山系に連なる甘南備丘陵（標高221m）の山麓から、南北にかけて扇状に城南平野として広がっており、市全体が東に傾斜している。この城南平野を形成した木津川が京田辺市東端を流れ、西部の生駒山系を水源とする市内の河川は、すべて木津川に流入している。木津川及び市内の約30河川のうちの大半は南山城地方特有の「天井川」を形成している。

木津川上流の山地は花崗岩砂が多く、木津町以北の下流部の氾濫原では河床が高いため自然堤防も発達している。また木津川は、山城3河川の中でも傾斜が最もゆるく、富野荘～八幡間の平均勾配は1/1200程度である。

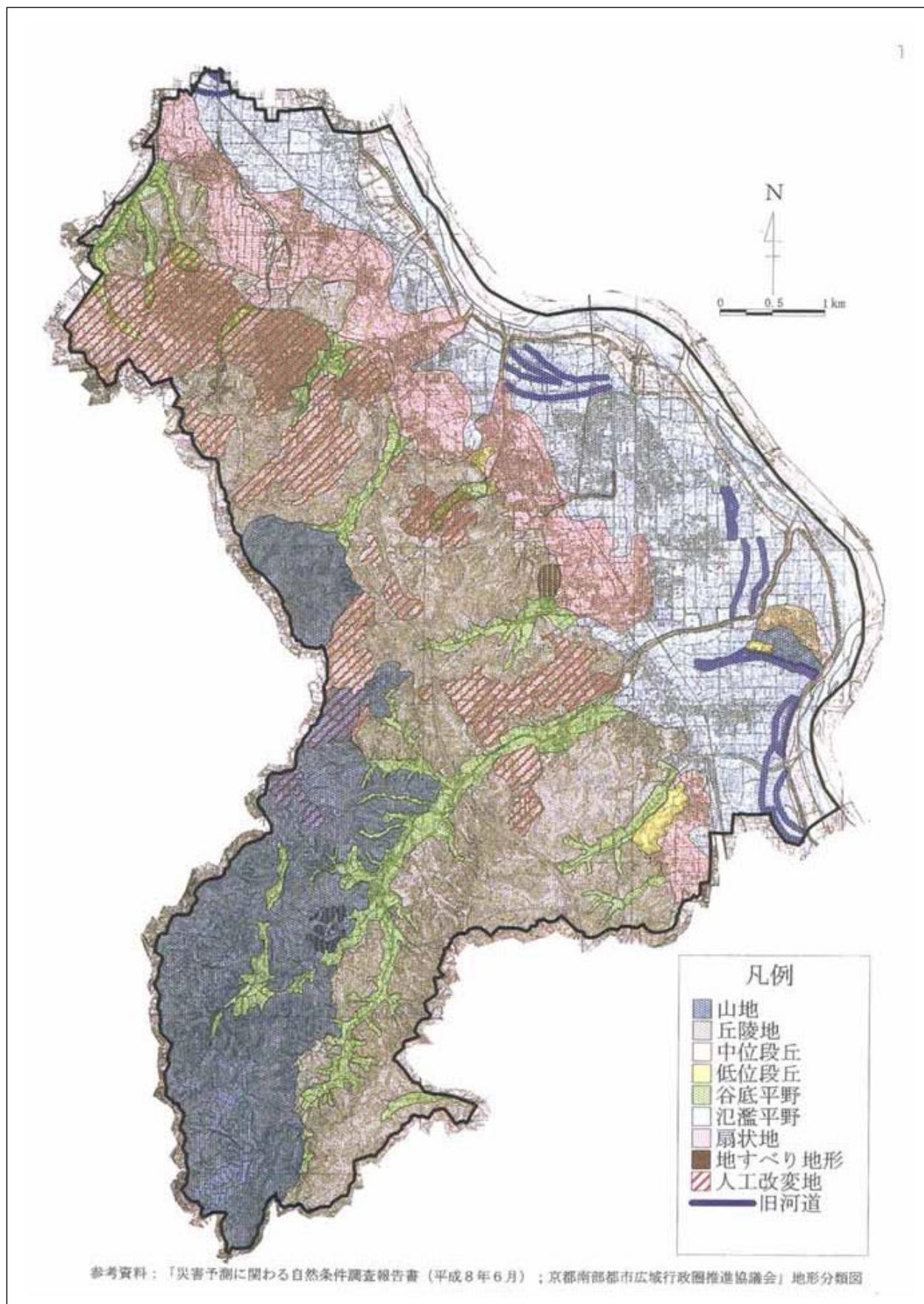
旧来、集落は木津川の氾濫を避けるため、扇状地等に形成されてきたが、最近では大規模な住宅開発等により丘陵地の人工改変が顕著である。

3. 気象状況

主として表日本型の気象の特色を有し、温暖で冬は雨量が少なく、春先から梅雨期にかけては、降水量が増加することがある。



■気象の状況（令和6年） 出典：気象庁



■京田辺市地形分類図

4. 地質の概況

本市周辺の地質は、右図に示すとおりである。生駒山地の背骨は花崗岩で形成されており、山地の南端の峠付近や信貴山には、安山岩や玄武岩の岩脈もみられる。また、北部の甘南備山と男山の石清水付近にはわずかながら古生層がみられる。生駒山地東斜面の緩傾斜地、京田辺市西部の甘南備丘陵は、大阪層群とよばれている洪積層の砂や粘土や礫などによって構成されたやわらかい地層である。この洪積層の東側木津川沿岸は、木津川によって形成された沖積層である。

5. 交通条件

(1) 道 路

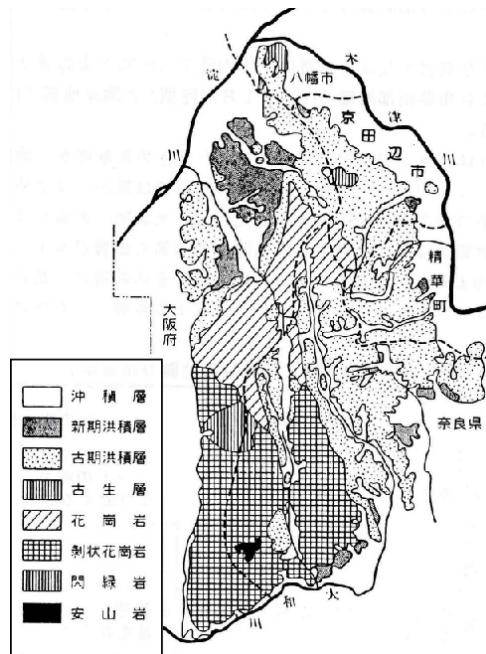
主要な幹線道路としては、東西に国道 307 号、府道生駒井手線、南北に京奈和自動車道と府道八幡木津線が通っており、京阪神方面へ向かう京都府南部における交通の結節点となっている。

また、府道八幡木津線のバイパスとして建設が進められていた山手幹線は、平成 30 年 3 月に市内全線が開通し、木津川左岸地区の南北主軸道路としての役割が期待されている。

さらに、平成 15 年（2003 年）に第二京阪道路が一部開通し、平成 22 年（2010 年）3 月には全線開通したことにより大阪方面へのアクセスが一層向上した。また、新たな国土軸となる新名神高速道路の城陽～八幡京田辺間が平成 29 年（2017 年）4 月に開通し、京都府南部のみならず近畿の交通結節点としての役割が期待される。

(2) 鉄 路

市域には J R 片町線（学研都市線）と近鉄京都線がある。2 つの鉄道線は、市域中～南部においては市域のほぼ中央部を南北に縦断し、北部においては J R 線が東西方向に、近鉄線は南北方向にそれぞれ通っている。市域内の鉄道駅としては、J R 片町線（学研都市線）が 5 駅（松井山手駅、大住駅、京田辺駅、同志社前駅、J R 三山木駅）、近鉄京都線が 4 駅（新田辺駅、興戸駅、三山木駅、近鉄宮津駅）ある。



■生駒山地の地質図

第2節 地震災害の特性

1. 地震のタイプ

一般に、地震のタイプは発生原因別に分類して、①内陸型の地震、②海溝型の地震、③火山性地震の3つに大別される。

- ① 内陸型の地震：活断層の活動によって発生する地震
- ② 海溝型の地震：海溝付近に位置するプレート境界付近で発生する地震
- ③ 火山性の地震：火山活動時のマグマの活動で発生する地震

日本国内で大きな被害を及ぼす地震は、①内陸型の地震と②海溝型の地震が多く、内陸型の例として兵庫県南部地震（1995年1月）や新潟県中越地震などが、また海溝型の例として関東地震（1923年9月）、東北地方太平洋沖地震（2011年3月）などが挙げられ、いずれも大災害を引き起こしている。

地震による揺れは、地下の岩盤にずれが生じたときの衝撃波が、地震波として地盤を伝搬する際に生じる。内陸型の地震と海溝型の地震では震源の深さや揺れを及ぼす範囲が異なり、内陸型の地震では地下の浅部で発生し、地震動の影響が及ぶ範囲が狭いのに対し、海溝型の地震では深部で発生し広範囲に地震動の影響が及ぶ。ただし、内陸型の地震は地下数10km未満の比較的浅いところに位置する活断層の活動によって生じるため、狭い範囲に甚大な被害を与えることがあり、「直下型地震」とも呼ばれている。

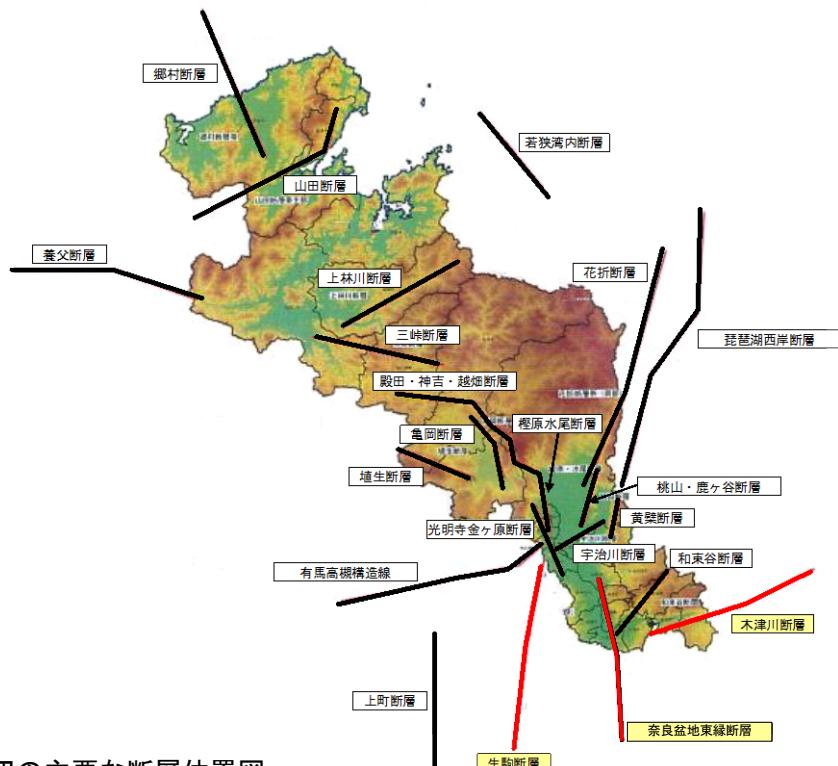
■内陸型の地震と海溝型の地震の相違点

地 震 特 徴	内陸型の地震	海溝型の地震
震 源 位 置	・地下数10km未満の活断層	・プレートの境界、海洋の海溝下に位置することが多い
揺れを及ぼす範 囲	・狭 い	・広 い
被 害 の 特 徴	・震央付近を中心に甚大な被害を与える。	・広範囲に被害を与える。 ・津波を伴うことがある。
主 な 地 震 例	・濃尾地震（1891年10月） ・北丹後地震（1927年3月） ・福井地震（1948年6月） ・兵庫県南部地震（1995年1月） ・新潟県中越地震（2004年10月） ・熊本地震（2016年4月）	・関東地震（1923年9月） ・南海地震（1946年12月） ・日本海中部地震（1983年5月） ・北海道南西沖地震（1993年7月） ・東北地方太平洋沖地震（2011年3月）

2. 京田辺市周辺の活断層分布状況

過去に京田辺市及びその周辺に被害をもたらした地震の震源をみると、内陸部に震源をもっているものがほとんどである。このことから、京田辺市においては海溝型地震（海溝付近に位置するプレート境界付近で発生する地震）よりも内陸型地震（活断層の活動によって発生する地震）のほうが危険性が高いといえる。

京都府による地震被害想定調査では、地震調査研究推進本部など国の専門機関をはじめとする最新の知見に基づいた評価を行い、京都府内に影響を及ぼす地震として、京都府及び周辺地域に認められる以下の22の活断層に南海トラフ地震を加えた23の震源を選定し、それぞれの震源における地震規模とそれに伴う府内の震度及び建物・人的被害が想定されている。



■ 京都府周辺の主要な断層位置図

■ 京都府に影響を及ぼす主な想定地震

番号	対象震源断層		断層延長 (km)	地震の規模 (M)	番号	対象震源断層		断層延長 (km)	地震の規模 (M)
1	花折断層帯	花折断層帯(北部・中南部)	47	7.5	13	郷村断層帯		34	7.4
2		桃山－鹿ヶ谷断層	11	6.6	14	上町断層帯		42	7.5
3	黄檗断層		10	6.5	15	生駒断層帯		38	7.5
4	奈良盆地東縁断層帯		35	7.5	16	琵琶湖西岸断層帯		55	7.7
5	西山断層帯	亀岡断層	13	6.7	17	有馬高槻断層帯	有馬－高槻断層帯	34	7.2
6		樺原－水尾断層	15	6.6	18		宇治川断層	10	6.5
7		殿田－神吉－越畠断層	31.5	7.2	19	木津川断層帯		19	7.3
8		光明寺－金ヶ原断層	15	6.8	20	埴生断層		17	6.9
9	三峠断層		26	7.2	21	養父断層		35	7.4
10	上林川断層		26	7.2	22	和束谷断層		14	6.7
11	若狭湾内断層		18	6.9	23	南海トラフ地震		—	9.0
12	山田断層帯		33	7.4					

3. 過去の地震被害

京田辺市に影響が及んだ大規模な地震としては、昭和11年（1936年）2月21日の河内・大和地震と平成7年（1995年）1月17日の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）がある。

河内・大和地震では、興戸地区の丘陵地で亀裂が生じた記録が残されており、兵庫県南部地震では、建物の半壊（1棟）や一部損壊等の被害が報告されている。

「新編 日本被害地震総覧（1996）；東京大学出版会」より抽出した京田辺市周辺のおもな地震被害履歴を以下に示す。

■京田辺市周辺の主な地震被害履歴（1）

番号	年号 西暦	震央地名	マグニチュード	被害状況
1	天長4年 827年	京都	6.5～7.0	舎屋多く潰れ余震が翌年6月まであった。
2	天慶元年 938年	京都・紀伊	7.0	宮中の内膳司頽れ死者4人、その他東西両京の舎屋、築垣倒れるもの多く、堂塔仏像も多く倒れる。高野山の諸伽藍破壊。堂塔は転倒しなかった。
3	貞元元年 976年	山城・近江	6.7以上	宮城諸司・両京屋舎転倒多く、諸寺院に被害大。死者50以上。また近江国分寺の大門倒れ仁王像破損、関寺（大津市）の大仏破損。国府庁以下雑屋30余倒れる。
4	康和元年 1099年	南海道・畿内	8.0～8.3	興福寺西金堂・塔小破、大門と廻廊が倒れた。摂津天王寺廻廊倒る。土佐で田千余町みな海に沈む。「近衛家文書」によると木曾川下流の鹿取・野代の地が「空変海塵」の状態となつたが数十年後に漸く陸地となり開作可能となつた。
5	文治元年 1185年	近江・山城・大和	7.4	京都の震害とくに大。なかでも白河辺の被害大きく、閑院の皇居棟折け、釜屋以下転倒、西廊倒れ、法勝寺の九輪塔大破し倒潰同様、その他寺院でも堂塔破潰す。民家や築垣の倒潰破損多く、築垣は東西面が倒潰多く南北面はすこぶる残るという。死者多く、宇治橋落つ。渡橋中の10人川に落ち1人溺死。比叡山の諸建物の倒潰、傾くもの多く、三井寺・醍醐寺・唐招提寺にも被害。琵琶湖の水北流し水減す。のちに旧に復す。近江で田3町地裂け淵となる。
6	文保元年 1317年	京都	6.5～7.0	1月3日辰あるいは巳刻に京都に強震。東寺の塔の九輪折れ傾き寺内の灌頂院破損し多くの余震を伴つたが1月5日大地震となる。白河辺の人家悉く潰れ死5人。法勝寺・法成寺の堂宇門楼傾き倒れる。5日未の刻に清水寺火を発し塔と鐘楼を焼く。
7	宝徳元年 1449年	山城・大和	5.75～6.5	京都の仙洞御所傾き、東寺では築地崩れ、南大門など破損。洛中の堂塔、築地の被害多く、東山・西山でところどころ地裂け、奈良興福寺の築地悉く崩る。若狭街道長坂の辺で山崩れ、人馬多く死す。淀大橋3間、桂橋2間落ちる。
8	慶長元年 1596年	京都及び畿内	7.5±0.75	京都三条より伏見に至る間の被害多く、伏見城の天守大破、石垣崩れ、上臈73人・仲居下女500余人圧死。「地震加藤」で有名。京都では東寺・天童寺・大覚寺・二尊院倒潰、民家の倒潰も多く、死傷も多かった。堺で死600余、家屋倒潰多し。高野山では大塔の九輪の四方の鎖が切れたという。奈良では唐招提寺で戒壇・僧堂など倒れる。法隆寺・海竜王寺・興福寺など破損。大阪・神戸でも潰家きわめて多く、近江の栗田郡葉山村も潰家・死者が多かった。

出典：「新編 日本被害地震総覧（1996）：東京大学出版会」

■京田辺市周辺の主な地震被害履歴(2)

番号	年号 西暦	震央地名	マグニチュード	被害状況
9	寛文2年 1662年	山城・大和 河内・和泉 摂津・丹後 若狭・近江 美濃・伊勢 駿河・三河 信濃	7.25～7.6	比良岳付近の被害が甚大。唐崎・志賀両郡1万4,800石のうち田畠85町ゆり込み(湖中にか?)潰家1,570。大溝で潰家1,020余(95%以上か?)死37。彦根で潰家1,000、死30余。朽木谷付近では比良岳の山崩れにより谷が埋め丘となる。滋賀郡倉川の複村は総戸数50で、死300余。所川村(朽木谷上流で南へ2里)では戸数50、人口300余で死260余。生存37、他は不明で、家は皆地下に埋没したという。京都で町屋倒潰1,000死200余ともいう。六地蔵・鞍馬で山崩れ。向島の堤300間途切れうち46～47間は地中へ4～5尺ゆり込む。彦根・膳所・亀山・小浜・篠山・桑名・高須・大阪・水口・伏見・高槻・岸和田・淀(山城)・尼ヶ崎などの諸城では石垣・櫓堀・多門などにさまざまな被害あり小浜で城の櫓・多門・石垣・蔵・家中侍屋敷・町屋まで破損。三方断層の西側三方五湖の久々子湖で約3m、水月湖東部気山川河口で3～4.5m隆起した。
10	天保元年 1830年	京都及び隣国	6.5±0.2	烈震地域は京都市内に限られる。洛中洛外の土蔵で被害を受けないものはなかったが、民家の倒壊は千に一つもなかったという。京都での死280、傷1,300、伏見では町屋の倒壊あり。宇治橋半ば落つ。大津では死1、傷3、潰家6。三井寺は障りなしという。有感範囲は紀伊・伊勢・大垣・氷見・因幡・丹後・美作・四国にまで及んだ。
11	昭和2年 1927年	京都府西北部 北丹後地震	7.3	被害は丹後半島の頸部が最も激しく、その他淡路島の北半で土壌の崩壊、家屋の小破。大阪の鶴町で道路の地割れから泥水を噴出し浸水家屋あり。鳥取市で傷1、米子で家屋倒壊2、破損2。また、滋賀・岡山・福井・徳島・三重・香川・奈良各県で小被害があった。京田辺市周辺の震度はV。
12	昭和11年 1936年	大和・河内 河内大和地震	6.4	奈良・大阪両府県の境で振動が強かった。全壊家屋が少なく、特に被害の集中した町村はない。京田辺市周辺の震度はIV～V。
13	昭和21年 1946年	南海道沖 南海地震	8.0	被害は中部地方から九州にまで及んだ。全体で死1,330、傷2,632、不明10、家屋全壊11,591、半壊23,487、流失1,451、浸水33,093、焼失2,598。京田辺市周辺の震度はIV。
14	昭和27年 1952年	奈良県中部 吉野地震	6.8	大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀で被害大。京都府の被害は死1、傷20、住家全壊5、半壊10、破損8。和歌山・愛知・三重・岐阜・石川の各県でも小被害があった。奈良春日社の石灯籠の約1,600のうち650が倒壊した。震源がやや深いために、被害のあった区域が広くなっている。京田辺市周辺の震度はIV。
15	昭和43年 1968年	京都中南部	5.6	綾部市で住家半壊1、一部破損1、和知町周辺で落石・道路の亀裂などの小被害。
16	平成7年 1995年	淡路島付近 兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7.2	本地震では地震災害としてあげられる全ての被害事象が発生した。火災・液状化による被害建物・ライフラインの被害道路・鉄道の被害などが顕著であった。 被害概要：死者 6,308人（消防庁調べ） 負傷者 約41,500人 家屋全壊 103,385棟 建物半壊 127,873棟 火災数 531件 被害額(概算) 約96,000億円 京田辺市周辺の震度はIV～V。 市内の被害は住宅15棟(半壊1棟、一部損壊14棟)、非住宅(公共建物、その他)7棟、文教施設7箇所、建物以外の被害17個である。

出典：「新編 日本被害地震総覧(1996)：東京大学出版会」

第3節 地震被害想定

1. 想定地震の設定について

令和5年度及び令和6年度に京都府が実施した「京都府地震被害想定調査」によれば、京田辺市に大きな地震動が及び甚大な被害を及ぼすと想定されているのは「生駒断層」、「奈良盆地東縁断層帯」及び「木津川断層」を震源とする地震であり、このうち、「生駒断層」を震源とする地震が発生した場合には、地震規模はM=7.5、市域では最大震度7に達すると想定されている。

なお、国は、東海・東南海・南海地震が起きる南海トラフ（浅い海溝）沿いの3つの地震が連動した場合の想定震源域を従来の約2倍に拡大し、東日本大震災と同じマグニチュード9.0に引き上げる中間報告をまとめており、これに基づき府の被害想定が見直された際には、その結果も反映するものとする。

2. 地震被害想定の概要

ここでは、前述の「京都府地震被害想定調査」から、「生駒断層」を震源とする地震が発生した場合の市内における建物被害、人的被害等についての地震被害想定を整理した。

(1) 推定震度

「生駒断層」を震源とするマグニチュード7.5の地震が発生した場合、木津川沿いの低平地では最大震度7～6強、市南部の山地及び丘陵地やその他の地域でも震度6強から6弱の揺れが想定される。

(2) 液状化危険度

本市内において液状化する危険性が高い地域は、木津川や普賢寺川周辺の氾濫平野及び扇状地、谷底平野に分布しており、本市の市街地・集落の多くが液状化が発生する可能性のある地域に立地している。

(3) 建物被害

「建物被害」は約8,120棟に及び、そのうち約3,600棟は全壊に至ることが想定される。なお、全壊する建築物の多くは昭和56年以前の旧耐震基準により建築された木造建築物であると予想される。

(4) 人的被害、り災者、避難場所生活者

住宅の倒壊や火災による死者数は約110人、また、負傷者数も約920人に及び、9,340人が、住宅の被害等により一時的に避難所へ避難する事態となることが想定されている。

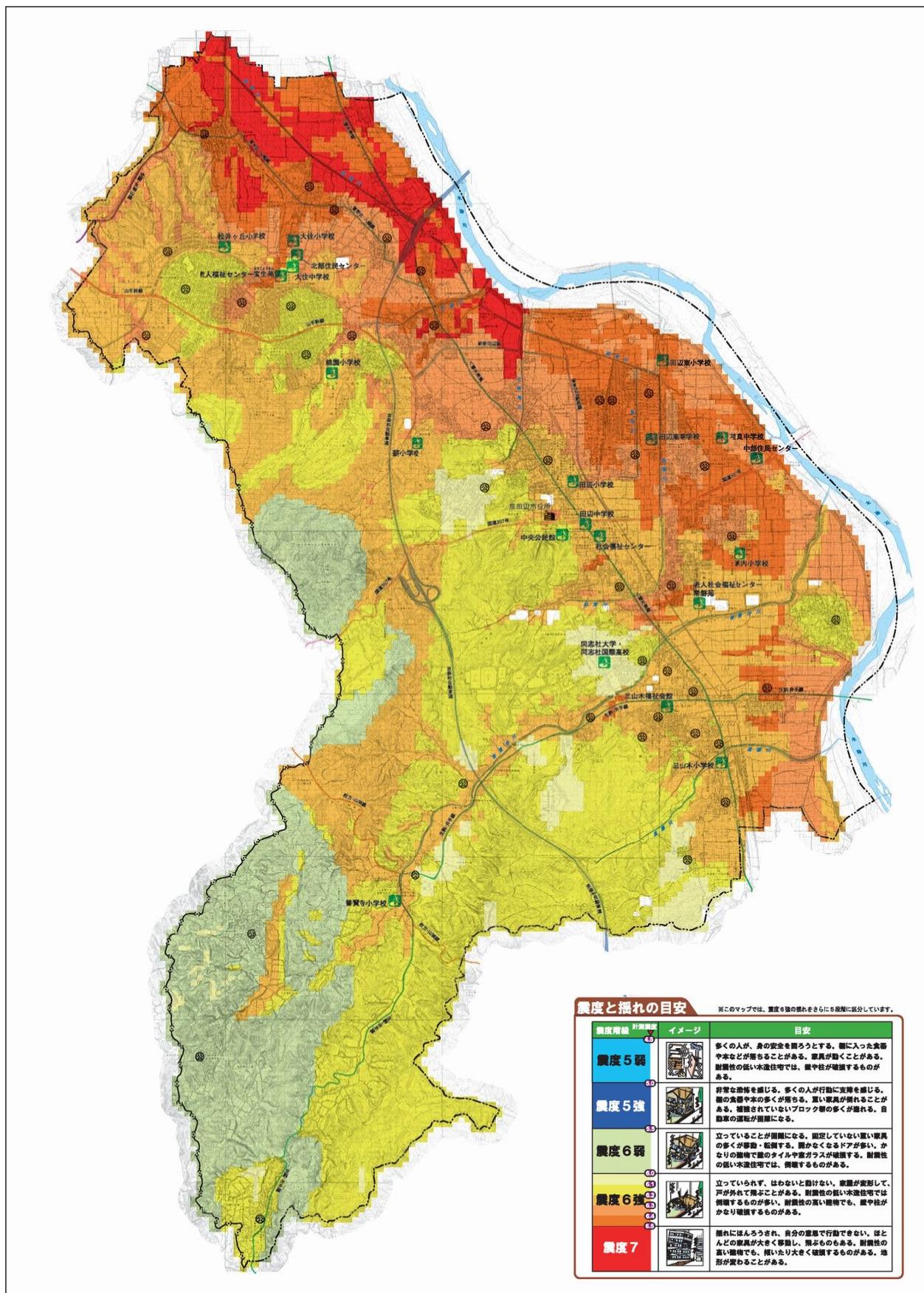
(5) ライフライン等の被害

上水道 (断水人口)	下水道 (機能支障人口)	電力 (停電軒数)	固定電話 (不通回線数)	携帯電話基地局 (エリア最大停波率)	都市ガス (供給停止率)
66,456人	9,363人	1,429軒	1,464回線	10.8%	15.0%

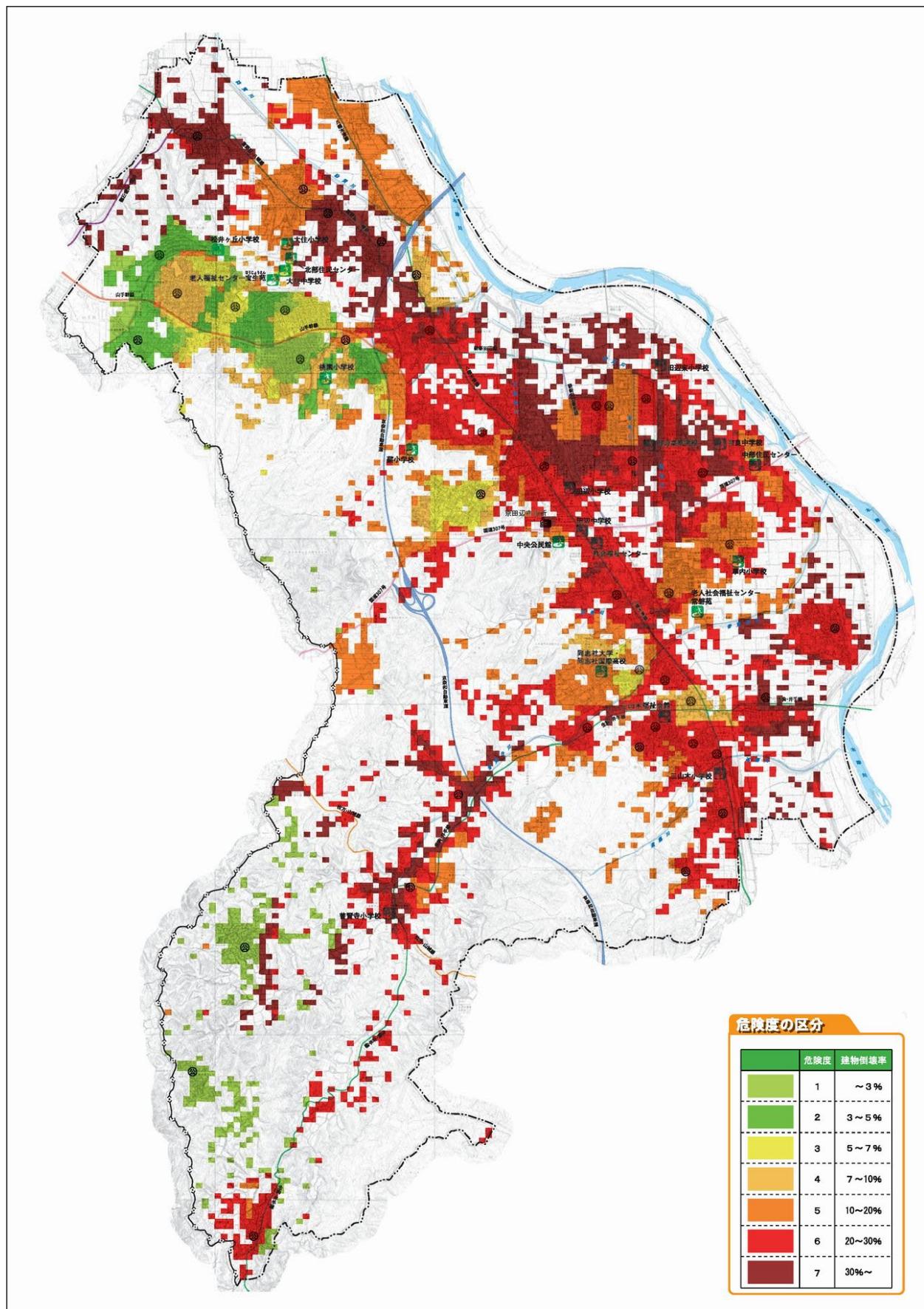
※被害の数値は、冬18時・発災直後のもの

■ 「生駒断層」及び「奈良盆地東縁断層帯」、「木津川断層」を震源とする地震被害一覧

想定地震	震度分布	予測される被害	
		市内 の 震 度	6弱～7
生駒断層 (M7.5)	<p>震度3以下 震度4 震度5弱 震度5強 震度6弱 震度6強 震度7</p> <p>【府全域】</p> <p>【市全域】</p> <p>京田辺市</p>	建物被害	全 壊 約3,600棟
		半 壊・一部損壊	約4,200棟
		焼失建物	約370棟
		人的被害	死者 約110人 負傷者 約920人
		避難者数 (短期)	約9,300人
		市内 の 震 度	5強～7
		建物被害	全 壊 約1,100棟
奈良盆地 東縁断層 (M7.5)	<p>震度3以下 震度4 震度5弱 震度5強 震度6弱 震度6強 震度7</p> <p>【府全域】</p> <p>【市全域】</p> <p>京田辺市</p>	半 壊・一部損壊	約2,600棟
		焼失建物	約40棟
		人的被害	死者 約30人 負傷者 約400人
		避難者数 (短期)	約3,100人
		市内 の 震 度	5強～6強
		建物被害	全 壊 約790棟
		半 壊・一部損壊	約2,300棟
木津川断層 (M7.3)	<p>震度3以下 震度4 震度5弱 震度5強 震度6弱 震度6強 震度7</p> <p>【府全域】</p> <p>【市全域】</p> <p>京田辺市</p>	焼失建物	約20棟
		人的被害	死者 約20人 負傷者 約330人
		避難者数 (短期)	約2,300人



■ 「生駒断層」を震源とする地震発生時における市内の震度分布図



■「生駒断層」を震源とする地震発生時における市内の建物倒壊率

第3章 防災施策の概要

第1節 防災ビジョン

1. 計画の方針

京田辺市の地域特性や今後の開発動向及び阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、市民の生命・身体及び財産を災害から保護するとともに、京田辺市の安全性をより一層高める地域基盤の整備等により、災害に強いまちづくりを実現する。

2. 基本理念

『緑豊かで健康な文化田園都市』を目指す都市像としたまちづくりを具体的に推進し、安心して快適に暮らせるまちとしていくためには、まちの安全性を確保することが必要不可欠である。そのためには、市民の生命・身体及び財産を守るための長期的な視点に立った災害に強い安全なまちづくりを進めることが必要である。

上記の内容を受け、具体的な防災に取り組む基本理念を以下に示す。

- (1) 災害に対して、積極的な防災型のまちづくりを推進する。
- (2) 行政のみでなく、市民参加を念頭に置いた「災害に強いまちづくり」を行う。
- (3) 災害発生時に迅速な対応がとれるよう、ハード（防災施設・設備）、ソフト（情報・教育・訓練）の両面にわたる防災対策を推進する。
- (4) 防災環境の整備や防災思想及び防災知識の普及・啓発を図ることにより、安心を育むまちづくりを推進する。
- (5) 共助の基本として市民の防災行動力の向上を図るため、自主防災組織等の役割の明確化を図る。

3. 基本目標

基本理念に基づき、この計画で達成すべき目標を次に定める。

(1) 防災型のまちづくりの推進

防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震、不燃化等により、災害に強い地域基盤を形成し、まちにおける防災機能の強化に努める。

- ① 耐震・耐火性の高い建築物により構成されたまちへの転換
- ② 防災空間（公園・街路）や防災拠点の整備
- ③ 大規模地震火災に対応できる消防水利の充実
- ④ 耐震性を持ったライフラインの整備
- ⑤ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）の把握・周知、警戒避難体制の整備

(2) 行政と市民が一体となった防災対策の推進

災害に対する日常の「備え」が重要であり、平常時から危機管理体制の整備に努める。また、自主防災組織の育成強化、市民の防災思想・防災知識の普及、啓発を図る。

- ① 中枢組織体制、職員配備体制、参集体制の整備
- ② 平常時における防災教育の充実
- ③ 行政、市民、さらに企業を含めた情報ネットワークの構築
- ④ 自主防災組織育成の積極的支援・援助
- ⑤ ボランティアの活動環境整備
- ⑥ 定期的な防災訓練の実施
- ⑦ 「避難行動・避難所運営マニュアル」に基づく、住民主体の避難、避難所開設・運営体制の整備推進

(3) 情報収集伝達体制の整備

災害発生時における被害情報等を迅速に収集し、関係機関相互の連絡を円滑に行うとともに、市民への的確な広報活動ができるよう、平常時から通信施設等の整備・点検、情報収集伝達体制の確立に努める。

- ① 防災行政無線の整備充実
- ② 被害情報収集体制の整備と伝達窓口の明確化
- ③ 広報・公聴体制の整備
- ④ 震度情報ネットワークシステム、土砂災害監視システム等の活用
- ⑤ 早期被害情報収集システムの活用
- ⑥ 環境放射線モニタリングシステム等の活用

(4) 災害時要配慮者の視点に立ったきめ細やかな防災対策の推進（福祉対策の充実）

高齢者や障がいのある人、在宅療養者、透析が必要な人、糖尿・高血圧などの疾患をもつ人、乳幼児・妊婦及び外国人（以下「災害時要配慮者」という。）は、災害発生時に被害を受けやすく、多くの支援を必要としており、特に災害情報の伝達や避難対策については、災害時要配慮者の視点でチェックしたきめ細やかな整備を推進する。

- ① 災害時に的確な情報提供を行える体制づくりの推進
- ② 市民と自主防災組織が連携した救護体制の確立
- ③ 福祉用具等の調達及び介護職員の確保

(5) 消火・救助・救急体制の整備

災害発時の被害を最小限に軽減するため、消防力の充実・強化とともに、災害時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等多面的な対策を実施する。また、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制を一層充実する。

- ① 消火栓、防火水槽の整備と適切配置及び多様な消防水利の確保
- ② 消火・救助・救急資器材の整備
- ③ 患者等搬送体制の確立
- ④ 自主防災組織等と連携した防災訓練の実施
- ⑤ 事業所等防火対象物の防火管理の充実

(6) 緊急物資の確保・供給

被災者に対して速やかに食料供給ができるよう、被災後数日間の生命維持に必要な物資の備蓄及び給水体制の整備を図る。

- ① 災害発生直後から必要となる食料や毛布等の生活必需品の備蓄及び調達体制の整備
- ② 粉ミルクや紙おむつ等、災害時要配慮者に対する物資の備蓄・調達体制の整備
- ③ 生理用品や更衣スペース等の女性の視点に立った物資の備蓄・調達体制の整備
- ④ 市民による備蓄の啓発
- ⑤ 緊急輸送路の確保

(7) 避難

避難指示等の基準の明確化及び伝達方法等の強化を図るとともに、災害時に市民が安全に避難できるよう、避難所、避難路を選定・整備するとともに、災害時要配慮者や女性に配慮した避難収容体制の整備に努める。また、市域外からの避難者の受け入れ体制の整備に努める。

- ① 的確な避難指示等の発令及び伝達方法等の強化
- ② 避難所等の受け入れ体制の整備
- ③ 災害時要配慮者及び女性への配慮
- ④ 「避難行動・避難所運営マニュアル」に基づく、地域住民組織と連携した避難所等の運営体制の整備

(8) 医療・保健体制の整備

災害時においては、医療救護活動の拠点と災害対策の拠点が、ともに被災を逃れ、迅速に連携して対応することが重要である。

- ① 広域医療体制・拠点の整備
- ② 地域の救護所の設置
- ③ 地域医療班の設定（綴喜医師会との連携）
- ④ 医薬品及び医療用資器材の備蓄機能を強化
- ⑤ 京都府救急医療情報システムの活用（情報ネットワークの構築）
- ⑥ 保健衛生機能の強化

(9) 関係機関との協力、連携

大規模災害時においては、他市町村等と連携して災害応急対策にあたることが重要となる。そのため、円滑な応急活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制の整備を図る。

- ① 他市町村との相互応援体制の整備
- ② 自衛隊との連携
- ③ 応援協定の締結と推進

第2節 第四次京都府戦略的地震防災対策指針

1. これまでの経緯

地震防災戦略（平成17年3月／中央防災会議）が地方公共団体に策定を求めている地域目標、地震防災対策特別措置法第1条の2に定める地震災害の軽減を図るために地震防災対策の実施に関する目標として、府により「京都府戦略的地震防災対策指針」（以下、「第一次指針」という）が策定（平成21年4月）された。

また、第一次指針に挙げた目標を達成するため、より具体的な個別事業やその達成水準・達成目標等を取りまとめた「第一次京都府戦略的地震防災対策推進プラン」を策定した。

その後、東日本大震災の発生（平成23年）や南海トラフ地震被害想定の発表（平成24年・25年）など国の施策を踏まえ、「第二次京都府戦略的地震防災対策指針」を策定し、京都府内に多く存在する活断層による直下型地震を想定したほか、国の被害想定に基づき、発生確率の高い南海トラフ地震を想定し、基本理念、減災目標等の第一次指針の見直しを行った。さらに、地震をはじめとした大規模災害に備えた国や広域団体、本府の動きなども活発化してきたことも踏まえ、令和2年に「第三次京都府戦略的地震防災対策指針」（以下、「第三次指針」という）を策定した。第三次指針では大規模地震発生の可能性が高まっていることを踏まえ、改めて基本理念、減災目標等を見直すとともに、併せて策定した「第三次京都府戦略的地震防災対策推進プラン」に基づき、地震防災対策に取り組んできた。

しかしながら、令和6年1月1日には令和6年能登半島地震が発生したことに伴い、多数の孤立集落の発生や避難生活の長期化など、新たな課題が顕在化したほか、同年8月8日には日向灘を震源とする地震の発生により、初めて発表された南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）への対応に課題が見られたなど、新たな地震防災対策を検討する必要が生じた。そのため、令和5年度から進めてきた府内最大の被害が想定される花折断層帯をはじめとする主要な活断層の地震被害想定の見直し結果も踏まえ、第三次指針の計画期間を前倒しして、新たな戦略的地震防災対策指針を策定するとともに、同推進プランを策定することとした。

2. 指針の位置づけ

- (1) 指針は、今後の10箇年で、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、ボランティア、NPO、企業、大学等が、重点的に取り組むべき施策及び事業の推進方向を示したものである。
- (2) 指針に定められた目標等は、京都府地域防災計画（震災対策計画編）に盛り込み、指針の実効性を高める。
- (3) 地震防災対策特別措置法第1条の2に定める地震災害の軽減を図るために地震防災対策の実施に関する目標に位置づけ、第6次京都府地震防災緊急事業五箇年計画に反映させることとする。
- (4) 指針に掲げた目標を達成するため、より具体的な個別事業やその達成水準・達成目標等を取りまとめた「推進プラン」を別途策定する。
- (5) 京都府国土強靭化地域計画については京都府の国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため様々な計画等の指針となるもので、いわゆるアンブレラ計画として位置づけられ

ることから、本指針は京都府強靭化地域計画の傘下で運用するものである。

3. 計画の期間

令和7年度～令和16年度（10年間）

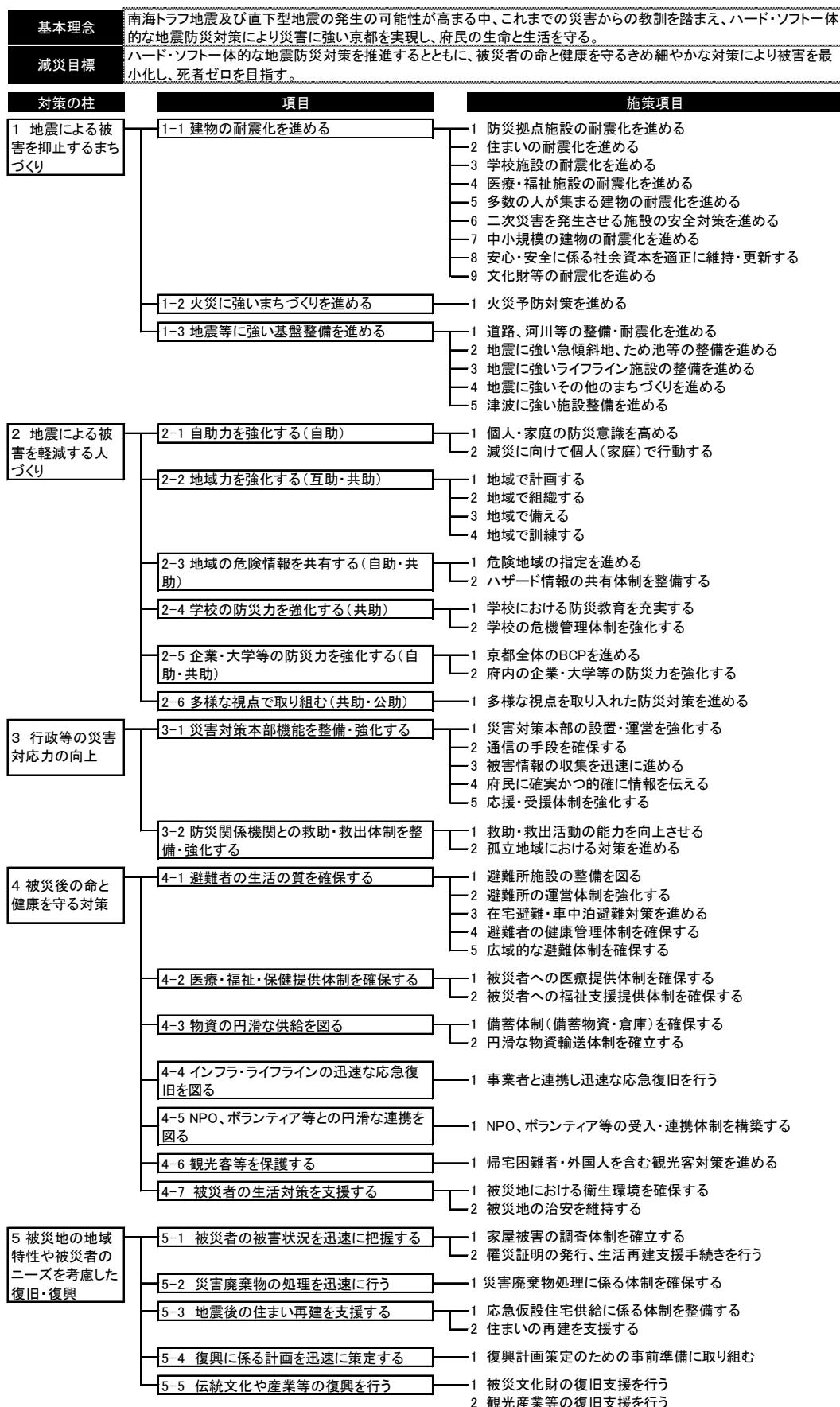
4. 基本理念及び減災目標

「南海トラフ地震及び直下型地震の発生の可能性が高まる中、これまでの災害からの教訓を踏まえ、ハード・ソフト一体的な地震防災対策により、災害に強い京都を実現し、府民の生命と生活を守ることを基本理念に、「ハード・ソフト一体的な地震防災対策を推進するとともに、被災者の命と健康を守るきめ細やかな対策により被害を最小化し、死者ゼロを目指す」ことを目標とする。

5. 計画対象事業

基本理念、減災目標を達成するために、次頁のとおり、事前対策から復興対策に至るまでの具体的な施策項目を設定する。今後、市では、府及び関連機関と連携し、本指針に基づいた地震防災対策とともに、市国土強靭化地域計画の事業を積極的に推進するものとする。

■ 「第四次京都府戦略的地震防災対策指針」における戦略的地震防災対策の体系図



第3節 地震防災緊急事業5箇年計画

1. 計画の方針

地震防災対策特別措置法第2条の規定に基づく京都府地震防災緊急事業5箇年計画に基づき、市において特に緊急を要する施設等の整備を重点的・計画的に推進する。

2. 対象地区

京田辺市全域

3. 計画の初年度

令和3年度

4. 計画対象事業

- (1) 避難場所及び避難路
- (2) 消防用施設
- (3) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (4) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、又はヘリポート
- (5) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (6) 公的医療機関その他法令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (7) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) (6)～(10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- (12) 河川管理施設
- (13) 砂防施設、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で、家屋の密集している地域の地震防災上補強を要するもの
- (14) 地域防災拠点施設
- (15) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (16) 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (17) 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第2編 震災予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 地震情報の伝達計画 【総括部、消防対策部】

1. 計画の方針

気象業務法等に基づき気象庁が地震等を観測することにより発表する「地震に関する情報」等、地震に関する情報を迅速かつ的確に伝達するため、関係機関の一体的活動による通信の確保、伝達組織及び方法等について定める。

2. 計画の内容

(1) 地震に関する情報

地震に関する資料や状況を報告するための「地震に関する情報」は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される。

また、地震に関する情報の伝達手段並びに伝達経路は、「気象予報警報の伝達系統」に準じて行われる。

発表される地震に関する情報と内容は以下のとおりである。

■地震に関する情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上(津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を附加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度情報	震度1以上	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から10分程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。※日本や国外への津波の影響に関する記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

※京田辺市の地域は「京都府南部」

(2) 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。なお、緊急地震速報(警報)のうち予想震度が6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置づけている。

本市及び関係機関においては、地震発生時に住民等が確実に地震対応行動ができるよう、緊急地震速報を迅速に伝達できるシステムの整備に努めるものとする。

(注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来るることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(3) 異常現象発見時の通報

堤防の亀裂や漏水、土砂災害の前兆現象など、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

① 発見者の通報

異常な現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は市長に、火災に関する場合は消防署等に、他の現象の場合は市長又は警察署に通報するものとする。

② 警察官の通報

通報を受けた警察官は、直ちに市長及び上部機関に通報するものとする。

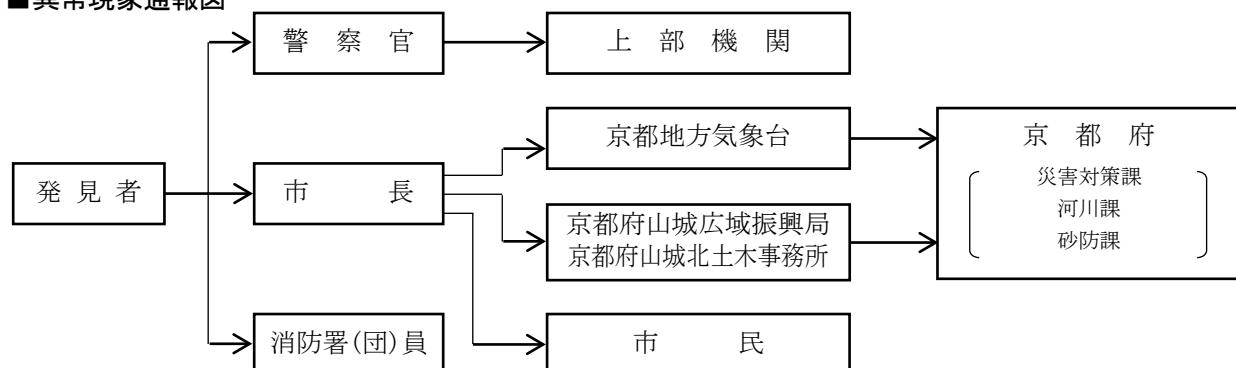
③ 市長の通報

①、②によって通報を受けた市長は、直ちに気象官署及び京都府山城広域振興局に通報するとともに、市民に対し周知を図るものとする。

④ 京都府山城広域振興局の通報

③により通報を受けた京都府山城広域振興局は、直ちに府（本庁関係課）に通報するものとする。

■異常現象通報図



(4) 地震に関する情報の伝達及び周知

① 周知徹底の方法

地震に関する情報の伝達を担当する各機関は、あらかじめ定めた方法により関係者及び市民に対し周知徹底を図るものとする。

(ア) 伝達組織を通じて徹底する方法

- (イ) ラジオ放送、テレビ放送、インターネット等による方法
- (ウ) マイク、公用車等を利用する方法
- (エ) サイレン、警鐘等による方法

② 情報伝達の迅速化

地震に関する情報の通報連絡は、その迅速化を図るため、あらかじめモデル文例を定めて実施するよう努めるものとする。

③ 情報連絡体制の確立

地震に関する情報の連絡にあたる各機関は、あらかじめ受報体制を確立する等、常に連絡体制の整備に努めるものとする。

第2節 河川防災計画 【建設対策部、経済環境対策部】

1. 現況

京田辺市を流れるすべての河川は、木津川に合流しており、その大半が「天井川」を形成している。

天井川は宅地等より河床が高いため、周辺地域においては洪水の危険性が高かった。しかし、近年では河床の切り下げ、水門・樋門等の整備など防災対策を順次進めており、洪水の危険性は低くなっている。 [資料編：表-2.3 河川一覧表]

2. 計画の方針

河川構造物の耐震化は、被災に伴う二次災害の予防を図るために極めて重要である。このため市域内の河川等の現況危険箇所等を把握し、国、府に耐震化をはじめとする河川整備の促進を要請するとともに、河川改修、排水事業等防災事業の推進に努め、適正な維持管理を行う。

3. 計画の内容

(1) 河川構造物、排水機場の耐震化の推進

河川構造物の被災に伴う二次災害を防止するため、堤防や樋管、排水機場等の河川施設の耐震化とともに、天井川の切り下げ等による河川改修を推進する。

(2) 適正な維持

河川等の防災施設や危険箇所の点検を行い、必要に応じ堆積土砂の浚渫や構造物の補修など、適正な維持管理によって水害を予防する。

第3節 土砂災害対策計画 【建設対策部、府（山城広域振興局農林商工部、山城北土木事務所）】

3-1 地すべり対策計画

1. 現況

地すべりは特別な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、一見しただけでは山崩れとは判断しがたいが、最初は緩慢な活動に始まって最後は山崩れと同じような崩壊をするものである。発生原因は主として地下水に起因しているが、強い地震動によって地すべりが発生することもある。

市内においては、地すべりが発生するおそれのある土砂災害警戒区域等（地すべり）に指定された箇所が1箇所、農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域が1箇所指定されている。

[資料編：表-2.6 地すべり防止区域一覧表]

2. 計画の方針

地すべり防止区域の地すべり運動の把握を的確に行うために、各種の調査を広範囲に実施して、市内の地すべりの特性に合致した対策工を施工する。

3. 計画の内容

- (1) 地形・地質調査、表面移動量調査、地下水・地表水調査等を広範囲に実施して、地すべり危険区域運動形態の特徴、地下水・地表水との関連性等を詳細に調べる。
- (2) 地すべり調査結果に基づいて、地すべり防止区域の指定を促進する。
- (3) 地すべりと地下水・地表水との関連を調査し、影響を与える地下水・地表水を排水する集水井戸、排水ボーリング、暗渠、水路等を設置する。
- (4) 地すべりを抑止するため擁壁工、杭打工、土留工等を施工し、また、地すべり脚部の浸食を防止するため、ダム工、床固工、導流堤、水制工及び根固め等を施工することもある。
- (5) 土砂災害警戒区域等（地すべり）では、地盤変位の観測機器の整備及び警戒避難体制の整備の指導を行う。

市における土砂災害警戒区域等（地すべり）及び地すべり防止区域を資料編に示す。該当区域では降雨時において特に警戒にあたるものとする。

[資料編：表-2.6 地すべり防止区域一覧表]

3-2 急傾斜地崩壊対策計画

1. 現況

本市において、急傾斜地（傾斜度30度以上、高さ5m以上のもの）及びその付近の土地である、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）に指定された区域が118区域ある。また、急傾斜地（傾斜度30度以上、高さ5m以上のもの）で、その崩壊により人家5戸以上、あるいは5戸未満であっても官公署、学校等の建物に危害が生じるおそれのある地区で、一定の行為を制限する必要がある、急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域が10区域ある。

[資料編：表-2.7 急傾斜地崩壊危険区域一覧表]

2. 計画の方針

地震の際には斜面崩壊や地盤の緩みが生じ、降雨により二次的な土砂災害の発生する危険性の増大が懸念される。このため、土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）のうち、避難路、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され地震防災上緊急度が高い区域について、防災工事を施工して災害の未然防止及び被害の軽減を図る。

3. 計画の内容

(1) 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）については、以下の対策を実施する。

- ① 急傾斜地崩壊危険区域としての指定を推進する。
- ② 雨水排除・植樹・法面保護等の崩壊対策事業を推進する。
- ③ 区域ごとに、豪雨に関する情報や、気象についての予報及び警報等についての情報の収集及び伝達体制を確立する。

(2) 予防対策

土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）については、十分な現地調査を行い、関係土地所有者等とも協議を重ね、危険度の高いものについては、国の補助制度適用を受け、計画的な安全対策を講ずるよう京都府関係機関に要請する。

3-3 土石流対策計画

1. 現況

市内には土石流が発生した場合に、人家等（官公署、学校、病院等を含む）に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域等（土石流）に指定された溪流が41溪流ある。（平成10年7月の改正により、保全人家戸数は「1戸以上」に変更されている。）

2. 計画の方針

地震の際には山腹崩壊や地盤の緩みが発生し、降雨で崖崩れなどいわゆる2次的な土砂災害の発生する危険性の増大が懸念される。

従って、土砂災害から人命・財産を守るために、土石流発生の危険度が高い所から重点的に砂防工事を実施するとともに、警戒避難体制の整備に資する情報基盤整備の推進を図る。

府は、土石流災害を未然に防止するために、砂防ダム等の整備を砂防事業として推進している。

3-4 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

1. 現況

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)」に基づき、府による「土砂災害警戒区域（土砂災害により住民の生命等に危害が生じるおそれがあると認められて知事が指定する区域）」及び「土砂災害特別警戒区域（「警戒区域」のうち、土砂災害により建築物に損壊が生じ住民の生命等に著しい危害が生じると認めて知事が指定する区域）」が指定された場合には、警戒避難体制の整備や特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転勧告などについて、府と連携を図りながら総合的な土砂災害防止施策を推進する。

[資料編：表-2.8 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧表]

[資料編：図-2.1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域]

2. 計画の方針

(1) 指定区域内での開発規制

府は、土砂災害特別警戒区域において、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

(2) 警戒避難体制等

① 市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、指定区域内及び周辺の住民に周知を行う。

(ア) 土砂災害に関する情報等の収集・伝達方法

情報の収集は「土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報システム」により行い、避難等の伝達方法は第3編第1章第14節「緊急避難対策計画」による。

(イ) 避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- 土砂災害警戒区域に指定された地域の特性等を踏まえ、土砂災害警戒情報の発表等に伴う避難指示等の発令時に避難する緊急避難場所又は避難所を指定するよう努める。
- 想定される土砂災害の形態や地域の特性等から、避難経路を事前に定めるよう努める。
- 避難行動が安全に行えるうちに避難が完了できるよう、避難指示等の発令基準を定める。
- 地域特性を考慮した避難誘導体制及び救助体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者等の避難が円滑に行われる体制づくりを推進する。
- 土砂災害警戒区域に指定された地域においては、災害対策基本法第48条に定める防災訓練として土砂災害の発生を想定した避難訓練を実施するなど、防災体制の強化に努める。

- 土砂災害は自然現象のため不測の事態等も想定されることから、早めの自主避難に備えた受入体制の整備に努める。また、真に切迫した場合、命を守る最低限の行動として垂直避難の選択も考慮する。

② 警戒区域内に主として高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設があり、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

[資料編：表-2.29 土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者関連施設一覧及び情報伝達方法]

- ③ 土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、上記で定めた事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講ずる。

3-5 山地災害危険地区対策計画

1. 現況

山地災害危険地区とは、山崩れ、地すべり及び土石流などにより、人家や病院、学校、道路などの公共施設に直接被害がおよぶおそれがある山地（山の斜面や渓流）を、林野庁が定める調査要領に基づき府が調査し、その危険度が一定以上の地区をいう。

山地災害危険地区そのものは、土地利用等に制限を加えるものではなく、治山事業を計画的に実施するための基礎資料として把握しているものである。予想される災害形態は次の3種類に区分されており、市内においては山腹崩壊危険地区が3地区、崩壊土砂流出危険地区が1地区、計4地区が指定されている。山腹崩壊危険地区に指定されている地区の一部においては、下方部に急傾斜地崩壊危険区域が位置している。

■予想される災害形態

山地災害危険地区の種類	特徴
山腹崩壊危険地区	山腹の崩壊や落石による災害が発生する危険性が高い地区
地すべり危険地区	地すべりによる災害が発生する危険性が高い地区
崩壊土砂流出危険地区	山腹の崩壊や地すべりによって発生した土砂などが土石流となって流出し、災害が発生する危険性の高い地区

[資料編：表-2.9 京田辺市内の山地災害危険地区一覧表]

[資料編：図-2.2 山地災害危険地区]

2. 計画の方針

府は、山地災害を未然に防止するために、特に危険度の高い山地災害危険地区について計画的な治山事業を進めている。本市においては、府から情報提供があった山地災害危険地区に関する情報を住民に周知し、住民の自主避難の判断を支援するとともに、多量の降雨が認められた場合における通報・連絡体制の確立に努める。

特に、下方部に急傾斜地崩壊危険区域が位置している山腹崩壊危険地区については、一層の注意を払う。

第4節 農業用施設防災計画 【経済環境対策部】

1. 現状

ため池、頭首工（取水堰）、用排水路、農道等の農業用施設は、比較的災害の影響を受けやすい構造であり、特にため池は決壊すると下流に大きな被害を及ぼすおそれがあることから、最も注意を要する施設である。

[資料編：表-2.10 ため池一覧表]

2. 計画の方針

農業用施設の各管理者へ日常管理や保守点検の指導、改修や改良への助言や補助等を行い、災害防止の対策を図るものとする。

3. 計画の内容

農業用施設の改修や改良等が必要となった時は、国庫補助事業並びに府単費補助事業等を活用するため、順次計画を立てて実施するものとする。

第5節 道路防災計画 【建設対策部】

1. 現況

本市における道路は別表のとおりで、特に山間部の道路においては、災害を受けやすい状態にある。被害の特徴としては、崩土決壊など軟弱土質に起因するものが多い。

[資料編：表-2.11 道路状況一覧表]

2. 計画の方針

災害時の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路（緊急輸送道路）を指定し、ダブルネットワークの形成とその機能強化を目指した道路整備を進める。

3. 計画の内容

(1) 道路の整備

① 広域幹線道路

南山城地域の道路交通の中核拠点として、新たな国土軸である新名神高速道路、南北の広域的高速交通軸である第二京阪道路及び京奈和自動車道の4車線化、東西交通軸の主軸を担う国道307号の整備促進のため、さらなる関係機関への要望及び連携の強化に努める。

② 地域幹線道路

広域幹線道路と連絡する山手幹線、大住草内線、新田辺駅前線等の地域幹線道路について、計画的に整備を進め、地域内の南北交通の一層の円滑化、他の交通網及び主要施設との連絡を図る。

③ 集落内道路

市民に身近な生活道路の整備については、他の都市基盤整備計画との整合を図り、総合的な道路整備を進めるものとする。また、山間部において土砂災害等により孤立化のおそれがある地域に関しては、長期的観点からう回路の整備を検討する。

第6節 建造物等防災計画

6-1 建築物防災計画 【総括部、各対策部】

1. 計画の方針

建築物の震災対策としては、新築時の現行耐震基準の確保を基本として、防災拠点となる公共建築物等の耐震性を高めるとともに、病院や集会場、大規模店舗、旅館、社会福祉施設等、多数の者が利用する建築物については、より安全性をもった設計、適切な工事監理と適正な施工を徹底する。

また、現行耐震基準に適合しない既存建築物（以下「既存耐震不適格建築物」という。）の用途、構造、使用状況等に応じて、的確に耐震診断・耐震改修の促進を図ることが重要であり、「京田辺市建築物耐震改修促進計画」に基づき、進行管理を行う。

なお、地盤の液状化の危険度が高い地域においては、建築物に十分な耐力を持たせるほか地盤の改良や基礎ぐいの使用等、構造上可能な措置の実施に努めるものとする。

2. 計画の内容

(1) 公共建築物等の安全性の向上

地震発生時において、地域の防災拠点となる庁舎、及び避難場所として使用する学校、公民館等の公共建築物については、国や府と連携し、施設の重要度に応じた耐震性の確保を図るとともに、地域の防災拠点には非常用電源の確保が必要であり、系統電源からは非常時には切り替え可能な自立型電源として太陽光発電など再生可能エネルギーの導入を図る。

また、病院、救護施設、その他多数の者が利用する施設についても、計画的に耐震診断を行うとともに、必要に応じて改修計画を策定し、順次改修を行う。

なお、国、府、市は、南海トラフ地震防災対策推進地域において、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

また、国、府、市及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止や外壁等の落下物対策、エレベーターの閉じ込め防止、ブロック塀の転倒防止、高層ビルにおける長周期地震動対策を促進する。

(2) 多数の者が利用する建築物の安全性の向上

- ① 病院や集会場、大規模店舗、旅館、社会福祉施設等、多数の者が利用する建築物については、地震時に多大な被害が発生する危険性が高いことから、府と連携して、設計時点における建築基準法等関係法令への適合、確実な工事監理による適正な施工、大規模な特殊建築物の防災計画策定の徹底に努めるものとする。
- ② 建築基準法第12条に基づく定期報告制度の活用により建築物の定期点検を促進する。
- ③ 既存耐震不適格建築物については、府と連携し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）に基づく指導・助言等により耐震診断・改修を促進する。
- ④ 吊り天井、外壁等の非構造部材の落下による被害を防止するため、所有者に対し崩落防止対策の重要性についてホームページ等で啓発を行う。
- ⑤ 専門的な技術判定が必要な耐震診断については、一般社団法人京都府建築士事務所協会に設置された建築物耐震診断改修計画等判定委員会等の活用を図るなどの支援を行う。

(3) 住宅、その他の建築物の安全性の向上

- ① 住宅その他の建築物については、倒壊により人命を損なうことがあるため、府と連携して、所有者に対する耐震診断・耐震改修の普及・啓発推進、建築相談・耐震相談窓口の設置、耐震改修促進法による認定制度や融資制度及び木造住宅耐震改修事業などの支援制度の紹介など、耐震改修の誘導・促進を図る。
- ② 建築基準法第12条の規定による定期報告対象である共同住宅等については、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、同法に基づく府の指導に協力する。
- ③ 土地に定着する工作物に付属する埠（建築基準法第2条）について、建築基準法の規定を満たすこと及び規定を満たしていないものについては、除却の支援制度を周知するなど、埠の耐震化を促進するような支援を行う。また、土地に定着する工作物に付属する埠以外の埠であっても、建築基準法の規定に準拠した構造となるよう周知を図る。

(4) 重点的に耐震性能の向上を図るべき区域

次のような区域について、府と連携し現状等を把握し、重点的に耐震性能の向上を図ることとし、必要な措置を講ずるよう啓発に努めるものとする。

- ① 老朽木造住宅が密集するなど地震時の建築物の倒壊による避難路の遮断や、集団火災の発生等が予想される区域
- ② 京都府緊急輸送道路ネットワーク計画書における防災拠点及び拠点間を結ぶ緊急輸送道路と拠点へのアクセス道路の沿道区域
- ③ 周辺等地盤の状況が悪いと考えられる区域

(5) 宅地防災

宅地に対する災害を防止するために宅地造成及び特定盛土等規制法による盛土等防災マニュアルを活用し、宅地災害の防止のための技術的指導を行う。

新築建物については、現行の建築基準法に適合させることは当然として、建築物の用途規模に応じて、より高次な耐震性を有するよう指導を努める。

(6) 地震被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の整備

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊や部材の落下等から生じる二次災害、宅地（擁壁・法面等含む）の崩壊等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物及び被災宅地の危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

このため、被災した建築物や宅地の応急危険度判定に関する技術を有する人材（地震被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士）の養成に協力するとともに、危険度判定に必要な調査票及び判定ステッカー等を確保する。

また、府及び市町村で組織する「京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会」及び「京都府被災宅地危険度判定連絡協議会」と連携し、地震発生後直ちに判定活動を実施できる実施体制及び判定士との連絡システム等の整備を進める。

(7) 応急仮設住宅等の供給体制の整備

大規模な地震が発生した場合は、住宅の倒壊等を生じ、多数の住民が住居を失うおそれがあるため、平常においてあらかじめ二次的な災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅建設適

地を選定し、早期着工ができるよう準備するとともに、平常においてあらかじめ一時居住施設として利用可能な既存公的施設を選定しておくなど、応急仮設住宅等の供給体制の整備を図る。

6－2 文化財防災計画 【市民対策部】

1. 現況

市内における指定文化財については、一般博物館に寄託したものを除いて、収蔵庫及び消火施設も十分でないので、管理者の自主防災に多く依存している。 [資料編：表-2.12 文化財一覧表]

2. 計画の方針

文化財が貴重な国民的財産であることにかんがみ、これを公共のために保存することが特に必要であるので、文化財に関する防災業務の実施に当たっては、特に災害の予防に重点をおくものとする。

3. 計画の内容

(1) 文化財保護対策

- ① 所有者及び市民の協力を得て防災組織の整備に努め、災害時における防災措置の指導を強化する。
- ② 収蔵施設の建設を促進するとともに、消火器、火災報知器その他防災設備の充実を図る。
- ③ 消防職員その他関係者による随時査察及び消防訓練を実施し、官民一体の防災体制を確立する。

(2) 補助金及び融資の活用

文化財の防災事業に関する補助制度、融資制度を活用し、施設・設備の整備・充実に努める。

① 補助金

京都府は、国指定文化財の防災事業等について、国庫補助金以外に文化財保存費補助金を交付するとともに、府指定・登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対し、「京都府指定・登録文化財等補助金」、「京都府指定・登録文化財等維持管理費補助金」及び「京都府社寺等文化資料保全補助金」の補助制度を設けている。

補助金を交付する防災事業の対象は、収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針などの設置及び防災資機材の整備並びに修理事業である。

② 融資

公益財団法人京都文化財団文化財保護基金室の行う融資制度

長期 10年、7年、5年、3年償還 低利（年利0.9%）

第7節 学校等の防災計画 【教育対策部、健康福祉対策部】

1. 計画の方針

学校その他教育機関（以下「学校等」という。）においては、災害時の安全確保方策、日常の安全指導体制、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講ずる。

2. 計画の内容

(1) 防災体制の整備

学校設置者は、各学校等における自然的条件・社会的条件等を踏まえ、実態に即した適切な防災体制の充実を図る。

市の災害対策関係部局は、地域の自主防災組織等と連携しつつ、学校等が避難所となった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、具体的な計画を策定する。

また、各学校等においては、発災時別の避難、保護者への引き渡し又は学校で保護方策等、児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）の安全確保が適切に行われるために対応マニュアル等を作成し、その内容の徹底を図る。

① 学校における防災体制

学校の防災に関する計画において、教職員等の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。災害時における体制については、学校が避難場所に指定されている場合も含め、地域の実情に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び避難場所の運営に係る体制について考慮する。

また、災害時における情報収集連絡を的確かつ円滑に行うため、市教育委員会、本市の災害対策関係部局との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。なお、保護者へは学校の防災体制及び対応方策、特に児童生徒等の引き渡し方法を周知しておく。

② 児童生徒等の安全確保のための教職員対応マニュアル等の作成

児童生徒等の発達段階、学校種別の特性及び地域の実情を考慮し、次の事項について定める。

(ア) 発災時の教職員の対応方策

- a. 在校時
- b. 学校外の諸活動
- c. 登下校時
- d. 夜間、休日等

(イ) 保護者との連絡、引き渡し方法

(ウ) 施設・設備の被災状況の点検等

③ 避難場所としての運営方法

本市の災害対策関係職員が配置されるまでの間、地域の自主防災会をはじめとする住民自らが、避難所の開設及び運営に係る初期業務の対応を行うことを想定した運営体制及び具体的な対応方策とともに、参集状況により少人数で避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合

を想定して、初動体制についても定めておく。

避難所としての施設の使用については、主として避難者収容のための居住スペース、災害時要配慮者や体調不良者等のスペース（福祉避難コーナー）、避難所運営のための管理に必要なスペース（本部・倉庫）等に区分し、あらかじめ使用の可否・順位を確認しておく。

また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。

（2）施設・設備等の災害予防対策

① 施設の点検及び補修等の実施

電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講ずる。

② 防災機能の整備

（ア）避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ必要な施設・設備の整備を促進する。

（イ）避難場所としての機能整備

災害時には、避難する市民を収容することを想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。

③ 設備・備品の安全対策

災害時における設備・備品の転倒、破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等危険物管理の徹底を図る等の適切な予防措置を講ずる。

（3）防災訓練の実施

災害発生時に「避難行動・避難所運営マニュアル」等に基づく避難行動、避難所運営が円滑に実践できるよう、平常時より自主防災組織や住民、関係機関等と連携し、地域の実情に応じて多様な場面を想定した避難訓練、避難所運営訓練、情報伝達訓練等の防災訓練の実施に努める。

第8節 社会福祉施設防災計画 【健康福祉対策部】

1. 計画の方針

災害時における社会福祉施設の入所者及び利用者の安全を確保するため、想定される地震災害に応じた避難計画を策定し、当該計画による避難訓練を実施するよう指導するとともに、防火管理及び施設入所者及び利用者の火災等予防指導にあたる。

[資料編：表-2.13 健康福祉部・こども未来部所管施設一覧表]

2. 計画の内容

災害時において利用者の安全を確保するため、予防対策として、次の事項を行うものとする。

- (1) 老朽程度が著しい施設については、耐震及び耐火構造への改築等施設の整備を図る。
- (2) 消防法等により整備を必要とする消防用設備等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図るものとする。
- (3) 想定される地震災害種別に応じた避難計画を策定する。
- (4) 職員及び入所者に対し、避難経路及び避難場所を周知徹底し、想定される地震災害種別に応じた避難訓練を定期的に実施するなど、自主防災体制の整備に努めるものとする。
- (5) 災害時における入所者の一時収容施設等の確保、関係機関等との情報交換、連絡協議に努めるものとする。

3. 補助金及び融資

(1) 補助金

社会福祉施設等施設整備費補助金

(2) 融資

社会福祉・医療事業団が行う融資

京都府社会福祉協議会が行う融資

第9節 ライフライン施設防災計画

9-1 電気施設防災計画 【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社京都本部】

1. 計画の方針

電気施設の防災については、平常時から保安の規定類をはじめ関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持改良を行い、また計画的に巡視点検及び測定等を実施している。

2. 計画の内容

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都本部は、それぞれの会社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

(1) 送電設備

- ① 架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。
- ② 地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。
- ③ 洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。
- ④ 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 変電設備

- ① 機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。
- ② 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(3) 配電設備

- ① 架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。
- ② 地中配電線路は、埋立地等の地理条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

(4) 通信設備

- ① 電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機の倒壊防止対策の実施管理能の維持を図る。

9-2 通信施設防災計画 【NTT西日本株式会社京都支店、その他通信関連機関】

1. 計画の方針

電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また、災害による故障が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、孤立化防止無線の回線を整備して、遠隔地市町村の通信途絶防止化等通信サービス確保を図るため、NTT西日本株式会社の実施する防災業務計画、「災害用伝言ダイヤル（171）」の運用計画に基づき対策を講ずる。

2. 計画の内容

(1) 電気通信設備等の防災計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画に従って万全を期す。

- ① 主要な電気通信設備が設置されている営業所等建物について、耐震、耐火構造化を行う。
- ② 主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

(2) 伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し、又は計画する。

- ① 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- ② 主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

(3) 回線の非常措置計画

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ次の措置計画を定め、万全を期す。

- ① 回線の切替措置方法
- ② 可搬無線機、工事用車両無線機等及び予備電源車の運用方法

(4) 孤立化防止対策計画

災害の発生で通信途絶による孤立化を防止するため、孤立化防止無線回線の設備充実を図る。

- ① 孤立化防止対策用衛星電話機の整備充実
- ② 移動無線網の拡充整備
 - (ア) 小型無線電話機の増備
 - (イ) 可搬型無線機の増備

(5) 「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web171）」の運用

① 「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web171）」

災害時における有効な情報連絡手段である「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web171）」を以下のとおり運用する。

- (ア) 地震等の災害により著しく通信のふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる「災害用伝言ダイヤル（171）」を速やかに提供する。
- (イ) 運用開始は震度6弱以上の地震が発生した場合又は、災害(震度5以下地震を含む)によりふくそうが発生し、安否連絡が多発すると想定される場合運用する。
- (ウ) 災害時の状況に応じて必要と判断した場合運用する。

- (エ) 「災害用伝言ダイヤル（171）」は、被災地住民の情報伝達ニーズを最優先とする。
- (オ) 「災害用伝言ダイヤル（171）」の伝言登録が可能な電話番号エリアは、被災地を中心とした都道府県単位とする。
- (カ) 「災害用伝言ダイヤル（171）」は、家族による安否確認が一段落後、被災地外から利用（登録）を可能とする。

9-3 ガス施設防災計画 【大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部】

1. 計画の方針

ガス施設において災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の施設及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について定める。

2. 計画の内容

(1) 防災体制

保安規定に基づき、「災害対策要綱」及び「漏洩及び導管事故処理要領」等により、大阪ガスネットワーク株式会社及び関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) ガス施設対策

① ガス製造設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設の設備については、耐震性を維持するため設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講ずる。

② ガス供給設備

(ア) 新設設備はガス工作技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備はその重要度を考慮し計画的に入替・補強等必要に応じた対策を講ずる。

(イ) 二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を進める。

(ウ) 地震発生時の二次災害防止のために、感震遮断機能を有するマイコンメーター遠隔ガス遮断装置及び地区ガバナー感震自動ガス遮断装置の設置を進める。

(3) その他防災設備

① 検知・警報設備

地震発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

(ア) 地震計

(イ) ガス漏れ警報設備

(ウ) 圧力計・流量計

② 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

③ 資機材の整備

早急に復旧若しくは応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

(4) 教育・訓練

① 防災教育

ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保全規定等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

② 防災訓練

災害発生時の災害対策を円滑に推進するため、年1回以上の被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

(5) 広報活動

① 顧客に対する周知

顧客に対し、パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

② 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

9-4 上水道施設防災計画 【上下水道対策部】

1. 現況

本市では薪浄水場(昭和63年7月完成)で集中管理体制の整備と集中監視システムを構築している。

2. 計画の方針

水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者」という。)は、水道施設の常時監視、点検を強化して保全に努め、震災時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強の計画的推進に努めるとともに、応急給水用水の確保のため、必要な措置を講ずる。

3. 計画の内容

(1) 施設の維持管理

地域の実情と水道施設の実態を考慮し、耐震性の維持を目標に設備の重要度に応じた点検を行うものとする。

(2) 図面等の整理

震災対策上必要な各種図面・図書については、保管場所の被災を想定した整備に努めるものとする。

(3) 災害に強い水道施設づくり

① 緊急を要する弱点対策

二次災害を発生させるおそれのある施設、老朽施設等弱点となる施設の緊急補強と更新を進めるものとする。

② 水道施設の耐震化

施設の耐震性の向上、基幹施設の複数化・分散化、主要管路の系統多重化、配水幹線のブロック化等の手法を地域特性に応じて適切に組合せ、効率的・効果的な耐震化を計画的に進める。

③ 被災時にも給水機能をもつ水道

被災した場合でも市民に水を供給できる機能をもつ水道を目指すため、広域バックアップ機能の整備及び給水車等への補給給水のため給水ポイントを確保することや、避難所等の給水タンクの確保、非常用給水袋の備蓄、水中ポンプ、発電機の確保など緊急時給水能力の強化を進める。

(4) 災害時応急体制の整備

① 応急体制の整備

本市及び水道事業者等は、災害時における職員の役割分担、関係機関との連絡体制について定めるほか、他市町村及び水道事業者相互間の協力体制を確立するものとする。

また、被災時に的確な対策が講じられるよう関係職員に対し、平常時から教育訓練を行うものとする。

② 市民の自主的取組の啓発

本市及び水道事業者等は、飲料水の備蓄や給水装置、受水槽の耐震化の推進等について、市民が自主的に取組むよう啓発に努める。

9-5 公共下水道施設防災計画 【上下水道対策部】

1. 現況

本市の公共下水道（汚水）は、木津川流域関連公共下水道として、本市を含む6市2町からの汚水を京都府洛南浄化センターで処理している。また、農業集落排水は打田、天王、高船の3地区の各汚水排水処理施設で処理している。

2. 計画の方針

震災時においても排水処理機能を確保できるよう、地震発生時に予測される管渠及び人孔並びに処理施設の損傷に対応するための措置を講ずる。

3. 計画の内容

- (1) 公共下水道施設は、「下水道施設の耐震対策指針と解説」等に基づき耐震構造とする。
- (2) 各ポンプ施設等への電力の供給停止に対処するため、必要に応じて、自家発電装置を常備する。
- (3) 施設の点検、復旧が迅速に実施できるよう、下水道台帳の整備及び複数箇所での保管を促進するとともに、点検用器材、一定範囲の修理材料を常備する。
- (4) 点検などによる危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図る。
- (5) 京都府（流域下水道）等関連機関との連絡及び協力体制を確立する。

第10節 鉄道施設防災計画 【西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社】

1. 計画の方針

西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社は、列車運転の安全確保を確立するに必要な線路諸設備の実態を把握し、あわせて周囲の諸条件を調査して異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒態勢をあらかじめ策定しておく。

2. 計画の内容

(1) 地震災害に対して、防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

- ① 高架橋及び橋りょうの維持、補修及び耐震補強
- ② 河川改修に伴う橋りょう改良
- ③ 法面、土留の維持、補修及び改良強化
- ④ トンネルの維持、補修及び改良強化
- ⑤ 鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
- ⑥ 建物等の維持、修繕
- ⑦ 通信設備の維持、補修
- ⑧ 空頭不足による橋桁衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- ⑨ 電線路支持物等の維持補修及び改良強化
- ⑩ 駅や機器室にある電気関係機器の倒壊防止のための補強
- ⑪ 車庫内で仮置中の車体の転落防止
- ⑫ 危険及び不良箇所の点検整備
- ⑬ 落石、倒木警報装置の点検整備
- ⑭ 路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- ⑮ その他防災上必要なもの

(2) 西日本旅客鉄道株式会社の計画

- ① 在来線における地震時運転規制

現行、体感若しくは早期地震検知警報システムにより運転規制を行っているが、気象庁発表震度を有効活用することにより運転取り扱いを一部見直すとともに輸送指令による指示に一本化する。

- ② 落石検知装置の整備等

平成18年11月に発生した津山線落石脱線事故を受けて、落石に対する健全度判定の考え方及び落石対策の考え方を整備するとともに落石対策工について実施時期、方法等の標準を策定した。また、落石等の災害が予想される鉄道と道路が近接した箇所を特定し、道路管理者との情報共有化を図ることとする。

(3) 近畿日本鉄道株式会社の計画

① 鉄道土木施設の防災対策

- (ア) 橋梁、トンネル、法面等の土木構造物を適切に検査し、必要に応じ補修又は改良工事を実施する。
- (イ) 駅舎、待合室等の建築物を適切に点検し、必要に応じ維持、修繕を実施する。
- (ウ) 災害発生のおそれがある場合は、警戒を実施する。

② 鉄道電気施設の防災対策

- (ア) 電路、変電、電機、信号、通信等の鉄道電気施設を適切に検査し、必要に応じ補修又は改良工事を実施する。
- (イ) 災害に備え気象観測機器を整備し、また災害が発生した場合の通信手段の確保に努める。
- (ウ) 災害発生のおそれがある場合は、警戒を実施する。

③ 行政との連携

- (ア) 自動車等の踏切事故、橋桁衝突事故、線路内転落事故を防止するため、道路管理者との協議を行う。
- (イ) 線路周辺の環境変化に伴う防災強化について行政との連携を密にする。
- (ウ) 万一災害が発生した場合、行政と連携して迅速な復旧に努め、地域の足を確保する。

第11節 危険物等保安計画 【消防対策部、京田辺市LPガス保安連絡協議会】

1. 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、LPガス、毒物劇物等に起因する災害を未然に防止するための対策について定める。

2. 計画の内容

(1) 危険物の予防対策

地震及び大規模事故発生時において危険物のタンク等の倒壊、亀裂による危険物の流出等、二次的災害を未然に防止するため下記の事項について実施する。

- ① 屋外タンク及び地下タンクの設置について地盤状態の検討
- ② 固定消火設備の検討
- ③ 配管の検討
- ④ 防油堤補強の検討
- ⑤ 通報設備の検討
- ⑥ タンク冷却用水の検討

(2) 高圧ガス対策

- ① 保安管理体制の確立
- ② 製造施設等の整備改善
- ③ 地震等によるガス漏洩防止措置
設備等の耐震性について自主的に補強を検討するよう指導する。
- ④ 高圧ガス防災訓練の実施
- ⑤ 地震火災に対する予防

(3) LPガス対策

LPガス製造施設、貯蔵施設、LPガス販売事業所等で構成する京田辺市LPガス保安連絡協議会等と連携して、LPガスの保安意識の高揚や防災に努める。また、LPガスの安全な使用や容器の固定、地震発生時の措置など消費者に対する周知徹底を図る。

(4) 毒物劇物予防対策

- ① 流出、散逸及び飛散の防止措置の検討
- ② 中和剤の確保と設備の検討
- ③ 設備等の耐震性と補強の検討

第12節 火災予防計画 【消防対策部】

1. 計画の方針

地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によることが大きい。従って震災被害を最小限に軽減するために、国の示す「消防力の整備指針」に基づく消防力の充実強化とともに、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等多面的な対策を実施する。

2. 計画の内容

(1) 出火の防止

- ① 火災予防運動をはじめとする各種集会等において、広報紙等を通じて出火防止に関する知識・技術の普及を図る。
- ② 消防団及び自主防災組織の協力を得て、一般家庭における消火器具等の普及と取り扱い方の指導を行う。
- ③ 住宅密集地域等、火災時において類焼・延焼のおそれの大きい地域については、特に出火防止、出火時における初期消火等の知識・技術の普及に努める。
- ④ 火災警報を発令した場合、公用車又は地域防災無線等を通じて火災予防を周知徹底させる。

(2) 防火対象物に対する火災予防の徹底

消防法第8条により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び同法第17条の規定により消防用設備を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、防火訓練、防災知識の習得・研修が十分行えるように指導する。

第2章 震災応急対策・復旧対策への備え

第1節 情報連絡通信網の整備計画 【総括部】

1-1 防災行政無線等の整備

1. 計画の方針

大規模な地震災害時には、電話回線等の通信が途絶し、必要な情報不足から生じる情報の混乱、パニックの発生などが懸念されるため、防災上必要な通信による連絡手段を確立するとともに、各種通信メディア等の活用による情報通信手段の活用による多様な情報連絡網の整備を図る。

なお、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置等を図る。

被害が広範囲に及ぶため、関係機関相互間の迅速かつ的確な情報の伝達・収集並びに市民に対する警報、避難指示等の伝達が必要となる。そのため、緊急時において効果的な防災活動を実施するための情報連絡通信網の整備を図る。

2. 防災行政無線施設の整備・拡充

(1) 京都府防災行政無線

京都府と京田辺市との防災情報を迅速かつ的確に収集・伝達する無線通信システムとして、京都府衛星通信系防災情報システムを整備し、運用している。

(2) 京田辺市防災行政無線

京都府防災行政無線網と有機的な結合を図り、的確かつ迅速な災害情報の収集・伝達を行うため、また、市民等に対する災害情報の周知徹底を図るために、市災害対策本部、防災関係機関及び市内各地区を結ぶ京田辺市地域防災無線を整備し、運用するとともにデジタル化による最新の設備の整備を図る。

無線網としては、市民生活に密接な関係をもつ病院、学校、ガス会社等生活関連機関と市災害対策本部とを結ぶ地域防災無線網を整備したほか、市災害対策本部が現地の被害状況を把握するため、公用車を利用した車載局による無線網を整備した。

今後、市災害対策本部と各集落に設置される受信設備とを結び、同時に同一内容の通報ができる同報通信方式の無線網の整備を進める。

3. 衛星携帯電話の配備・拡充

災害時における防災関係機関との情報連絡を確実にするため、衛星携帯電話の配備を拡充する。

4. 各機関の無線通信

非常災害時の無線通信設備は、現在、各防災機関のそれぞれの使用目的に応じて個々に設置されており、これらはいずれもそれぞれの機関内のみの通信連絡であるが、災害時においては非常通信連絡

系統に加わることができるものである。

情報収集要員などの確保のため、アマチュア無線家等による通信系の協力体制についても整備を検討する。

1-2 市・防災機関等の非常通信

1. 計画の方針

地震災害時に予想される通信混乱に際して、本市から府災害対策本部への通信連絡系統を確立し、また、すべての防災関係機関が非常通信に協力する体制を整備する。
この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

2. 京田辺市

地震災害時に本市から府災害対策本部に対して情報連絡、被害報告などが不能若しくは困難になった場合には、非常通信経路に従って通信連絡を行う。

■京田辺市非常通信経路

総合信頼度	非常通信経路
A	京田辺市役所 ————— 京都府（災害対策課）
A	———— 田辺警察署 ————— 府警察本部 ————— 京都府（災害対策課）
A	———— ^{1.1km} 国土交通省淀川河川事務所木津川出張所 ————— 京都府（災害対策課）
A	（京田辺市消防本部） ————— 京都市消防局 ————— 京都府（災害対策課）

———— 無線区間 - - - - 使送区間

3. 防災機関等

無線を整備している防災関係機関は、本市及びほかの防災機関から次の通信依頼があった場合、自機関の非常通信に支障がない限り、迅速かつ的確に依頼通信に協力する。

- (1) 人命の救助に関すること。
- (2) 被害状況等の通信に関すること。
- (3) 応援若しくは支援要請に関すること。
- (4) その他、災害に関して緊急を要すること。

第2節 災害応急対策物資確保計画

【総括部、市民対策部、健康福祉対策部、経済環境対策部、上下水道対策部】

1. 計画の方針

災害時における応急対策を円滑に実施するために必要な資器材を平常時から十分検討整備し、各資器材の機能を有効に発揮できるようにする。

生活必需品等については、京都やましろ農業協同組合及び商店等の民間流通業者等との協定の締結に努め、物資の確保を推進する。また、京都府南部都市災害時相互応援協定市町における民間流通業者との流通備蓄について協定の締結に努める。なお、広域的災害に備え、食料等の備蓄量（流通在庫を含む）は市、市民、協定事業者を合わせ5日分を目標とする。

2. 計画の内容

(1) 災害対策本部活動に必要な備蓄資器材

災害対策本部を設置した場合の活動に必要な資器材については、災害時にその機能を有効適切に発揮できるよう、常時これを点検整備するものとする。

[資料編：表-2.20 備蓄倉庫・備蓄物資一覧表]

(2) 飲料水等

- ① 各家庭における飲料水（ペットボトル等）の備蓄を促進する。（3日分以上）
 - ② 飲料水（ペットボトル等）の確保について民間流通業者と協定の締結を推進する。
 - ③ 公共施設の受水槽を有効に活用し、受水槽を有する事業所等に対しては災害対策用受水槽協定の締結を検討する。
 - ④ 応急給水拠点における給水に必要な資機（器）材の整備、給水車・給水タンク・簡易貯水槽・ポリタンク等の運搬用給水機材等は、いつでも使用できるよう平時より整備しておく。
- （※飲料用水については第3編第2章第3節「給水計画」に基づく）

(3) 食料及び生活必需品等

- ① 食料、衣服、寝具等については、災害対策本部において一定の備蓄を推進する。（1日分）
- ② 各家庭における食料（アルファ化米、インスタントラーメン、缶詰等）、生活用品（タオル、毛布、卓上コンロ、ガスボンベ、使い捨てカイロ等）の備蓄を促進する。（3日分以上）
- ③ 食料及び生活必需品等の確保について民間流通業者と協定の締結を推進する。（1日分）
- ④ 「災害時生活用水協力井戸」として、個人や事業所などが所有・管理する井戸を市に登録していただき、災害時の生活用水を確保する。
- ⑤ 乾パン、アルファ化米、レトルト食品、おかゆ、ビスケット等の備蓄や調達の推進に努める。
- ⑥ 災害時要配慮者や女性に配慮した生活必需品（生理用品・紙おむつ・粉ミルク等）の備蓄を推進する。

(4) 防疫用資器材

消毒用・ねずみ族昆虫駆除用の薬剤などの防疫用資器材は、健康福祉対策部、経済環境対策部が保管し、災害の状況に応じ即時調達できるよう計画しておくものとする。

(5) 仮設トイレ用資器材

- ① 経済環境対策部が保管し、状況に応じ避難所等に即時設置できるよう計画しておくものとする。
- ② 災害用トイレを確保する。また、事業所、家庭及びマンション管理者に、災害用トイレを備蓄するよう働きかける。

(備蓄等災害用トイレ)

- (ア) 組み立て式簡易トイレ
- (イ) 携帯トイレ（凝固剤・袋）
- (ウ) 簡易便座等トイレ附属物

(6) その他の資器材

各防災関係機関の責任者は、その保管する資材、器材等についても常に点検整備に努めるとともに、災害の状況に応じ即時調達の可能なよう、あらかじめ計画を樹立しておくものとする。

(7) 災害応急対策物資の調達先

各防災関係機関の責任者は、災害の状況に応じ、生活必需品等及び応急復旧資材が即時調達の可能なよう、あらかじめ調達計画を樹立しておくものとする。

(8) 燃料等の確保

非常用発電設備等の各種燃料を調達するため、事業者と災害時における優先供給に関する協定の締結等を行う。また、車両燃料の確保を図るため、関係業者との間に、災害時における車両燃料の優先供給協定を締結する等の措置を講ずる。

(9) 備蓄倉庫の整備

食料、生活必需品等の備蓄物資を迅速に供給するため、避難所に備蓄できる場所を設け、分散備蓄を進める。広域的な物資輸送道路に面した地域や市街地の地域特性等を考慮し、防災拠点の充実と併せて総合的に整備していく。

第3節 医療体制整備計画 【健康福祉対策部】

1. 計画の方針

災害時における医療活動を迅速かつ適切に行うため、救急医療体制の充実等を図るとともに、綾喜医師会の協力を得て救護所開設等の体制づくりを進める。

2. 計画の内容

(1) 救急医療体制の整備

- ① 災害時の救急医療のための施設・設備、体制等の整備を図る。
- ② 救急医療に関する総合的なシステムの整備を、消防本部等と一体となって推進する。
- ③ 災害時における医薬品等の需要に対応できるよう、医薬品等の備蓄を充実する。

[資料編：表-2.22 備蓄医薬品一覧表]

(2) 災害時の救護活動に対する協力体制の確立

災害時の医療助産活動を担う綾喜医師会とは、「災害時における医療救護活動についての協定」を締結しており、防災訓練等を通じて、災害時において協定に沿った体制・活動ができるようになる。医薬品等の確保について、市内の薬局等と協定を結ぶことを推進する。

[資料編：表-2.21 市内委託医療機関一覧表]

第4節 避難対策計画 【総括部、市民対策部、教育対策部、消防対策部】

1. 計画の方針

大地震が発生した場合、建築物・構造物の倒壊や火災、崖崩れ等の発生が予想される。特に地震に伴って発生した火災が延焼する場合、その被害は広範囲にわたるおそれがある。このため、あらかじめ市民一人ひとりが自主的に早めの避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供、普及するとともに、地震災害時における避難所、避難路について、その安全性を確保する。また、広域防災拠点、緊急避難場所となる防災公園等の整備を促進するよう努める。

なお、避難所の運営に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

2. 事前措置

市は、避難のため立ち退きの万全を図るため、火災・浸水・崖崩れ等の危険の予想される地域内の住民に避難指示等の意味、自主的に早めの避難行動をとる、急激に災害が切迫し発生した場合は次善行動をとる等適切な避難行動のあり方、災害危険情報(地域ごとの災害リスク)や災害時の情報の入手方法、指定緊急避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。その際、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、避難の際は発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきことについて日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。また、市長は、避難誘導標識等を整備し、観光客等地理不案内な者に対しても避難場所がわかるよう配慮する。

3. 避難指示等の周知

市は、地震災害により危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるための伝達手段をあらかじめ周知しておく。

4. 避難場所及び避難所等の指定・整備

本市では、地震発生時の避難施設として、「緊急避難場所」を14箇所、「避難所」を14箇所指定している。

これらの施設については、地震発生時に避難者の受入施設として機能できるように、日頃から点検等を行い、必要に応じて施設の補強・改修等を推進する。

また、緊急避難場所又は避難所へ地域単位で避難する際の集合場所や、地域住民の安否の確認など、地域における避難の際の拠点(避難待機所)として、地区公民館を活用する。

■避難場所・避難所の種別

【市が災害対策基本法に基づき指定する避難施設】

- ① 指定緊急避難場所（災害対策基本法施行令第20条の3、第20条の4）
地震が発生し、揺れによる家屋被害や二次災害の危険から逃れるための避難場所として、地震に対する安全性等の一定の基準を満たす施設。
- ② 指定避難所（災害対策基本法施行令第20条の6）
地震による災害の危険性があり避難した住民等を、災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、又は災害により家へ戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

【市が指定するその他の避難施設】

- ③ 一時避難所
一時的に避難して地震による災害の状況を見る施設。

【自主防災組織等が主体となり地域で取り決めを行う避難施設】

- ④ 避難待機所
緊急避難場所又は避難所へ地域単位で避難する際の集合場所や、地域住民の安否の確認など、地域における避難の際の拠点。

[資料編：表-2.23 【震災時】指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表]

[資料編：表-2.24 【震災時】一時避難所一覧表]

[資料編：図-2.3 【震災時】指定緊急避難場所及び指定避難所、一時避難所位置図]

■指定緊急避難場所・指定避難所一覧（震災時）

No	施設名称	所在 地	震 災		体育館 収容面積 (m ²)※ ¹	運動場 収容面積 (m ²)※ ²	建 物 収容面積 (m ²)※ ³	収容可能 人 員 (人)※ ⁴	備 考
			緊急避難場所	避 難 所					
1	松井ヶ丘小学校	大住上西野 18-2	○	○	457	4,613	2,165	2,412	
2	大住小学校	大住池平88	○	○	434	4,743	2,484	2,554	
3	桃園小学校	大住仲ノ谷 12-1	○	○	466	4,815	2,040	2,440	
4	薪小学校	薪堀切谷1	○	○	465	6,012	1,803	2,760	
5	田辺小学校	田辺鳥本102	○	○	559	4,597	2,152	2,436	
6	田辺東小学校	東西ノ口60-2	○	○	525	6,243	2,053	2,940	
7	草内小学校	草内南垣内53	○	○	481	5,100	1,642	2,408	
8	三山木小学校	宮津宮ノ下4-3	○	○	422	4,663	3,697	2,927	
9	普賢寺小学校	水取門田6-1	○	○	410	3,091	910	1,470	
10	大住中学校	大住池平2	○	○	673	8,050	3,418	4,047	
11	田辺中学校	興戸北鉢立21	○	○	766	12,124	3,624	5,504	
12	培良中学校	東七反割3	○	○	696	8,839	2,407	3,980	
13	田辺高等学校	河原神谷24	○	○	1,771	14,499	5,043	7,104	
14	同志社国際高等学校	多々羅都谷60	○	○	1,908	10,198	5,274	5,793	
15	同志社大学デイヴィス 記念館・屋外運動場	多々羅都谷 1-3	○	○	10,088	184,143	—	64,744	
16	薪幼稚園	薪大欠51	—	○	—	—	251	84	
17	草内幼稚園	草内南垣内 57-1	—	○	—	—	302	101	
18	三山木幼稚園	三山木南垣内 4-1	—	○	—	—	227	76	
19	普賢寺幼稚園	水取門田6-3	—	○	—	—	162	54	
計			緊急避難場所：15 避 難 所：19		20,121	281,730	39,654	113,834	

○ …開設 — …開設しない

※1 通路部分を除く

※2 通路部分を除く

※3 居住空間として使用想定可能な場所の面積（通路部分・体育館・運動場を除く）

※4 収容可能人員は1人あたりの居住空間を3m²/人として算定

■一時避難所一覧（震災時）

No	施設名称	所在地	建物 収容面積 (m ²)※ ¹	収容可能 人員 (人)※ ²	備 考
1	北部住民センター	大住内山1-1	720	240	
2	中部住民センター	草内美泥22-2	787	262	
3	社会福祉センター	興戸犬伏5-8	542	180	
4	三山木福祉会館	三山木谷垣内2-1	124	41	
5	老人福祉センター 常磐苑	草内五ノ坪6	160	53	
6	老人福祉センター 宝生苑	大住内山 7	273	91	
7	普賢寺児童館	水取門田6-3	64	21	
計			2,670	888	

※1 居住空間として使用想定可能な場所の面積（通路部分を除く）

※2 収容可能人員は1人あたりの居住空間を3m²/人として算定

5. 避難路の整備

避難行動を迅速かつ安全に行えるよう、避難路を指定するとともに、その整備を図る。また、避難路が被災した場合に備えて、代替ルートの確保を図る。

6. 避難・設備・物資の備蓄

避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資（食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等）の備蓄を行い、避難所開設当初から簡易ベッド、パーティション等の設置に努める。また、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、福祉的な支援を実施するとともに、備蓄品の調達に当たっては、女性、子供にも配慮するものとする。

7. 避難所等の開設・運営管理等

- (1) 避難所等の開設及び閉鎖は市及び地域住民と施設管理者等が連携して行う。また、開設された避難所の運営管理は、行政責任のもと、施設が位置する地域の自主防災組織等が中心となって行い、あらかじめ定められた市の配備職員はこれを支援する。
- (2) 災害時には、極めて混乱した中で避難行動を行うため、平常時から広報活動、訓練、ハザードマップの利活用等により、避難所の所在、避難路について市民に周知徹底する。
- (3) 避難計画は、災害時における適切な避難経路及び指定された避難所を基に策定するものとする。
- (4) 学校等における避難計画
幼稚園・保育所・こども園及び小・中学校等における児童、生徒の集団避難については、その

管理者が、市長、教育長と協議してそれぞれ定めるものとする。

例) ○○小学校避難計画

- ① 実施責任者
- ② 避難の順位
- ③ 避難誘導責任者及び補助者
- ④ 避難誘導の要領、措置

(5) 円滑な避難所運営への配慮

市は、高齢者、障害者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、L G B Tなど配慮の必要な方の視点を取り入れるとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画やマニュアルの作成、感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等の訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

8. 新型インフルエンザ等感染症対策

市は、新型インフルエンザ等感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から関係部局等、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（D I C T）等と連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも避難所を確保する。

また、避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出了場合の対応方法を定める。

また、新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、関係部局が連携して、各対象者の居住地の危険性を確認・点検するとともに、市による避難所への受け入れが円滑にできるよう、関係部局等が連携し、関係機関との調整を進める。

市は、関係部局が連携して情報共有を図るとともに、対応方法を定める。

9. 防災公園等の整備推進

災害時に広域防災拠点、緊急避難場所となる防災公園等の整備を促進するよう努める。

防災公園は、学校、病院、福祉施設、官公庁等の関係施設との連携や役割分担により機能強化を図るものとする。

■防災拠点整備状況

No	公園種別	名称	面積 (ha)	備 考
1	総合公園	田辺公園	12.5	中核防災拠点
2	近隣公園	諏訪ヶ原公園	2.4	地域防災拠点
3	近隣公園	防賀川公園	2.1	地域防災拠点

4	近隣公園	同志社山手さくらの丘公園	1.9	地域防災拠点
	計		18.9	

緊急輸送道路に指定されている国道307号線及び京奈和自動車道田辺西インター周辺に、災害時における周辺地域の避難者や各地からの援助部隊、支援物資の受け入れをはじめ、復旧・復興に向けた各種活動を行う防災拠点の整備を進める。

10. 避難所運営マニュアル等の整備

避難所生活が長期化する場合に備え、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月：内閣府）」に基づき、避難所の運営方法について検討し、避難所における良好な生活環境を確保できるよう、あらかじめマニュアルを整備しており、今後これを活用する。

- (1) 高齢者や障がいのある人等の災害時要配慮者の避難生活に配慮するとともに、避難所運営における女性の参画の推進及び男女双方の視点に十分配慮するよう努め、女性のための更衣や授乳のできる場所の確保や生理用品や女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営管理に努めるものとする。
- (2) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜間わざ安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (3) 今後、在宅や指定避難所以外にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等に対し、避難所を拠点とした支援方法（見守り機能の充実・支援物資の提供等）についても検討を行うものとする。

11. 帰宅困難者の対策

(1) 帰宅困難者の定義

地震等の災害が発生した場合、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止すること等のため、外出先で足止めされることとなる。徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。

(2) 帰宅困難者等への啓発等

① 住民

市は、住民に対して「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

■住民への啓発内容

- ① 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認
- ② 災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること
- ③ 災害用伝言ダイヤル（171）、携帯電話による災害用伝言板サービス等複数の安否確認手段を利用した安否等の確認方法についてのPR

- ④ 二次被害の発生防止のため、発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」こと
- ⑤ 公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動する
- ⑥ 帰宅できるまで、自助・共助による助け合い

② 事業所等への要請

市は、職場や学校、あるいは、大規模集客施設等で帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう次の点を要請する。

■事業所等への要請内容

- ① 施設の安全化、帰宅困難者対策計画の策定、水・食料や情報の入手手段を確保すること
- ② 災害発生時には、むやみに移動（帰宅）せず、家族や自宅の無事を確認の上、状況が落ち着くのを待って帰宅することを日頃から指導すること（一時帰宅抑制）
- ③ 一定期間、従業員や顧客が滞在できるよう、食料・飲料水、災害用トイレ等を備蓄すること
- ④ 通勤途中に発災した場合は、自宅又は事業所等のいざれか近い方、若しくは近くの避難所へ向うこと（自宅にいるときは自宅待機）
- ⑤ 事業者等に、重大な災害が発生するおそれがある場合は、避難や一斉帰宅行動による混雑・混乱を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等の自主的な措置を講ずること

(3) 駅等の混乱防止策

西日本旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社と連携し、駅周辺に滞留する帰宅困難者（駅前滞留者）の一時待機場所を駅周辺に確保するとともに、駅周辺事業者等と協力し、定期的に避難訓練を実施するなど、混乱防止対策を推進する。

(4) 帰宅困難者の一時滞在施設の確保

帰宅困難者を一時的に収容する施設として避難所を充当するとともに、その他の公共施設や民間施設を問わず確保するよう努める。

また、職場や学校あるいは、大規模集客施設等で帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、施設の安全化、災害時のマニュアルの作成、飲料水、食料や情報の入手手段の確保、災害時の飲料水・食料や情報の提供、休憩場所等の確保を働きかける。

(5) 観光客への支援

外国人旅行者等に、事業所、観光協会、ホテル等と連携した多言語による情報の提供・相談受付等外国人支援体制に努める。また、外国人向けの防災訓練の実施及び災害時の行動について普及・啓発に努める。

12. 広域避難

- (1) 市は、市域内で災害が発生するおそれがある場合において、居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、府内の他の市町村と協議をする。
- (2) 府内の市町村から広域避難受け入れの協議を受けたときは、居住者等を受け入れない正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。
- (3) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他

の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との居住者等の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定め、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

(4) 市は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。

13. 広域一時滞在

(1) 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

(2) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(3) 市は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。

14. 避難計画

市は、災害時において安全かつ迅速な避難・誘導を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておく。

避難計画は、住民の身体生命に対し特に影響を及ぼす重要な計画であるので十分検討し、以下の事項を具体的に定める。

(1) 避難の指示等を伴う基準及び伝達方法

(2) 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

(3) 避難場所への経路及び誘導方法

(4) 避難場所開設に伴う被災者救護措置に関する事項

① 紙水措置

② 紙食措置

③ 毛布・寝具等の支給

④ 衣料・日用必需品の支給

⑤ 負傷者に対する応急救護

(5) 避難場所の管理に関する事項

① 避難収容中の秩序保持

② 避難者に対する災害情報の伝達

③ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

- ④ 避難者に対する各種相談業務
- ⑤ 運営方法についてのルール（市と自治会との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む）
- (6) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - ① 平常時における広報
 - ② 災害時における広報
- (7) 孤立するおそれのある地区の対策に関する事項
 - ① 災害時に孤立するおそれのある地区の把握
 - ② 食料・飲料水の備蓄
 - ③ 情報連絡方法
- (8) 避難所運営マニュアルの整備
- (9) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動

第5節 廃棄物処理に係る防災計画 【経済環境対策部】

1. 市の施策

- (1) 市は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化を図るよう努める。
- (2) 市は、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備に努める。
- (3) 市は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。
 - ① 近隣の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
 - ② 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
 - ③ 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を確保する。
 - ④ 生活ごみや災害によって生じた倒壊家屋等からの廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保する。
 - ⑤ 災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬ができる体制を確保する。

第6節 高齢者、障がいのある人、乳幼児及び外国人等災害時要配慮者に係る対策計画

【総括部、市民対策部、健康福祉対策部】

1. 計画の方針

地震発生時には、高齢者や障がいのある人、在宅療養者、透析が必要な人、糖尿・高血圧などの疾患をもつ人、乳幼児・妊産婦及び外国人（以下、「災害時要配慮者」という。）については、地震災害の影響を受けやすいうえ、避難所等における災害後の生活においても支障を生じることが予想される。そのため、地震災害時に、災害時要配慮者に対し、迅速かつ適切に避難等の防災活動ができるよう、支援・救助体制を整備する。

特に、災害時要配慮者のうち、地震災害が発生し、又は地震災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿を作成し、各所管部署、消防本部、消防団、警察、民生児童委員、自主防災組織等の関係機関で共有することにより、災害発生時の円滑かつ実効性のある避難支援に資するものとする。

2. 災害時要配慮者への支援

(1) 広域的支援体制の整備

市と府の相互の協力・連携体制を整備するとともに、近隣の保健福祉サービス事業者との協力体制の確立に努める。

(2) 福祉避難所の設置

市は、高齢者、障がい者等で特別な介護等が必要な災害時要配慮者のための福祉避難所の設置に関し、平素から社会福祉施設等の状況を把握し、当該施設の管理者と災害時の福祉避難所の設置に関する協議を行い、その同意の下、福祉避難所の設置に向けた協定の締結につながるよう準備に努めるものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合は、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設する等、配慮に努める。

(3) 避難施設の整備及び食料品、生活必需品等の配慮

市は、避難所として指定している施設について、高齢者や障がいのある人の避難生活に配慮し、手摺りの設置や段差の解消、障がい者用トイレの設置などの施設整備に努め、高齢者や障がい者等の特別な配慮を必要とする要配慮者を対象として福祉避難所や、指定避難所内における福祉避難コーナーを定めておく。

また、食料品、生活必需品等の備蓄に当たっては、高齢者・乳幼児、女性用等それぞれの特性に応じたものとするよう配慮するとともに、障がいのある人等のための車いす等を配備する。

(4) 社会福祉施設における予防対策

地震災害時において利用者の安全を確保するため、施設の所有者又は管理者が行う予防対策として、次の事項を促進するものとする。

① 消防法等により整備を必要とする防災施設等（消防設備、警報設備、避難設備等）の整備を図

ること。

- ② 職員及び利用者に対し、避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施するなど自主防火管理体制の整備に努めること。
- ③ 地震災害時における利用者の避難所、収容施設等、関係機関等との情報交換、情報伝達方式についてあらかじめ定めること。
- ④ 地震災害時における特別養護老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者の安全確保を図るため、「非常災害計画」等に基づく、避難体制の構築に向け移送手段の提供等の必要な協力をを行うこと。

(5) 在宅の災害時要配慮者への情報伝達網の確保

在宅の災害時要配慮者については、それぞれ状況に応じた情報提供の方法（例えば、聴覚に障がいのある人に対しては掲示板、FAX、視覚に障がいのある人に対しては点字・音声・拡大文字等）の拡大に努めるものとする。

(6) 保育所における乳幼児の預かり保育

公立保育所では、保護者の帰宅困難等の理由により迎えが遅れる場合は原則24時間（1泊）、保育所で預かる。これにより食料等の備蓄を行う。

(7) 外国人、観光客等への配慮

① 外国語、ピクトグラムなどによる誘導標識

避難所等への誘導標識については外国語の併記、ピクトグラムの活用等により、だれにでもわかるものを作成する。

② 防災マップの掲示

公共施設等においては、外国語を併記した防災マップの掲示を促進する。

③ 防災パンフレットの配布

外国人居住者に対して外国語や「やさしい日本語」による防災パンフレットの作成・配布を検討する。

④ 通訳・翻訳ボランティアの確保

外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

(8) コミュニティ、ボランティア等の育成

災害時要配慮者の支援活動の中心となるのはヘルパー等の福祉活動に従事している者や近隣の市民であり、自治会等地域組織・ボランティア組織である。これらのコミュニティ・組織の育成に努めるとともに、災害時要配慮者の安全確保のため、連携・協力体制を確立する。

3. 避難行動要支援者名簿登録制度

(1) 避難行動要支援者名簿登録制度の実施

災害対策基本法の一部改正により、要配慮者を適切に避難させるため、「避難行動要支援者名簿」の作成が義務化された。

市は、自ら避難する事が困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の円滑かつ実効性のあ

る避難支援に資するため、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努めるとともに、個別避難計画の作成を進める。

(2) 自助・共助、個人情報保護の重要性

この計画の実施に当っては、実効性を確保し円滑に実施するため、自助・共助の精神に基づいた一人一人の災害に対する理解と災害発生時の相互扶助の重要性が、全ての市民に理解されなければならないこと、並びに関係者による情報共有の必要性から、個人情報の保護の重要性について理解が図られるよう努めるものとする。

(3) 避難支援等の対象者

この計画において、避難支援等の対象となる避難行動要支援者の範囲は、次のいずれかに該当する者で、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断又は行動（以下「避難対応等」という。）を自ら行うことが困難な者（家族等の介助により避難対応等が可能な者を除く。）とする。

- ① 介護保険における介護認定区分要介護3以上の認定者
- ② 身体障害者手帳1級又は2級所持者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級保持者
- ④ 療育手帳A所持者
- ⑤ 高齢者のみの世帯
- ⑥ その他、市長が必要と認める者（妊娠婦及び乳幼児、日本語を話せない外国人等上記以外の者で支援が必要と認められる者）

(4) 避難支援者

- ① 区・自治会（近隣住民など避難協力者）
- ② 自主防災組織
- ③ 民生児童委員 等

(5) 避難支援体制の整備

① 市における支援体制の整備

防災担当部局と、主として災害時要配慮者に関する情報を保有する福祉担当部局は、平常時から連携してこの計画の実施に当たり、避難支援等の円滑な実施を図るものとする。

また、災害時には介護サービス事業者、障害者福祉サービス事業者に対し、サービス利用者に早めの避難の呼びかけを促すなど、避難支援等に携わる関係機関の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等について努めるものとする。

② 地域における支援体制の整備

災害時における応急活動が、最大限効果を上げるためには、住民相互の協力による情報伝達、避難誘導等が欠かせないものであり、地区住民による自主防災組織等に求められる役割は大きなものがあることから、市としては、自主防災組織の結成を進めるよう自治会等の住民組織と連携を図っていくものとする。

③ 関係団体等の協力体制の構築

災害発生時には支援者となる自主防災組織等と社会福祉協議会や民生児童委員等は、地域内のよりきめ細かな情報を得て支援ができるよう、普段から日常活動を通じて、協力関係を深め

るよう努めるものとする。

(6) 避難行動要支援者名簿の整備等

① 避難行動要支援者名簿の作成

市は、保有する福祉情報等の整理、関係機関等からの情報の入手等により、避難行動要支援者の把握に努め、避難支援等の基礎となる避難行動要支援者情報の整理する。

避難支援等に当たっては、要配慮者に関する次の各号の事項を記載した「避難行動要支援者名簿」（以下「名簿」という。）を作成し、活用する。

(ア) 氏名

(イ) 住所

(ウ) 生年月日

(エ) 性別

(オ) 電話番号等連絡方法

(カ) 支援の必要な理由

(キ) その他支援のために必要な事項

② 当面の措置

名簿は、個人情報を基に作成されるものであり、地域住民の深い理解と積極的な協力なくしては実施することはできないことから、当面、災害時における要配慮者に対する避難支援等の活動に対して、地域住民並びに地域の自治会及び自主防災組織等により、準備が整った地域から実施するものとする。

③ 名簿の活用

名簿は、活用しやすいよう地図上に情報を展開する（マップの作成）などして用いるものとする。また、自主防災組織等の支援者は、名簿等を活用し、日常の見回り等の訪問活動を行い、要配慮者と信頼関係を築くとともに、災害時の避難方法や経路の確認や防災意識の向上等に努めるものとする。

④ 未登録者への勧奨

市は、名簿に登録されていない避難行動要支援者について、地域の自主防災組織や民生児童委員等の協力の下、災害時の避難支援等について啓発を行い、名簿への登録を勧奨するものとする。

(7) 個別避難計画の整備等

個別の避難支援等を円滑に行うため、名簿に登録された避難行動要支援者の同意を得た上で、居住状況や医療情報、緊急連絡先等避難支援等に必要な情報を記載した個別避難計画を作成するものとする。

支援者は、個別避難計画を作成する際に、提供された情報に基づき、避難行動要支援者と連絡を取り合い、避難支援のために必要な内容を記載した個別避難計画を作成し、市にその写しを提出する。

(8) 名簿及び個別避難計画の作成に必要な個人情報及びその入手方法

① 市における情報の集約

避難行動要支援者に該当するものを把握するために、関係部局で把握している要介護者や障

がいのある人等の情報を集約するよう努める。

② 府からの情報の取得

本市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求めることができる。

③ 避難行動要支援者本人等からの情報の取得

個別避難計画における避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項等について、避難行動要支援者本人や家族等から情報を把握する。

(9) 名簿及び個別避難計画の更新

- ① 名簿に登録されている要配慮者及びその家族は、登録されている情報に変更（登録そのものの消去を含む。以下、同じ。）がある場合は、速やかに地域の支援者にその旨を申し出るものとする。要配慮者及びその家族が申し出ることができない場合において、支援者が必要と認めるときも同様とする。
- ② 地域の支援者は、前号の申し出により、名簿及び個別避難計画を変更等した場合は、市にその内容を連絡するものとする。

(10) 名簿及び個別避難計画の情報提供及び個人情報の取り扱い

市は、本人の同意を得た上で、当該情報により名簿を作成し、地域の自主防災組織等の支援者に提供するものとする。この場合において、個人情報の管理方法等について明確にするとともに、市は名簿等を取り扱う支援者に対する個人情報保護の啓発、指導を行うものとする。

(11) 避難支援者の安全確保

避難支援者は本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、市は、避難支援者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援者の安全確保に十分配慮する。

(12) 要配慮者避難支援等に関する啓発日常活動等

市と自主防災組織等は、連携して、防災講習会やハザードマップの配布等を通じて、避難行動要支援者や地域住民に災害発生時の留意点や諸活動についての理解を深めるよう周知を行うとともに、この計画の趣旨、内容等について積極的に啓発を行い、災害発生時の相互扶助等の意識向上を図り、名簿の整備に努めるものとともに避難行動要支援者に関する情報の収集に努める。

さらに、避難行動要支援者名簿を避難支援等に携わる関係機関で情報共有することに関しては、避難行動要支援者本人に理解を求めるよう努めるものとする。

(13) 避難行動要支援者参加型の防災訓練の実施

- ① 市は、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画及び実施、広報等を行うものとする。
- ② 自主防災組織等は、定期的に地区内において、要配慮者参加型の防災訓練を行うよう努めるものとする。この場合において、市は、必要な助言、指導、協力を行うものとする。

第7節 広域応援体制整備計画 【総括部】

1. 計画の方針

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、円滑な応援活動を行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制を確立しておくものとする。

2. 計画の内容

(1) 広域応援体制の整備

市長は、あらかじめ他市町村と相互応援協定等の締結に努め、協定に沿って応援要請を行う。なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加え、大規模災害等により近隣市町村も同時に被災する可能性があることから、遠方に所在する市町村との協定締結を検討する。

また、知事より相互応援協定の締結について指導・助言を受ける。

府、近隣市町村その他の行政機関、公共機関、自衛隊及び市内民間団体等との相互応援体制のより一層の連携強化に努め、協定に基づいた対策を図ることとする。

(2) 消防相互応援体制

大規模災害の発生により、広範囲にわたる被害が予想される等の事態が生じた場合は、現場状況に応じて「京都府広域消防相互応援協定」に基づき応援を要請する。

[災害時協定一覧：京都府広域消防相互応援協定書]

(3) 水道災害相互応援体制

水道に関する大規模な災害などが発生した場合、速やかに応急給水と施設の復旧等が図られるよう「日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書」等に基づき応援要請する。

[災害時協定一覧：日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書]

第3章 地域防災力の向上

第1節 防災知識普及計画 【総括部、消防対策部、教育対策部】

1. 計画の方針

市及び防災関係の各機関は、関係職員に対して専門的教養訓練等を実施し、防災知識の向上に努めるとともに、相互に緊密な連絡を保ち単独又は共同して、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開し、地域防災力の向上に取り組んでいけるよう努めるものとする。

また、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること、早期に避難することが重要であること、そのためにも避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は被害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）を克服する必要があること等を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

さらに、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

2. 計画の内容

(1) 職員に対する研修

京田辺市地域防災計画が適確有効に活用されるよう、各機関の職員研修等を利用し、機会を得て防災に対する職員の教育を実施するものとする。

(2) 学校等における防災教育

各学校においては、地震災害に備えて、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、震災対策上必要な安全教育や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

① 児童生徒等に対する教育

地震災害時における児童生徒等の安全の確保及び防災対応能力育成のため、教育活動全体を通じて、地震の基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急処置等の指導を行うとともに、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

② 教職員に対する防災研修

教職員の防災対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害防災に関する専門的知識のかん養及び応急処置等の技能の向上を図る。

(3) 市民（個人、家庭、地域、企業、団体）に対する啓発

災害による被害を軽減するためには市及び防災関係機関はもとより、個人や家庭（自助）の取組を促進し、社会全体の防災力を高める必要があることから、地域、企業、団体等（共助）において災害時に早期避難を呼びかけるなどの防災の担い手として活動する人材を育成する。また、防災知識の普及、意識の高揚に当たっては、従来、防災に关心の薄かった人々にも取り組みが広がるよう、正しい知識を分かりやすく提供できる優良なコンテンツやメニューの充実に努めるも

のとする。

① 普及内容

- (ア) 地震に関する一般的知識
- (イ) 平常時の減災に向けた取組
 - a. 住宅、家屋の整理点検
 - b. 火災の防止
 - c. 住宅用火災警報器の設置
 - d. 非常食料、非常持出品の準備
 - e. 想定される地震による震度分布や、地域の建物倒壊等による危険度の把握
 - f. 避難所、避難場所、避難路等の確認
 - g. 避難行動タイムラインの作成
 - h. 応急救護の方法
 - i. 物資の備蓄、耐震補強等安全への投資
 - j. 地震に関する災害情報及び避難情報の種類と入手方法
- (ウ) 災害発生時の心得
 - a. 場所別、状況別
 - b. 出火防止及び初期消火
 - c. 自主避難（自助・共助）の原則、避難時の心得
 - d. 防災情報メールの活用
 - e. 「災害用伝言ダイヤル（171）」、「災害用伝言板（web171）」、「災害用伝言板サービス」、「NHK安否放送」などの災害時の安否情報伝達手段の確保
 - f. 地域防災無線の活用
 - g. 災害時帰宅支援ステーションの活用
 - h. 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
 - i. 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
 - j. 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
 - k. 災害に便乗した詐欺メール等の誤った情報に注意し、情報の正確性について確認すること
- (エ) 緊急地震速報の普及・啓発

② 普及方法

(ア) 講習会による普及

各関係機関は、単独又は他機関と共同して、講習会等の催しを行い、職員及び市民の啓發に努める。

(イ) 社会教育等を通じての普及

- a. 社会教育施設における学級・講座を通じての普及
- b. P T A、青少年団体、女性団体等社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等を通じての普及
- c. その他の関係団体の諸活動を通じての普及

(ウ) 印刷物による普及

各関係機関は広報紙、ポスター、パンフレット、チラシ、回覧板等を利用し、機会あるご

とに防災に関する記事を記載して普及広報に努める。

また、防災パンフレット等を市民に配布し、定期的に内容の見直しを行い、見直した場合はその都度配布する。

(イ) ハザードマップの作成・配布による普及

市域に大きな被害を及ぼすと想定される地震について、揺れの大きさや想定される建物被害の状況等を示した地震ハザードマップにより市民に周知する。

- a. 想定される地震による震度分布や、地域の建物倒壊等による危険度
- b. 避難場所・避難所・避難経路等
- c. 緊急時の連絡先
- d. 情報の伝達経路
- e. 建築物の耐震化の必要性
- f. その他、地震発生時の円滑かつ迅速な避難に有効な情報

(オ) 映画等による普及

地震、防火及び災害時の救助活動等の映画を活用し、巡回あるいは講習会等で普及する。

(カ) 報道機関による普及

防災に関する催し、関係機関が発表する防災関係資料については、新聞、放送機関に報道を依頼して普及広報を行うよう努める。

(キ) 記念事業による普及

防災の日(週間)、防災とボランティアの日(週間)、全国火災予防運動(春季・秋季)、水防月間、土砂災害防止月間等、各種防災強調運動を機として防災の知識普及に努める。

(4) 災害教訓の伝承

震災による被害を最小限にするためには、過去に発生した震災において培われた防災に関する知恵や経験等を確実に後世に伝えることが重要である。このため、過去の震災に基づく災害教訓の伝承に関する啓発に努める。

第2節 防災訓練・調査計画

2-1 防災訓練計画 【総括部、消防対策部、各対策部】

1. 計画の方針

地震災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と関係機関の有機的な連携を強化して、応急対策にあたる体制を整備強化とともに、市民、自主防災組織、民間企業及びNPO・ボランティア等の防災に対する関心を高める。

その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

2. 計画の内容

(1) 総合防災訓練

防災関係機関が協議して実施するものとする。

① 訓練の時期

洪水等の災害の発生が予想される時期前

② 訓練の場所

訓練効果のある適当な場所及び地域

③ 訓練の方法

(ア) 地域の災害リスクに基づき、現実に即した可能な範囲で実施するものとし、参加各機関の消防、水防、救助、救護動員、通信連絡等の訓練を総合して実施する。

(イ) 訓練の円滑化を図るため、参加各機関で構成する訓練推進本部を設けるとともに震度、震災状況等を設定する。

(ウ) 訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

(エ) その他細部については協議のうえ決定する。

(2) 部分訓練

① 通報訓練

② 動員訓練

③ その他（各機関において訓練計画を策定して実施する。）

(3) 図上訓練

市内各地区の実情に合致した避難、水防、救助等災害対策の活動について関係機関が協議し、必要に応じて地区ごとに図上訓練を実施するものとする。この際、市地域防災計画及び地震ハザードマップを災害時に活用できるように、関係機関と協議を行い実施要領を定めるものとし、極力多数の住民が参加するよう配慮する。

(4) 各機関別訓練

防災関係機関は、それぞれの所掌事務に応じ、主として職員の防災事務の習熟のための訓練を計画し、少なくとも年1回これを実施するものとする。

(5) 学校等における防災訓練

地震発生時に「避難行動・避難所運営マニュアル」等に基づく避難行動、避難所運営が円滑に実践できるよう、平常時より自主防災組織や住民、関係機関等と連携し、地域の実情に応じて多様な場面を想定した避難訓練、避難所運営訓練、情報伝達訓練等の防災訓練の実施に努める。

2-2 震災調査計画 【総括部、各対策部】

1. 計画の方針

大地震が発生すると、その被害は甚大なものになると予想されることから、被害を最小限とするため、公共施設等の維持管理を強化するとともに、都市の防災対策事業等を計画的かつ総合的に推進する必要がある。

市においては、府における震災対策基礎調査、被害想定調査をはじめとした地震災害に関する各種調査に加え、市の地域特性に応じた各種調査を実施することにより、効率的な震災対策の具体策を検討し、ハード、ソフト相互に連携する総合防災対策の推進をめざすものとする。

2. 計画の内容

(1) 災害予防に関する調査研究

震災に強いまちづくりを推進するためには、公共土木施設、公共建築物、公益施設等の耐震性の向上をはじめ、市街地の面的整備や、防災に関する各種の都市施設の総合的・一体的整備に配慮していく必要があり、これに資する調査結果を集積する。

① 防災まちづくりに係る基本調査

地震時に発生すると思われる火災及びその他の被害を最小限とするため、次の調査結果を集積し、防災まちづくりの基礎資料として活用する。

(ア) 地盤及び地質に関する調査

(イ) 建築物の不燃化・耐震性及び落下物に関する調査

(ウ) 建築物の用途、規模、構造等の現況調査

(エ) 地下埋設物に関する調査

(オ) 危険物貯蔵所等に関する調査

(カ) 防災空間の整備拡大に関する調査

② 公共建築物、公益施設等の耐震性に関する調査

公共建築物、公益施設は、災害が発生した場合の応急復旧活動の拠点となり、この破壊が社会生活に深刻な影響を与える性格を有しているものであるから、施設の破壊を防止するため、慎重かつ十分な点検調査を行う。

③ 公共土木施設の耐震性に関する調査

公共土木施設が地震により被害を受けると、直接的に住民の生命・身体・財産等に影響を及ぼすほか、避難行動や援助救護活動に支障をきたすことになる。従って、これらの施設の破壊を防止するため、慎重かつ十分な点検調査を行う。

(ア) 道路及び橋梁の耐震に関する調査

(イ) ため池の耐震に関する調査

(ウ) 河川及び河川工作物の耐震に関する調査

(2) 火災の防止に関する調査研究

① 地震火災の事例に関する調査

地震災害発生の態様は複雑多岐であり、また、災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。従って、過去の地震災害の事例に基づいて、次の調査

結果を集積し、防災まちづくりの基礎資料として活用する。

(ア) 地震火災の拡大原因に関する調査

(イ) 地震火災を最小限ににくいとめる方法に関する調査

② 大震火災に関する調査

地震時に予想される同時多発性による大震火災対策を科学的データに基づいて推進するため、出火防止、初期消火、拡大防止、避難の安全確保等、基本的重要な事項に関する調査結果の集積を図り、個別対策及び地域対策の方策を検討し、地域の防災化対策に資する。

(ア) 初期消火に関する調査

(イ) 火災の拡大防止に関する調査

(3) 避難の安全確保に関する調査研究

避難場所及び避難所は、大震火災に際して常に安全性が確保されなければならず、現在指定している避難場所及び避難所はそれ自体に本来の使用目的があり、時代とともにそれらは変化したり、あるいは周辺の状況の変化に影響を受け、安全性が低下したりする場合が起り得る。

従って、避難場所、避難所及び避難路の選定については、一定期間ごとに安全性について調査確認する。

① 指定避難地、避難所の確保を図り、かつ、その避難地、避難所としての機能の向上を図るための整備に関する調査

② 指定避難地、避難所とそこに至る避難路の安全化をめざす災害防止帯設定のための基礎調査

③ 避難時に障害となる自動車交通の動態調査と、避難の円滑化方策の調査

④ 大震火災時に発生のおそれのある火災旋風から広域避難地の安全性を確保するための調査

(4) 業務継続性に関する調査研究

災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材の確保、関連事業者との連携、住民基本台帳など重要情報のバックアップなどの事前の準備体制及び事後の対応力を高める業務継続計画（BCP）について調査研究する。

第3節　自主防災組織整備計画　【総括部、消防対策部】

1. 計画の方針

市民の隣保共同の精神に基づく自主防災組織の整備充実は、防災意識の高揚並びに災害時における人命の安全確保を図るうえで重要なことであるので、これの育成強化について必要な事項を定める。その際、女性の参加の促進に努めるものとする。

(1) 自主防災組織の具体的活動

自主防災組織は、地域の消防団、事業所等により組織されている自衛消防組織、防災関係機関と協力・連携に努め、次の事項を実施する。

平常時には、防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等の活動の実施の他、市に対して地区の防災計画を提案することができる。

災害発生時には、災害情報の収集、住民への迅速な情報伝達及び安否の確認、出火防止と初期消火、避難誘導、避難所開設・運営、被災住民の救出・救護、給食・給水等の活動を実施する。

なお、夜間における避難所開設については、市職員の派遣が遅れる場合も想定され、鍵の開閉、施設への誘導など初動活動が行えるよう体制整備を図る。

(2) 市民組織の育成指導

自主防災組織の設置を促進するため、京田辺市地域防災計画に必要事項を明示するとともに、市民に対し自主防災組織の必要性について、積極的かつ計画的な広報を実施し、防災意識の高揚を図ることにより、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう十分な理解と協力を求める。

また、資機（器）材整備等支援を充実し、指導、助言を行うことで、組織の結成率の向上を図る。

2. 計画の内容

(1) 自主防災組織の育成

① 市民の防災意識の高揚

パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講演会等の開催に積極的に取り組む。

② 自主防災組織の単位

市民が自主的な防災活動を行ううえで京田辺市の実情に応じた適正な規模の地域を単位として組織化を図る。

(ア) 市民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域

(イ) 市民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

③ 指導、助言

市は、市民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくための自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資器材及び防災訓練等に対する指導、助言を行うものとする。

その際、女性、若者の参加促進及びリーダー育成に努めるものとする。

(2) 自主防災組織の運営要領

自主防災組織は、地域の規模、形態によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織が継続的に活動に取り組むため、規約及び防災計画を定めるよう努めるものとする。

なお、女性等多様な視点に配慮した活動に取り組むため、自主防災リーダーについて多様な人材を確保するよう努めるものとする。

① 規約

(ア) 役員

- a. 防災リーダー及びその任務
- b. 班長及びその任務

(イ) 会議

- a. 総会
- b. 役員会
- c. 班長会等

② 自主防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載しておくものとする。

- (ア) 市民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに、対策を講じておくこと。
- (イ) 市民は、災害時に必要な情報の内容と入手方法を確認しておくこと。
- (ウ) 自主的に早めの避難行動を行うための目安を設定し、取るべき避難行動を時系列で整理し、地域住民に周知しておくこと。（特に、土砂災害警戒区域がある地域や洪水浸水想定区域で浸水深が深い地域等）
- (エ) 市民は、自主防災リーダーや災害時に早めの避難を呼びかける者など、それぞれの能力にふさわしい任務を分担すること。
- (オ) 自主的に防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてあらかじめ計画を立て、かつ市、消防署等が行う訓練にも積極的に参加すること。
- (カ) 防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関するここと。特に、地域の消防団員や民生委員等と連携した協力体制を整えること。
- (キ) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資器材の配置場所等の周知の徹底、点検整備に関するここと。
- (ク) 負傷者の救出、搬送の方法、避難情報の伝達方法、避難時の非常持出し等に関するここと。
- (ケ) 避難所、避難経路に関するここと。
- (コ) その他自主的な防災に関するここと。

(3) 施設の自主防災計画

大地震が発生した場合、学校、医療機関等多数の者が出入り又は利用する施設、危険物を製造・保管する施設、多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の管理者は、自衛消防組織を編成し、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を作成すると

ともに、防災訓練を定期的に行うものとする。

① 対象施設

- (ア) 学校、医療機関等多数の者が利用又は出入りする施設
- (イ) 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等を製造、保管及び取り扱う施設
- (ウ) 多人数が従事する工場、事務所等で自主防災組織を設け災害防止にあたることが効果的であると認められる施設

② 組織設置要領

事業所の規模、形態により、その実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約及び防災計画を立てておくものとする。

③ 自主防災計画

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載しておくものとする。

- (ア) 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること。
- (イ) 自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ計画を立て、かつ市、消防署等が行う訓練にも積極的に参加すること。
- (ウ) 防災機関、本部、事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと。
- (エ) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資器材の配置場所等の周知徹底、点検整備に關すること。
- (オ) 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に關すること。
- (カ) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に關すること。
- (キ) 市民との協力に關すること。
- (ク) その他自主防災に關すること。

第4節 ボランティアの活動環境整備計画 【健康福祉対策部、社会福祉協議会】

1. 計画の方針

大規模災害発生時には、ボランティア等による医療、巡回相談、炊き出し、物資搬送、建築物の危険度判定など幅広い分野での協力が必要となり、国内、国外から多くの支援申し入れが予想される。そのため、市は、府、京都府社会福祉協議会、市社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関と連携し、ボランティア活動分野の需要の把握や受け入れ及び連携を図る体制整備を推進し、ボランティア活動環境の整備に努めるものとする。

2. 計画の内容

(1) 基本的な考え方

ボランティア等は、自主的・自発的に活動するものであるが、災害時には一定の情報がないと効果的な活動が期待できない。災害時におけるボランティア活動が有効かつ機能的に発揮されるためには、災害対策本部の連携・支援が必要となることから、その関係を明確にする必要がある。

- ① 災害対策本部は、ボランティア等の自主性を尊重するものとする。
- ② ボランティア等の受け入れや活動方針の決定、人員の派遣等についてもボランティア等で組織する京田辺市災害ボランティアセンターの自主性を尊重するものとする。
- ③ 京田辺市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が中心となり、関係機関と連携して運営する。
- ④ 災害対策本部は、京田辺市災害ボランティアセンターと連携を図るとともに、その活動に対し支援と協力をを行うものとする。
- ⑤ 災害時のボランティア等は、本市が被災している状況に考慮し、食料及び宿泊等、自己完結を原則とする。
- ⑥ 市及び京田辺市災害ボランティアセンターは、京田辺市災害ボランティアセンターの運営に必要な資金、資機(器)材の調達方法などについて協議を行うものとする。

(2) 平常時の連携

震災時に迅速に、京田辺市災害ボランティアセンターが機能し、自主的に活動できるようにするためには、平常時から地域団体、NPO・ボランティア組織と連携し、京田辺市災害ボランティアセンターが円滑に組織化されるようにボランティア活動のリーダーの育成を図るなど、ボランティア活動が活発に行われるよう市民意識の高揚を図る。

また、震災時には、災害対策本部とボランティア等とが相互に協調し合えることが必要であり、災害ボランティアセンターの組織化が図れるよう、次の機関又は組織等へ協力を依頼する。

さらに、震災時にボランティア等との情報連絡が円滑に行えるよう、事前登録の推進に努める。

- ・市内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等のボランティア組織
- ・市民組織
- ・企業労働団体
- ・学校
- ・一般ボランティア

・府社会福祉協議会

① 受け入れ窓口の整備

各機関は、震災時にボランティア活動を行おうとするものの受け入れ・活動の調整を行うための窓口の運営について、平常時から連絡調整を行う。また、一般ボランティア（炊き出し、物資搬送、がれき撤去）の受け入れ等は京田辺市災害ボランティアセンター、専門ボランティア（医療、巡回相談、建築物の危険度判定、がれき撤去の受け入れ等）は市対策本部（各部）にするなど各種ボランティア受け入れ窓口を整理する。

② 事前登録

市及び市社会福祉協議会は、震災時にボランティア等との情報連絡が円滑に行えるよう、市民活動団体（N P O団体）やボランティア団体、住民に対し、災害ボランティアの事前登録をするようPRに努める。

③ 人材の育成

各機関は、相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。また、被災地へのボランティア派遣等を通じ育成に努める。

④ 活動支援体制の整備

京田辺市災害ボランティアセンターは、震災時における関係機関を含む市のボランティア活動拠点として総合調整機能を果たすよう体制づくりを進める。また、必要な資機(器)材、ボランティア保険の加入等、活動しやすい条件整備を進める。

⑤ ボランティア等の受け入れ拠点の確保

市は、震災時における他地域からのボランティア等の受け入れを促進するため、拠点、駐車場等の確保に努める。

第5節 企業等防災対策促進計画 【総括部、各対策部】

1. 計画の方針

災害に強い地域づくりのために、企業、住民が協力することは、被害軽減につながり、社会秩序の維持と市民福祉の確保に大きく寄与する。企業等は災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（B C P）を策定し、運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取り組みを実施し、地域防災力の向上に寄与する。

2. 計画の内容

(1) 事業所等における防災活動の推進

事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に果たすことができる役割（従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携）を十分に認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画の策定などの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

市は、商工会等と連携して、市及び商工会が策定している事業継続力強化支援計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、中小企業等による事業継続力強化計画の策定支援に努めるものとする。

また、事業所等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

そのため、市は、防災訓練への参加の呼びかけや啓発事業の実施、情報提供・収集等を行うものとする。

(2) 事業継続計画の普及啓発

市及び府は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画策定支援及び事業継続マネジメント構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備に取り組むものとする。また、国や関係団体等と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、企業等の事業継続計画の普及啓発に努める。

第3編 震災応急対策計画

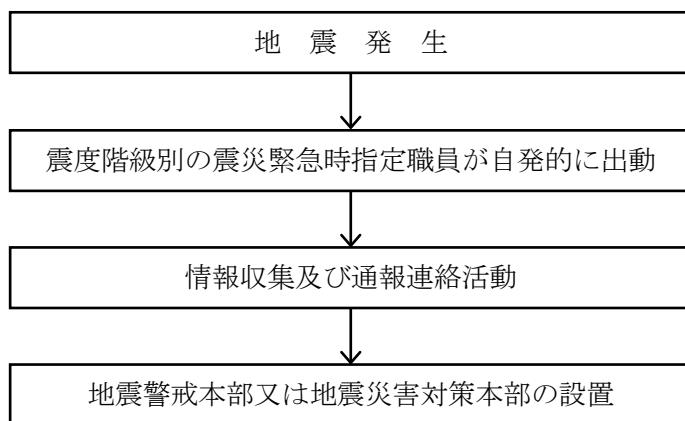
第1章 初動期の活動

第1節 活動体制の確立 【総括部】

1. 計画の方針

市内で震度4以上の地震が発生した場合（震度は地震情報によるものほか、職員自ら推定する場合を含む。）、緊急対応のため、震度階級別の震災緊急時指定職員による初動体制をとり、情報収集と通報連絡を行う。初動体制により得られた情報に基づき、震度階級に応じた活動体制を確立する。

■地震警戒本部又は地震災害対策本部設置の流れ



2. 災害応急対策の活動体制

(1) 震度4の地震が発生した場合（監視体制の配備）

初動体制により得られた情報に基づき、総括部（安心まちづくり室）を中心とする監視体制を配備し、被害情報の収集・伝達を行う。被害が拡大するおそれのあるときは、早急に地震災害警戒本部（A号体制）に移行する。

(2) 震度5弱及び5強の地震が発生した場合（地震災害警戒本部の設置）

初動体制により得られた情報に基づき、地震災害警戒本部（A号体制）を設置し、直ちに災害応急対策を実施する。被害がさらに拡大するおそれのあるときは、地震災害対策本部（B号体制）に移行する。

(3) 震度6弱以上の地震が発生した場合（地震災害対策本部の設置）

地震災害対策本部（B号体制）を自動設置し、市の組織及び機能の総力をあげて対処する体制とする。また、被害の状況により、現地地震災害対策本部を設置する。

第2節 監視体制の配備 【総括部】

1. 計画の方針

震度4の地震が発生した場合は、総括部（安心まちづくり室）を中心とする監視体制を配備し、情報収集及び関係機関との連絡を主とした活動を行う。

得られた被害情報に基づき、被害が拡大するおそれのあるときは、早急に地震災害警戒本部（A号体制）に移行する。

2. 配備及び解除

(1) 配備基準

震度4の地震が発生したとき。

(2) 解除基準

- ① 市域に被害が認められなかったとき、又は被害が発生するおそれが認められないとき。
- ② 地震災害警戒本部を設置したとき。

(3) 職員の配置

配置要員は本編本章第5節「動員計画」による。

第3節 地震災害警戒本部（A号体制）の設置 【総括部】

1. 計画の方針

震度5弱及び5強の地震が発生した場合は、あらかじめ定めた震災緊急時指定職員による初動体制をとり、情報収集を行う。得られた被害情報に基づき、地震災害警戒本部（A号配備）を設置し、災害応急対策にあたる。

被害が拡大するおそれのあるときは、早急に地震災害対策本部（B号体制）に移行する。

2. 設置及び閉鎖

(1) 設置基準

- ① 震度5弱及び5強の地震が発生したとき。
- ② 監視体制（震度4）では対処できないほど被害が拡大した場合。

(2) 閉鎖基準

- ① 災害のおそれが解消したとき。
- ② 地震災害対策本部を設置したとき。

3. 計画の内容

(1) 本部の位置

本部は原則として、京田辺市役所（401会議室又は305会議室）におく。

(2) 本部の庶務

本部の庶務は、総括部が行う。

(3) 職員の配置

配置要員は本編本章第5節「動員計画」による。

(4) 事務分掌

震度5弱及び5強の地震発生直後は、各対策部が次頁に示す情報収集及び通信連絡活動を行う。

(5) 地震災害対策本部（B号体制）への移行

収集された情報に基づき、本部長（市長）は、副市長、教育長、公営企業管理者を中心にして各部長、消防長、教育部長、消防団長と協議して、地震災害対策本部（B号体制）への移行を決定する。市長不在の場合は副市長、教育長、危機管理監の順で代行する。

■ 地震災害警戒本部（A号体制）における情報収集及び通信連絡活動

対策部	事務分掌
総 括 部	<ul style="list-style-type: none"> ・総合調整 ・各部局からの情報収集・整理 ・理事者との連絡調整 ・報道機関への対応
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・市有財産の被害に関する情報収集
市民対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・一般被害情報による調査 ・市民からの問い合わせ及び相談
健康福祉対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人、高齢者等に関する情報収集 ・各保育所(長)との連絡調整(通園の可否含む)
建設対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・被害箇所に関する情報収集
経済環境対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・被害箇所に関する情報収集
消防対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・地震災害警戒本部との連絡調整 ・出動体制整備・準備 ・消防団との連絡 ・地震観測並びに情報の収集 ・通信・連絡の確保に関するここと
上下水道対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・被害箇所に関する情報収集 ・市民からの問い合わせ及び対応
教育対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・被害箇所に関する情報収集 ・各市立幼稚園・小・中学校(長)との連絡調整

第4節 地震災害対策本部（B号体制）の設置 【総括部】

1. 計画の方針

震度6弱以上の地震が発生した場合、地震災害対策本部（B号体制）を自動設置し、市の組織及び機能の総力を挙げて対処する。また、被害の状況により、現地地震災害対策本部を設置する。

2. 設置及び閉鎖

(1) 設置基準

- ① 震度6弱以上の地震が発生したとき。
- ② 地震災害警戒本部A号体制（震度5弱及び5強）では対処できないほど被害が拡大した場合。

(2) 閉鎖基準

災害発生後における応急措置が完了し、災害のおそれが解消したとき。

3. 計画の内容

(1) 本部の位置

本部は原則として、京田辺市役所（401会議室又は305会議室）におく。

(2) 本部の庶務

本部の庶務は総括部が行う。

(3) 職員の配置

配置要員は本編本章第5節「動員計画」による。

(4) 本部会議

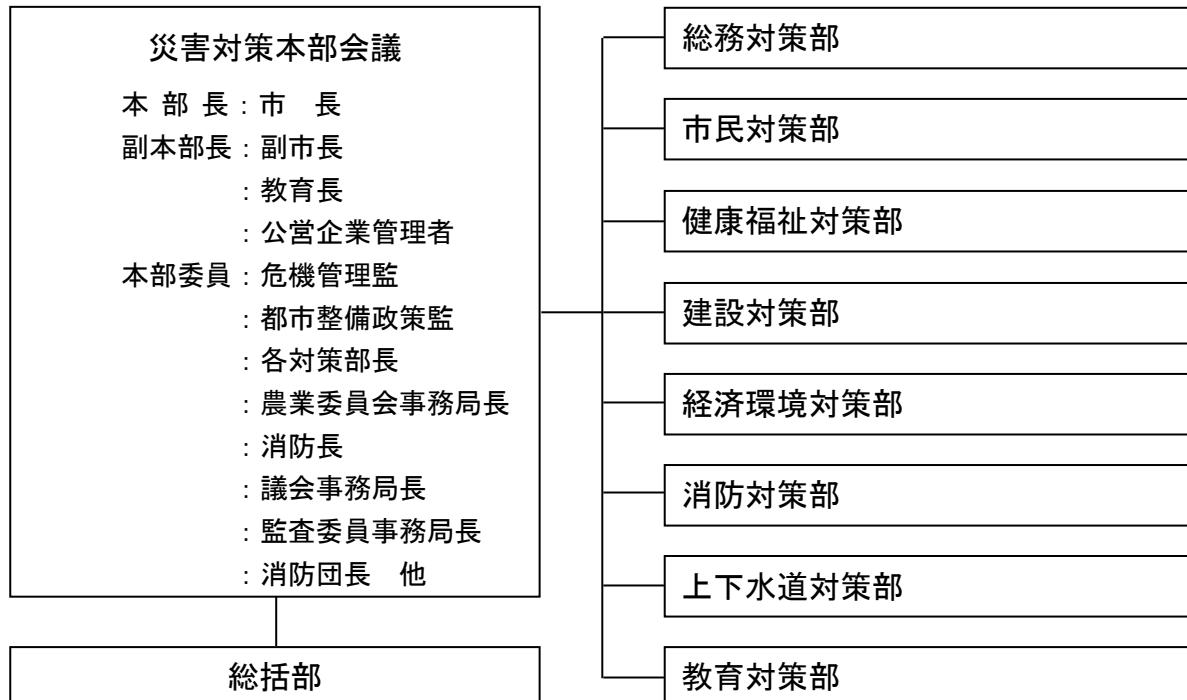
地震災害対策本部に本部会議をおく。本部会議は、本部長及び副本部長、本部委員で組織し、地震情報、被害状況等を基にして、地震災害対策本部の防災活動に関する基本方針を決定する。

(5) 地震災害対策本部の運用

- ① 指揮命令系統を確立すること。
- ② できる限り簡素化し名目的、形式的なものを排除すること。
- ③ 責任分担を明確にすること。
- ④ 地震災害対策本部の活動は、地震の規模、程度によってそれぞれの体制をとるものとする。
- ⑤ 地震災害対策本部の運営は、対策本部会議で決定した災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針に基づき事務分掌の迅速な処理に努める。
- ⑥ 地震災害対策本部の各部、要員の配置は、各事務分掌によって、災害の程度に即応した適正な規模によるものとし、要員は配属された部署の職務に専念する。
- ⑦ 災害対策本部各部各班の活動の実施細目は各部の活動計画によって定める。

(6) 地震災害対策本部の組織及び事務分掌

■地震災害対策本部組織



※ 詳細な組織図は[資料編：図-1.1 災害対策本部（地震災害対策本部）の組織図]参照

本部会議及び各対策部の事務分掌は[資料編：表-1.2, 表-1.3]参照

(7) 職務代行

災害発生時に本部長（市長）に事故のあるとき又は欠けたときは、次の順位に基づき、本部長の職務を代行する。

職務代行の対象者	第1位	第2位	第3位
市長	副市長	教育長	危機管理監

(8) 職員の証票

災害応急対策において京田辺市及び関係機関の職員が、災害対策基本法に基づき、施設、土地、家屋又は物資の所在する場所若しくは物資を保管する場所に立入検査を行う場合における職員の身分を示す証票は、それぞれの所属の機関において発行する職員証とする。

(9) 地震災害対策本部の腕章及び標識

地震災害対策本部を設置し、災害応急対策の業務に従事する場合は[資料編：様式-10]の腕章及び標識を付ける。

4. 防災会議の開催

京田辺市の地域において、地震災害が発生し、各種の応急対策及び災害復旧について必要なある場合は、防災会議及び防災会議幹事会を開催し、関係機関相互の連絡調整その他必要な措置を行う。

[資料編：表-1.1 京田辺市防災会議委員名簿]

第5節 動員計画 【総括部、各対策部】

1. 計画の方針

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、各活動体制の配置要員及び動員方法等について定める。

2. 配置要員

地震発生時における監視体制、地震災害警戒本部及び地震災害対策本部の配置要員は別途定める。

[資料編：表-1.5 地震災害警戒本部及び地震災害対策本部の配置要員]

3. 動員方法

(1) 連絡系統



(2) 参集場所

各部指定場所（勤務時間外において震度6弱以上の地震が発生した場合、避難所配備職員は各避難所、各対策部で指定されている職員は指定の場所、それ以外の職員は市役所正面玄関前に参集）

(3) 参集の方法

① 勤務時間外

震度4以上の地震が発生した場合、各体制の震災緊急時指定職員は自主参集を原則とともに、電話等により(1)の系統で動員を行う。また、震度6弱以上の地震が発生した場合、(2)のとおり自主参集する。

参集は、原則として徒步、バイク、自転車による出動とするが、やむを得ず自家用車で出動の場合は、庁舎周辺の駐車は禁止する。

職員は参集途上、次の事項について適切な助言及び援助をするとともに、収集した情報を総括部に報告する。

- ・市民への出火防止と初期消火の呼びかけ
- ・人命の危険を察知した場合は、避難の呼びかけ及び指導
- ・倒壊家屋及び道路、橋梁等の被害状況や通行不能箇所の状況等

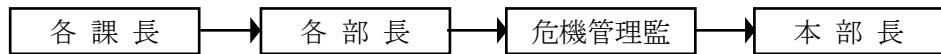
② 勤務時間内

震度4以上の地震が発生した場合、庁内放送、庁内電話等により(1)の系統で動員するとともに、震災緊急時指定職員は直ちに参集場所に出動するものとする。

4. 動員状況の把握

地震災害対策本部活動を円滑に運営するため、各部は次の系統により動員した要員を、地震災害対策本部長に報告するものとする。

(1) 報告系統



(2) 報告内容

- ① 職種別、男女別人員
- ② 対策従事者、待機者の内訳及び状況
- ③ 待機者の待機場所等
- ④ その他必要事項

5. 要員の運用

本部は動員状況を把握し、時宜適切な要員の配備に努め、必要に応じ各部に応援配備するものとする。

第6節 通信体制及び災害情報収集計画 【総括部、各対策部】

6-1 通信手段の確保

1. 計画の方針

地震災害時における被害状況の収集をはじめ、各防災関係機関相互の通知、要請、指示、通報、伝達等の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、その要領を定めるとともに、非常時における通信連絡を確保するための公衆電気通信設備の優先利用、非常無線の利用及び放送の要請等について定める。

2. 災害時の通信手段の確保

各機関は、災害時における相互間の通知、要請、指示、通報、伝達その他必要な連絡等の通信を迅速にかつ円滑に行うため、非常における通信を確保する。

(1) 公衆電気通信設備の運用

- ① 公衆電気通信設備においては、非常通信、緊急通話等の優先利用がなされるものであり、あらかじめ、市及び関係機関は、非常時に利用する指定電話の登録・承認を行うものとする。
- ② 非常に使用する指定電話の管理責任者をあらかじめ定めておく。
- ③ 被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくく状況になっている場合には、NTT西日本株式会社によって提供される「災害用伝言ダイヤル（171）」及びNTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社によって提供される「災害用伝言板（web171）」等を利用する。なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用者、伝言登録エリア等を広報される。
- ④ また、地上の電話等の通信基地局が被災を受けても、衛星を介して通信が可能となる衛星携帯電話を活用する。

(2) 無線通信網の確保と運用

地震災害発生時においては、公衆回線の切断あるいは混雑等により、一般的な通信手段が確保できない場合が想定されることから、無線による通信が重要になる。そのため、無線通信の使用方法などについて十分習熟するものとする。

① 防災行政無線

市と府及び市と各区・自治会との間における情報の収集、予警報等の伝達は、次の優先順位により京都府衛星通信系防災情報システム及び京田辺市地域防災無線によって行う。

なお、無線の取り扱いについては、別に定める取扱要綱による。

- (ア) 緊急要請
- (イ) 予警報の伝達
- (ウ) 災害対策本部指令及び指示
- (エ) 応急対策報告
- (オ) 被害状況報告
- (カ) その他災害に関する連絡

② 非常無線通信

災害時において公衆電気通信、防災行政無線の利用が不能又は著しく困難な場合における通信を確保するため、電波法第52条及び第74条の規定に基づく非常無線通信の利用を図る。

(ア) 非常無線通信の実施

非常の事態が発生したとき、又は発生するおそれがある場合において、有線通信の利用ができないか、あるいは利用することが著しく困難な場合に実施することができる。

(イ) 非常通報の内容

非常無線通信を利用できる通報の内容は、次の内容のものとする。

- a. 人命救助に関するもの
- b. 天災の予報(主要河川の水位を含む)及び天災その他災害の状況に関するもの
- c. 緊急を要する気象、地震等の観測資料
- d. 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関するもの
- e. 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- f. 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- g. 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- h. 遭難者の救護に関するもの
- i. 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- j. 鉄道線路、道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理、復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- k. 災害対策基本法第57条の規定に基づき、知事又は市長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの
- l. 災害対策基本法第79条の規定に基づき、指定地方行政機関の長、府知事又は市長が災害の応急措置を実施するため必要な緊急通信に関するもの
- m. 防災関係機関相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの
- n. 災害救助法第24条の規定に基づき、知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
- o. 民生の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

(ウ) 非常通報を発信できる機関

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発受するほか次に掲げる者の依頼により発受することができる。

- a. 官庁(公共企業体を含む。)及び地方自治体
- b. 地方防災会議及び対策本部
- c. 日本赤十字社
- d. 全国都市消防長連絡協議会
- e. 電力事業者
- f. 地方鉄道会社
- g. その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

(エ) 非常通報の依頼事項

発信を希望する者は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼するものとする。

- a. あて先の住所、氏名(かっこをもって電話番号を付記する。)
- b. 本文(字数は、1通200字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること。)
- c. 発信者の住所、氏名(電話番号を付記する。)

(オ) アマチュア無線の利用

市内アマチュア無線家に協力を依頼し、アマチュア無線局を利用する。

(3) その他の通信網の活用

① 西日本旅客鉄道株式会社の通信設備の利用

市長は通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があるときは、京都府知事と西日本旅客鉄道株式会社社長との間に締結された「災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定」に基づき、京田辺駅の通信設備を利用することができる。

② 放送の要請

市長は、災害に際して通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があるときは、災害対策基本法57条、京都府知事と日本放送協会京都放送局長及び株式会社京都放送局長、株式会社エフエム京都代表取締役との間に締結された「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」第5条の規定により、必要な事項について、当該放送機関に放送を要請する。

なお、日本放送協会京都放送局長に対し、緊急警報信号により災害に関する放送を要請する場合は、「緊急警報放送の要請に関する覚書」第2条により、京都府知事に対して要請するものとする。ただし、例外措置として、市と府との通信途絶など特別の事情がある場合には、直接放送要請を行うことができる。

[災害時協定一覧：緊急警報放送の要請に関する覚書]

③ 通信途絶時における措置

公衆電気通信、防災行政無線及び非常無線通信、西日本旅客鉄道株式会社の通信等いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努めるものとする。

6－2 被害状況及び活動状況の把握

1. 計画の方針

地震災害時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速的確に災害に関する情報、被害状況等の収集、伝達及び報告に努める。

2. 被害状況の把握

(1) 市民による把握

- ① 災害の発生を知ったものは、直ちにその事実を災害対策本部に連絡する。
- ② 区・自治会長、消防団員等は、知り得た地域内の災害の状況を遅滞なく直接災害対策本部に報告する。

(2) 本部による把握

- ① 各部長は、各部で知り得た被害状況、部の活動状況及び要望事項をそのつど、本部長に報告する。
- ② 本部長に報告された各種の情報は、総括部において収集整理する。

3. 災害情報及び被害状況の報告要領

(1) 災害情報の報告要領

この要領は、被害が発生し、又はそのおそれがあり、災害対策本部を設置した場合又は災害の状況、社会的影響等から報告の必要がある場合に、市災害対策本部長（市長）がその状況を速やかに京都府災害対策本部長（知事）あるいは関係機関に報告すること等につき必要な事項を定める。ただし、市域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を府に対してだけでなく、消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、報告するものとする。

また、市が知事に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、府と連絡がとれるようになった後は、府に報告するものとする。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合においても、市は直ちに府及び消防庁に報告するものとする。

① 被害の認定基準

災害による被害程度の認定に際しては、「被害程度の認定基準」の定めるところによる。

[資料編：表-2.64 被害程度の認定基準]

② 報告の内容

災害が発生した場合、次の事項をそのつど速やかに【資料編：様式-1】により報告する。また、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するための概括的な情報を収集するように特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

(ア) 被害の概要

(イ) 京田辺市災害対策本部設置状況

- (ウ) 避難指示等の状況
- (エ) 消防、水防機関等の活動状況
- (オ) 応援要請状況
- (カ) 要員及び職員派遣状況
- (キ) 応急措置の概要
- (ク) 救助活動の状況
- (ケ) 要望事項
- (コ) その他の状況

③ 報告の処理概要等

- (ア) 市災害対策本部長（市長）は、京都府山城広域災害対策支部長（京都府山城広域振興局長）を経由して京都府災害対策本部長（知事）に報告すること。
- (イ) 災害救助法を適用された場合の救助活動の詳報については、別に指示するところにより報告すること。

(2) 被害状況の報告要領

この要領は、市内に被害が発生したとき又はそのおそれがある場合に、市災害対策本部長（市長）がその状況を速やかに京都府災害対策本部長（知事）に報告するとともに、引き続き被害が確定するまで報告すること等の必要な事項を定めるものとする。

① 報告の種類

- (ア) 被害概況速報
- (イ) 被害状況報告
- (ウ) 被害確定報告

② 報告の内容と時期

(ア) 被害概況速報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について報告するものとし、正確度よりも迅速を主とすることが望ましく、【資料編：様式-2】により行うものとする。ただし、警報が発表されたときは被害の有無にかかわらず、原則として発表後1時間以内に報告する。

なお、発生直後は、大きな混乱が予想されるため、総括部は、災害情報の収集に当たっては、災害情報の一元化を図り情報の錯綜を回避する。

(イ) 被害状況報告

被害概況速報後被害状況がある程度まとまった段階において【資料編：様式-3】により報告すること。ただし、京都府災害対策本部長（知事）が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

(ウ) 被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく被害が確定した後15日以内に【資料編：様式-3】により報告すること。ただし、京都府災害対策本部長（知事）が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

(エ) 被害詳細

衛生・商工・農林・土木及び教育関係の被害詳細については、別に指示するところに従って報告すること。

(才) 被害写真報告

被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告すること。

③ 報告の方法

報告は、原則として京都府防災情報システム等をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。なお、京都府防災情報システム等により報告を行った場合は、様式-1～3により報告したものとみなす。また、京都府防災情報システム以外の通信設備を利用する際には、次の事項に留意すること。

(ア) 電話による場合

「災害時優先電話」を利用するものとし、場合によっては衛星携帯電話を利用する。必要に応じて「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

電話線の切断等による公衆電気通信回線が利用できない場合は、京都府防災行政無線による。

(1) 防災行政無線による場合

次の通信優先順位により防災行政無線を利用する

- a. 緊急要請
 - b. 災害対策本部指令及び指示
 - c. 応急対策報告
 - d. 被害状況報告
 - e. その他災害に関する連絡

(ウ) 通信途絶時における措置

公衆電気電信及び防災行政無線等いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努める。

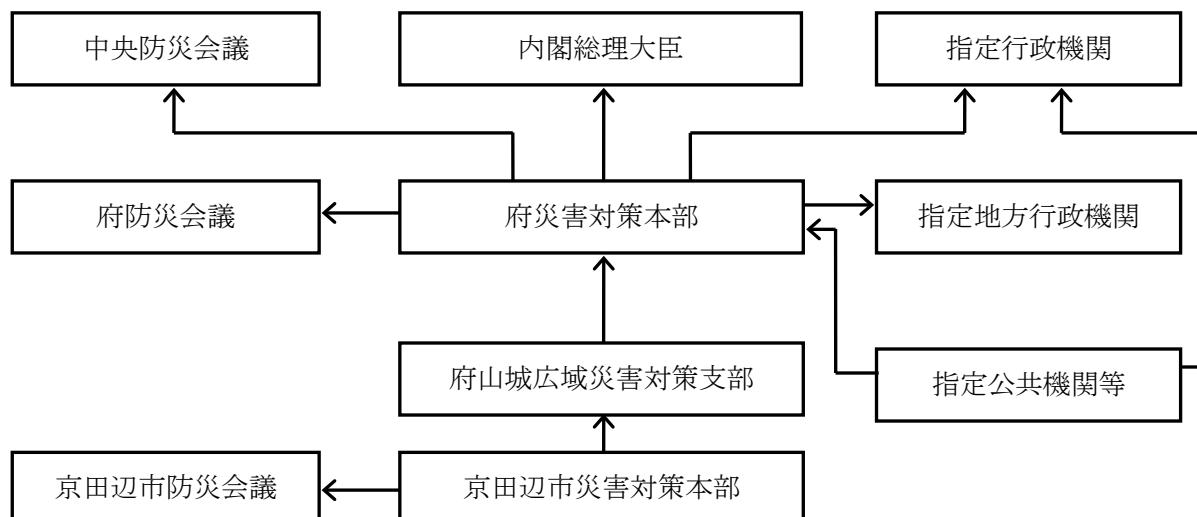
④ 報告の処理概要

市長（市災害対策本部長）は、京都府山城広域振興局長（京都府山城広域災害対策支部長）を経由して、知事（京都府災害対策本部長）に報告すること。

⑤ 報告の系統

災害情報等の報告は、おおむね次のとおりとする。

■災害情報等報告系統図



報告には、あらかじめ定められた記号を用いて行い、単位の呼称（人・棟・世帯・cm・mm等）は省略する。

また、時刻は24時間制を採用し、午前・午後の区別は使用しない等報告の簡略化を図るものとする。

⑦ 平常時における留意事項

- (ア) 各種報告の様式及び用語等の周知徹底を期しておくこと。
- (イ) 報告の基礎となる資料を整備しておくこと。
- (ウ) 報告に要する用紙については、必要なものを事前に印刷して保管しておくこと。また、各用紙とも複写機により複写可能のものとするよう留意する。

第7節 災害広報広聴計画 【総括部】

1. 計画の方針

市の地域に係る地震災害について、被害の状況及び応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を、市及び関係機関が迅速かつ的確に、被災市民をはじめ一般市民に広報を行い、市民の安心の確保と速やかな復旧を図るものとする。

2. 広報活動

(1) 広報担当部

地震災害に関する広報は、総括部が担当し、情報の収集と公表の一元化を図るものとする。

(2) 広報内容

民心の速やかな安定を図るため、以下の内容について住民に適切に広報する。

広報手段は、公用車、広報紙、防災情報メール、ビラ等によるとともに、報道機関に対しその報道を要請する。

- ① 地震に関する情報
- ② 避難指示等の発令
- ③ 被害情報及び応急対策実施情報
- ④ 生活関連情報（避難所、給食、給水、生活物資等の供給等について）
- ⑤ ライフライン（電気、電話、ガス、上下水道）の被災状況及び復旧状況等
- ⑥ 道路交通状況
- ⑦ バス、鉄道等交通機関の運行状況
- ⑧ 医療機関の活動状況
- ⑨ その他必要な事項

(3) 報道機関に対する発表

報道機関に対する発表あるいは報道機関からの問い合わせの受付、応答について実施要領を定めておく。

発表の内容は上記の内容に沿ったものとする。

(4) 一般市民への広報要領

地震災害及び応急対策の状況又は市民に協力を要請すべき事項については、次の要領により広報する。

① 広報手段

- (ア) 公用車により広報すること。
- (イ) 広報紙、ビラ、ポスター、ホームページ、緊急速報メール、防災情報メール、公式SNS等を利用すること。
- (ウ) 有線放送、新聞、ラジオ、テレビ等に対し、特に報道を要請すること。

放送要請の方法については、「第6節 6-1 2. (3)②放送の要請」による。

② 広報内容等

被害の推移、避難指示等、応急措置の状況が確実に行き渡るように、ライフラインの復旧状況、交通機関の運行状況、災害救助活動等に重点をおき、市民の安心の確保と事故防止及び激励を含め、沈着な行動を要請する等の事項を迅速に広報するものとする。

災害初動期には、市民に対し、災害情報、支援情報、ライフライン被害情報等の広報活動を実施する。

■広報の種類及び内容

地震発生直後の広報	地震に関する状況 初期消火・救出の呼びかけ 火気使用厳禁（都市ガス・プロパンガスの漏出防止、ガス栓閉止等） 感電事故防止の呼びかけ
避難指示等・救護に関する広報	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び避難方法 災害時要配慮者支援（安否確認・避難支援）の呼びかけ 避難の際の安全措置の呼びかけ（ブレーカー遮断、携行品等） 負傷者搬送の呼びかけ及び搬送先の情報 学校等の措置状況
被害状況・応急対策に関する広報	被害等の状況 警戒区域設定等の情報 避難所の開設状況 医療機関の開設・医療救護所の設置状況 災害応急対策の状況 交通状況（交通規制等の状況、交通機関の被害状況等）
支援情報等の広報	市民の安否（避難所ごとの避難者数等、行方不明者） 防災情報メールの利用 災害用伝言ダイヤルの利用 虚偽情報への注意喚起、警戒状況の情報 ボランティア活動への呼びかけ 避難所における給水・給食・生活必需品配給等救護の状況 帰宅困難者対策や広域的災害応急対策等の状況 ライフラインの途絶等の被災状況 臨時休校等の情報等 その他市民が必要としている情報

(5) 関係機関の相互協力

地震災害の広報に当たって必要があるときは、他の関係機関に対し情報の提供を求め、相互に資料の交換を行う。

3. 広聴活動

- (1) 被災者が抱える生活上の不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について相談に応じるほか、関係機関に連絡して早期解決に努める。
- (2) 発災後、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うものとする。
- (3) 市及び府は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市及び府は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

第8節 広域応援協力計画 【総括部】

1. 計画の方針

地震により災害が発生した場合、あらかじめ定めてある所掌事務又は業務に従って応急対策を実施するが、必要に応じて府、他市町村、防災関係機関などに協力を求め、応急対策を行うこととする。

2. 応援要請

(1) 応援要請の協議

応急救助の実施について京都府及び他市町村に応援を求める必要が生じた場合は、本部長は直ちに本部会議を招集し応援要請について協議し決定する。ただし、事態が急迫して本部会議を招集するいとまのないときは、直接本部長が決定する。

(2) 要請及び報告

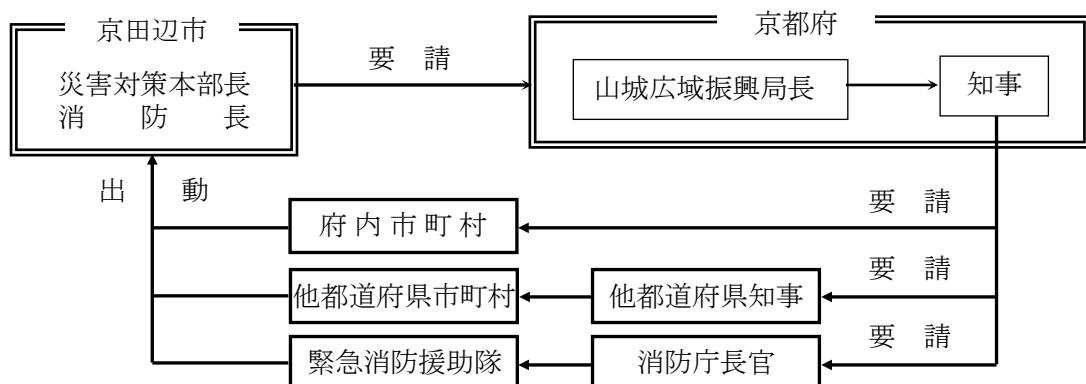
① 府内市町村への応援要請

本部長が府内市町村の応援を必要と判断した場合は、災害対策基本法第72条による「市町村長に対する指示」、又は消防組織法第43条による「市長村長、市町村の消防長又は水防管理者に対する知事の指示」を京都府山城広域振興局長を通じて知事に要請し、防災活動及び応急活動に関する応援を確保する。

② 他都道府県市町村への応援要請及び緊急消防援助隊の派遣要請

本部長が他府県の市町村の応援（又は緊急消防援助隊の派遣）を必要と判断した場合は、災害対策基本法第74条による「他の都道府県の都道府県知事等に対する応援の要求」、又は消防組織法第44条による「消防庁長官に対する知事からの要請」を京都府山城広域振興局長を通じて知事に要請し、防災活動及び応急活動に関する応援を確保する。

■応援要請系統図



(3) 応援隊との連絡

応援隊の活動についての連絡は、直接関係のある対策部があたり、応援の状況を把握して本部長に報告する。

3. 相互応援協定等の締結

市長は、あらかじめ他市町村と相互応援協定等の締結に努め、協定に沿って応援要請を行う。

第9節 自衛隊派遣要請計画 【総括部】

1. 計画の方針

地震災害に際し、市民の生命又は財産を保護するため必要があると認められる場合に自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣についてその手続等を定める。

2. 災害派遣要請手続

(1) 市長等の知事への要請

- ① 災害派遣の対象となる事態が発生し、市長が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次の3. (1)に掲げる事項を明らかにし知事に派遣要請の具申をするものとする。
- ② 市長は、通信の途絶等により①に掲げた知事への派遣要請ができない場合には、その旨及び災害状況を自衛隊に通知することができる。
- ③ ②の場合、市長は速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
- ④ 自衛隊災害派遣要請の手続は、総括部があたる。

3. 派遣の要請

(1) 派遣要請の方法

派遣の要請は原則として文書によるものとし次の事項を記載する。ただし、緊急を要するため文書をもってしては時機を失する場合は、口頭又は電話等によるものとし後刻速やかに文書を作成し正式に要請するものとする。

なお、知事に災害派遣要請の要求をできない場合、陸上自衛隊第4施設団長あてに、知事に派遣要請の要求ができない旨及び災害状況を通知することができる。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

(2) 派遣要請等のあて先

- ① 知事が要請する場合

陸上自衛隊第7普通科連隊長

陸上自衛隊緊急要請窓口

第7普通科連隊 第3科 所在地：福知山市天田堀

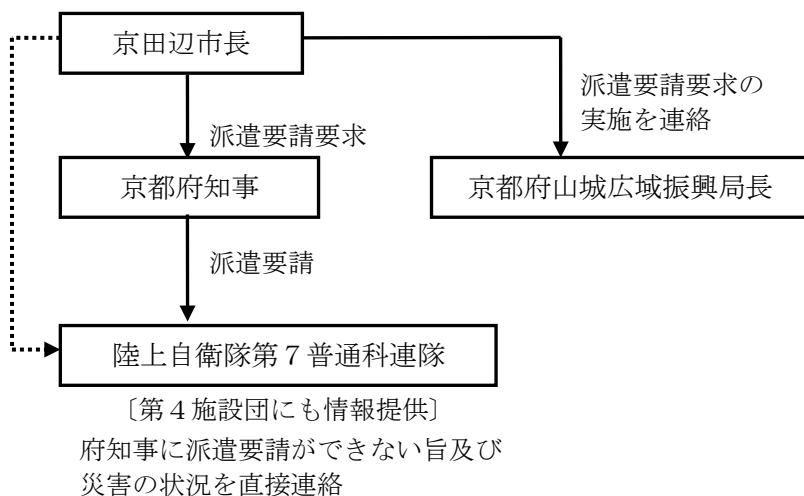
- ② 市長が直接自衛隊に通知する場合

陸上自衛隊第4施設団長

所 在 地：宇治市広野町風呂垣外1-1

[資料編：表-2.30 陸上自衛隊緊急要請窓口]

■自衛隊の災害派遣・撤収要請等手順



4. 災害派遣部隊の受け入れ体制

(1) 受け入れ体制の確立

市長は、派遣部隊を受け入れるにあたり、次のような体制を確立する。

① 受け入れ予定地の確保

総括部は派遣部隊の現地指揮所、宿泊所及び休憩所等の準備をするものとする。

② 連絡職員の配置

市長は、派遣部隊の行動が円滑に実施できるよう連絡員を配置し、必要な調整を行わせるものとする。

③ 作業計画の樹立

市長は、下記の(3)に掲げる派遣部隊の活動が他の災害救助及び災害復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮しながら作業計画を立てる。

④ 資材等の準備

市長は、自衛隊が保有する使用可能資機材等以外の作業実施に必要なものを準備し、かつ、作業に關係のある管理者等の事前了解を得ておくものとする。

(2) 派遣部隊到着後の措置

① 派遣部隊との作業計画等の協議

市長及び作業に關係のある部長及び課長は、作業計画等について派遣部隊と十分に協議をし、作業の円滑な進捗を図るものとする。

② 京都府知事への報告

市長は、派遣部隊の到着後、速やかにその旨を京都府山城広域振興局長を経て知事に報告する。

(3) 派遣部隊の活動

① 被害状況の把握

(ア) 知事から要請があったとき、又は部隊等の長が必要と認めたときは、車両、航空機等により情報収集を行う。

(イ) 部隊等は、収集した情報を、必要に応じ知事に伝達するものとする。

② 避難の援助

避難指示等が発令され、避難立退き等が行われる場合で必要があるときは避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

③ 避難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して搜索救助を行う。

④ 水防活動

堤防、護岸等の防護及びその決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

⑤ 消防活動

火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防署等に協力して消火にあたる。

⑥ 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開除去にあたる。

⑦ 診療、防疫、病虫害防除等の支援

被害者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。

⑧ 通信支援

特に要請があった場合又は第7普通科連隊長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において支援する。

⑨ 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は特に緊急を要すると認められるものについて行う。

⑩ 炊き出し及び給水の支援

要請があった場合又は必要と認めるときは被災者に対し、炊き出し及び給水の支援を行う。

⑪ 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償で貸し付けし、又は救じゅつ品を譲与する。

⑫ 交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が錯綜する地点において自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。

⑬ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについては、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

⑭ その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

5. 派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったときは、速やかに文書をもって京都府山城広域振興局長を経て知事に派遣部隊の撤収を要請するものとする。

ただし、文書による要請に日時を要するときは口頭又は電話等で要請し、その後文書を提出する。

第10節 消防活動計画 【消防対策部】

1. 計画の方針

地震発生時における出火防止、初期消火、延焼防止等の消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう消防組織の編成、消防施設(救急業務を含む。)の配備及び相互応援の方法等について定める。

2. 地震発生時の消防活動の基本方針

地震が発生した場合、火災による人命危険が予想されるので、消防活動の基本方針を次の3点とし、現有消防力を最大限に活用し活動にあたるものとする。

- (1) 地震による火災の発生防止
- (2) 地震により発生した火災の初期鎮圧と延焼の防止
- (3) 地震災害からの人命安全の確保

3. 地震発生時における消防団の初動体制

地震発生時における出火防止、初期消火、延焼防止等の消防活動は、消防本部の消防計画によるとともに、消防団においては、地域に密接した組織体制という条件を活かして、以下の初動体制をとる。

(1) 出火防止の指示及び初期消火の徹底

地震発生と同時に居住地付近に対して出火防止を呼びかけるとともに、火災を発見したときは、付近市民にも協力を要請して初期消火の徹底を図る。

(2) 動員及び参集

地震時の動員は、震度5弱、強以上の地震が発生し、被害が予測されるときは自主参集とする。

消防団長、副団長、分団長は災害対策本部へ、部長以下各団員は所定の場所へ参集する。

(3) 情報の収集と活用

大規模な地震の場合は、火災及び救出・救助事象が同時に多発することが予測される。これに 対応するため、消防団対策班各人が積極的に災害情報収集を行い、火災発生状況、災害規模等状況に応じて、消防力を効果的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図るため消防活動を行う。

(4) 避難路の確保

地震災害の特質から次により避難路の確保を図るものとし、警察等と協力してその規制・誘導を行う。

- ① 自動車による避難は、交通の混乱となるばかりでなく、消火活動や避難の障害となるので、禁止又は制限する。
- ② 火災発生状況、延焼拡大状況などにより避難路の安全確保を優先させる必要があるときは、避難路の消火活動を行う。

4. 相互応援計画

地震火災が拡大・延焼し、災害の程度が甚大となるおそれが生じたときには、京都府、他の市町村、消防署等に応援要請を行い、被害の軽減に努める。

また、消防機関等の地上部隊による消火が困難と判断したときは、京都府へ通報を行うとともに、空中消火要請及び体制の準備を行う。

(1) 知事の指示権等

知事は、消防組織法第43条の規定に基づき、緊急の必要があるときは、応援の派遣、災害の防御鎮圧、その他必要な事項を指示する。

(2) 相互応援協定

消防組織法第39条の規定に基づき、(1)以外で必要と認めるときに「京都府広域消防相互応援協定」等により応援を要請する。

第11節 水防計画 【消防対策部、経済環境対策部】

1. 計画の方針

地震発生時における河川及びため池等の破堤等による被害の防止及び減災に関し、市域における水防上必要な諸活動の大綱を定めるものとする。

2. 計画の内容

(1) 水防の責任

水防管理団体である本市は、水防法第3条の規定により、本市における水防を十分に果たさなければならない。これは、水防法の定めるところに従って水防組織を整備し、水防活動を行い、水防施設、資器材を整備する等水防に関する準備行為、具体的水防活動等の責任を有するものである。

(2) 水防活動の組織

水防業務を処理する水防団は、消防団をもってこれにあて、消防団本部を水防団本部とし、市長（災害対策本部長）が総括する。

消防分団単位に水防分団を編成し、各分団管轄区域内における水防業務に従事する。ただし、被災地域及び事態が切迫し、災害対策本部長が指示した場合は、分団管轄区域外においても水防業務に従事する。

(3) 重要水防区域等

市内の河川のうち、その現状からみて洪水の場合において公共上に及ぼす影響が大きく、特に警戒防御を図る必要が認められる区域（箇所）については、国土交通省及び京都府により重要水防区域（箇所）及び河川重点警戒箇所に指定されている。

[資料編：表-2.31 國土交通省直轄河川重要水防箇所一覧表]

[資料編：表-2.32 京都府重要水防区域及び重点警戒箇所一覧表]

(4) 水防活動

① 水防管理団体の水防体制

(ア) 平時の巡視

市長（以下「水防管理者」という。）は、水防上危険な箇所を発見した時は、京都府山城北土木事務所長に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(イ) 出水時の監視

水防管理者は、特に重要水防区域及び河川重点警戒箇所については監視を厳にする。

(ウ) 水防管理者は、常に気象状況に注意し、気象警報、洪水警報等が発せられた場合、又は水防第1信号を受けたときは、水防団員が出動できるよう連絡方法を定める。

(エ) 水防団員は第1信号で出動するものとする。

■水防信号表

警 鐘 信 号		サ イ レ ン 信 号				
第1信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○ - 休止 ○ - 休止 ○ -				
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○ - 休止 ○ - 休止 ○ -				
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○ - 休止 ○ - 休止 ○ -				
第4信号	乱打	約1分 約5秒 約1分 ○ - 休止 ○ -				
1 信号は適宜の時間継続すること。 発信方法 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。						

(注) 第1信号 沼澤注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの

第2信号 消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くべきことを知らせるもの

② ため池、用水頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者の水防体制

(ア) 平時の巡視

a. ため池、用水頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者は、水防上危険な箇所を発見したときは京都府山城広域振興局長に連絡して必要な措置を求めなければならない。

b. 管理者は平常工作物の点検をし、出水時の操作に支障のないようにしなければならない。

(イ) 出水時の監視

ため池、用水頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者は、水防作業を必要とするときは、直ちに水防管理者に連絡できる体制を整えておくものとする。

(5) 堤防、ため池等の異常に関する報告

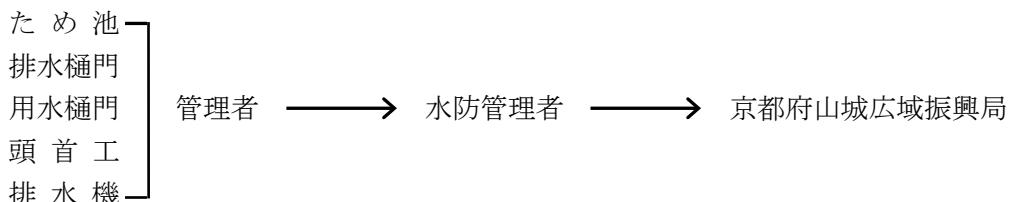
次の場合には、水防管理者に速報する。

- ① 水防団及び消防機関が出動したとき
- ② 水防作業を開始したとき。
- ③ 堤防等に異常を発見したとき。（これに関する措置を含む。）

■堤防異常報告系統図

水防管理者 → 山城北土木事務所 → 山城広域振興局

■ため池等異常報告系統図



(6) 公用負担

- ① 緊急を要するときは、水防法第28条により、水防管理者である市長は、水防現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。
- ② 収用、使用又は処分により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(7) 出動、水防開始等の報告

水防管理者は、水防団員の出動状況を逐一把握するとともに、堤防等に異常を発見し水防作業を開始した場合には、次により京都府山城北土木事務所長へ報告、通知の措置をとる。

① 水防団員出動状況報告

- (ア) 状況把握 地区別、出動人員、活動内容
- (イ) 報告要領 災害状況報告要領による。

② 異常事態報告、通報

- (ア) 状況の把握
 - a. 木津川の水位が急上昇しつつあるとき
 - b. 木津川の水位が氾濫注意水位を超える堤防上溢流寸前又は溢流したとき
 - c. 河川、ため池の堤防が決壊し、又は決壊寸前の事態が予想されるとき
 - d. その他異常事態により被害発生のおそれがあるとき

(8) 水防活動終結の報告

水防活動が終結したときは、水防管理者はその都度水防活動実施報告書により5日以内に京都府山城北土木事務所長を経由し、知事に報告するものとする。ただし警報のみに終わった場合はこの限りではない。

(9) 水防倉庫

水防倉庫は〔資料編：表-2.33 水防倉庫一覧表〕のとおりである。

(10) 水防資器材備蓄状況

消防署及び各水防倉庫における備蓄状況は〔資料編：表-2.34 水防備蓄資材・器材一覧表〕のとおりである。

第12節 被災者救出計画 【消防対策部】

1. 計画の方針

災害により救出救護を要する状態にある者（以下「要救出者」という。）の救出は緊急を要し、かつ、特殊技術や器具等を必要とする場合もあるため、関係機関、団体等と密接な連絡を取り、迅速な救出活動を実施する。

2. 計画の内容

(1) 救出救護の対象

- ① 災害のため、おおむね次のような生命身体が危険な状態にある者。
 - (ア) 災害により火災が発生し、火中に取り残された場合
 - (イ) 倒壊家屋の下敷になった場合
 - (ウ) 流失家屋及び孤立した地点にとり残された場合
 - (エ) 土石流により生き埋めになった場合
 - (オ) 電車、自動車、航空機、雜踏、爆発等の重大事故が発生し、乗客や被災者等の救出が必要な場合

(2) 救出の方法

- ① 要救出者を発見した者は、直ちに市役所又は警察署若しくは消防署に通報する。
- ② 救出には消防署員及び消防団員がこれにあたる。
- ③ 救出において、特殊技術や器具等を必要とする場合は、直ちにその調達を図るとともに、関係機関に協力を要請し、迅速な救出活動を行う。

(3) 災害救助法による救出の基準

- ① 費用の限度
舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- ② 救出の期間
災害発生の日から3日以内

(4) 関係機関への要請

消防署等のみでは救出救助が困難の場合、京都府山城広域振興局、その他関係機関等に協力を要請する。

(5) 活動拠点の確保

市及び府は、関係機関の部隊の展開、宿営等の確保を図るものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

(6) 資機材等の調達等

市及び府は、必要に応じ、民間からの協力等により、救出救護のための車両や資機材を確保するものとする。

第13節 医療・助産計画 【健康福祉対策部、綴喜医師会】

1. 計画の方針

地震災害により被災地の医療の機能がなくなり、若しくは著しく不足し、又は医療機関が混乱した場合における医療及び助産の万全を期する。

2. 実施責任者

地震災害時においての医療及び助産は市長が独自の応急対策として実施するものとするが、市長が独自の応急対策を行うことが困難と認めた場合は、知事に応急対策を要請する。

災害救助法を適用した場合（「災害救助法による知事の職権の一部を市長等に委任する規則（昭和35年京都府規則第34号）」により知事が職権の一部を市長に委任した場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合には知事が行うものとする。

3. 計画の内容

(1) 医療及び助産の対象

- ① 医療を必要とする状態にもかかわらず災害のため医療の途を失った者
- ② 災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者

(2) 救護班の編成等

- ① 綴喜医師会の協力を得て、災害時の救護班を編成する。
- ② 被災現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生等により、市独自で編成する救護班で応急対策が困難な場合は、京都府山城広域振興局長を経由して知事に災害派遣医療チームの派遣要請を行う。

(3) 医療の方法

医療は原則として救護班により行うものとする。

ただし、患者の症状又はその他の状況により必要と認められたときは、病院又は診療所に移送するものとする。

(4) 医療の内容

診察、薬剤の投与又は治療材料の支給、処置、手術、施術、看護等の応急的な医療を行うものとする。

(5) 救護所等

状況に応じ、各医療機関あるいは保健センター等適当な施設を選定し、救護所を開設する。また、京都府山城北保健所及び日本赤十字社京都府支部所有の移動救護所用具により仮設救護所を設置するものとする。

市内の医療施設については、その被害状況を調査し、応急対策で医療活動が可能な場合は、早急に応急復旧対策を行い、医療活動が行えるように努める。

(6) 助産、個別疾病等

- ① 妊産婦は、原則として医療機関又は助産施設に移送して適切な処置を行う。交通途絶等により助産施設に収容できない場合は、仮設救護所に移送する。
- ② 人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、関係機関の協力を得る中で患者の所在を把握するとともに、必要な医療が得られる医療機関に移送する。

(7) 医薬品等の供給

救護班が使用する医薬品等については、必要な医薬品等を府に配分要請するほか、市内の医薬品等関係業者から調達する。市内の医薬品等関係業者とは、あらかじめ災害時の医薬品等の確保・供給について協定を締結する。

(8) 災害救助法による医療基準

① 対象

災害のため医療の途を失った者

② 医療範囲

(ア) 診察

- (イ) 薬剤の投与又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

③ 費用の限度

- (ア) 救護班：使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費
- (イ) 病院・診療所：社会保険の診療報酬の額以内
- (ウ) 施術者

a. あんま・マッサージ指圧師：社会保険診療報酬に準ずる額以内

b. はり師、きゅう師及び柔道整復師：協定料金の額以内

④ 期間

災害発生の日から14日以内

(9) 災害救助法による助産基準

① 対象

災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のために助産の途を失った者

② 助産範囲

(ア) 分娩の介助

- (イ) 分娩前及び分娩後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

③ 費用の限度

(ア) 救護班：使用した衛生材料の実費

(イ) 病院・診療所：使用した衛生材料の実費及び処置費

(ウ) 助産婦：慣行料金の8割以内

第14節 緊急避難対策計画

【総括部、総務対策部、市民対策部、健康福祉対策部、教育対策部、消防対策部】

1. 計画の方針

地震発生後、危険な区域内の市民を安全な場所に避難させるための方法等を明確にし、市民の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

2. 避難指示、緊急安全確保

(1) 実施者

避難のための立退きの指示の実施者は、災害の種類等により次のとおり定められている。

■避難指示の発令権者及び内容

実施者	災害の種類	要件	根拠
市長 (指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条
警察官 (指示)	災害全般	市長が避難のための立ち退き指示をすることができないと認めるとき、又は、市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、また財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官 (指示)	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (指示)	洪水	破堤等による洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
知事、その命を受けた職員 (指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条

(2) 避難指示、緊急安全確保の発令の目安

市長（本部長）は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、危険区域の市民に対し、「避難指示」の発令を行う。

さらに、既に災害が発生又は切迫している状況であり、指定緊急避難場所等に立退き避難することがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の居住者等に対し、命を守るための「緊急安全確保」を指示する。

■避難指示等の発令の目安

種 別	発 令 の 目 安
避 難 指 示 緊急安全確保	(1)地震が発生した後、二次災害（地盤災害・火災の延焼等）のおそれがあると認められるとき (2)建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすおそれがあるとき (3)ガス等の危険物の漏出・爆発等により周辺の市民に危険が及ぶおそれがあるとき (4)余震等により状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき (5)その他人命保護上、避難指示、緊急安全確保を要すると認められるとき

(3) 関係機関への助言要請

災害発生の危険性が高まった場合、避難指示等の判断に際し、必要に応じて関係機関に助言を求める。

災害の種類	対象機関
土砂災害	京都府・山城北土木事務所
地震	京都地方気象台

3. 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条の規定に従い市長は、災害が発生し又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定し、立ち入りを制限することができる。

また、同条第2項及び3項並びに第73条の規定に従い警察官、海上保安官、自衛官又は知事は、市長の代行をすることができる。

■警戒区域の設定権者及び内容

設定権者	内 容	根拠法令
市 長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
水防団長、水防団員 又は 消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場合においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。	水防法第21条
消防吏員 又は 消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設置して、総務省令定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止若しくは制限することができる。	消防法第28条

設定権者	内 容	根拠法令
警察官	市職員（消防機関に属する者含む。）が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる。この場合、実施後直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。	災害対策基本法第63条 水防法第21条
災害派遣を命じられた自衛官	危険な事態が生じかつ、警察官がその場にいないとき、この職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

4. 避難指示等の伝達

(1) 事前措置

避難のための立退きを万全にするため、火災、河川やため池の破堤、地すべり等の危険の予想される地域内の市民に、避難所、避難経路等をあらかじめ周知徹底する。

(2) 避難指示等の伝達方法

① 市民への通報

市長（本部長）は、地震発生時において、地域防災計画に基づき、避難指示等を発令した場合には、市民に対して迅速かつ確実に伝達するものとする。

市民に対する伝達方法は以下の方法によるものとし、信号による伝達方法については、あらかじめ周知徹底する。

(ア) 信号による伝達

警鐘、サイレンによる避難信号を用いた伝達

(イ) 放送による伝達

放送機関への「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づく放送要請による
テレビ・ラジオによる指示の伝達

(ウ) 広報車による伝達

市所有の広報車、消防本部所有の広報車などを利用した関係地区への指示の伝達

(エ) 地域防災無線による伝達

(オ) 京田辺市防災情報メールによる伝達

(カ) 市ホームページによる伝達

(キ) 伝達員による伝達

(ア)～(カ)では完全に周知徹底することが困難な場合

② 指示伝達事項

(ア) 避難対象地域

(イ) 避難先

(ウ) 避難経路

(エ) 指示の理由

(オ) 注意事項 など

■避難時の伝達事項

- | | |
|-------------------------------------|--------------------|
| ①発令日時 | ②発令者 |
| ③対象地域及び対象者 | ④避難すべき事由 |
| ⑤危険の度合い（火災や危険物により予想される被災状況などの説明） | |
| ⑥高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の別 | |
| ⑦避難の時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期） | |
| ⑧避難所 | ⑨避難の経路（又は通行できない経路） |
| ⑩住民のとるべき行動や注意事項（近所に声をかけながら避難することなど） | |
| ⑪本件担当者、連絡先など | |

(3) 知事に対する報告

市長等が避難の指示を行ったときは、その旨を直ちに京都府山城広域振興局長を経て知事に報告するとともに、その後の状況について逐次報告する。

(4) 関係機関への連絡

① 施設の管理者への連絡

市内において広域避難所及び一時避難所（以下「避難所等」という。）として利用する学校、公民館等の施設の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

② 警察署等への連絡

避難住民の誘導、整理のため警察署等に指示の内容を伝え協力を求める。

5. 避難方法

(1) 避難経路

避難所に通じる主要な道路上に、避難所を標識、看板等で明示し、市民に徹底させる。

(2) 避難順位

① 市民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者及び病傷人を優先的に避難させるとともに、避難に対する援護・支援を行うものとする。

② 災害の種別、発生時期等を考慮し、先に災害を受けると認められる地域内居住者の避難を優先する。

(3) 避難誘導者

避難する市民の誘導整理は、警察官、消防職員、消防団員及び区・自治会、自主防災会等が協力して行うものとし、災害の態様に応じて必要な箇所において誘導整理を行う。

(4) 移動の方法

避難、立退きに当たっての移送及び輸送は避難者が各個に行うことを原則とするが、自力による避難、立退きが不可能な場合においては、市において車両等を配置して行う。

被災地が広範囲に渡り、大規模な避難、立退き移送を必要とし、市において処理できないときは、京都府山城広域振興局長へ移送の協力・支援を要請する。

6. 避難所等の開設並びに職員配備

(1) 開設基準

震度5弱以上の地震が発生した場合は、市内の被害状況に応じ、避難所等を迅速に開設し、避難する市民の収容を適切に行うため、職員を派遣・配備し、「現地対策支部」を設置する。

開設に当たっては、災害の状況に応じて、土砂災害や浸水被害のおそれのない場所を選定する。

なお、指定している避難所等以外の施設に避難者が集結した場合は、避難者に指定された避難所等に避難するよう指示する。ただし、指定された避難所等にスペースがない場合は、施設管理者の同意を得た上で、臨時の避難所として開設する。

(2) 職員の配備

① 配備職員数の基本は3名とし、地域の被害状況及び避難する市民の増加により、地震災害対策本部（以下「対策本部」という。）の指示により増員配備する。また、施設職員として「京田辺市立小・中学校、幼稚園の災害対策要綱」に定める動員を配備する。

② 配備職員の配置は、避難所に概ね居住地が隣接している職員を「指定避難所等市職員配備表」（別に定める。）に基づき配備する。

③ 各配備職員の責任者は現地対策支部長（以下「支部長」という。）とし、係長級をあてる。

(3) 配備指令・伝達

① 勤務時間内

平常勤務時間内において配備指令が出された場合は、庁舎内放送等を行い、速やかにその旨を周知する。

② 勤務時間外

地震発生直後に震度5弱以上の震度階（テレビ、ラジオ等による震度階）を感知したときは、自動的に定められた避難所に応召する。その際に、地震の規模及び被害予測状況等により交通手段を判断するものとする。

7. 避難所等の運営

(1) 避難所等の管理

支部長は、避難者数や負傷者の状況、配備職員の応召、支援者（ボランティア）の参集状況等を対策本部に報告する。

避難所の運営管理は、行政責任のもと、施設が位置する地域の自主防災組織等が中心となってを行い、配備職員はこれを支援する。

各避難所では、自主防災組織等を主体とした住民組織による自主的な避難所の運営・管理が円滑に行えるよう、自主防災組織等の代表、学校等の施設管理者等が参画し、避難所における課題への対応や対策本部との連携を行う運営協議会を設置する。

また、避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防のため、必要な措置を講ずるよう努める。

市は、指定避難所における生活環境が良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、井戸等による生活用水の確保、トイレの設置状況等の把握に努め、必要

な対策を講ずる。なお、トイレの設置に当たっては、必要に応じ、仮設トイレ等を早期に設置することにより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

避難所等に対する支援や備蓄及び避難者のプライバシーの確保においては、トイレ数の拡大、授乳スペースや男女別の着替えスペースの確保など、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮する。

避難所等における犯罪の発生を防止するため、避難所の治安・防犯等に配慮した環境整備に努め、必要に応じて、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行う。

さらに、必要に応じて、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(2) 避難者の把握

市は、避難する市民（在宅避難等を含む。）の実態把握に努め、要救護者、病弱者・在宅介護者等の保護にあたるとともに、府等への報告を行う。

(3) 避難する市民に対する災害情報の伝達

避難する市民に必要な災害情報を提供し、民心の安定を図る。

(4) 区・自治会長に対する連絡

対策本部からの指示命令事項や支部長の状況判断による必要事項を区・自治会長に連絡する。

(5) 有線・無線通信の開設

現地支部と対策本部等との有線・無線通信状況の確認とその確保にあたる。

(6) 物資の調達及び配給等の実施

避難する市民に対して備蓄物資及び救助物資等の配給を行う。

炊き出し設備の使用可否状況調査を行う。また、ボランティア等の炊き出し要員の支援状況を対策本部に報告する。

(7) 救護コーナーの設置

必要に応じ避難所等に救護コーナーを設置する。

(8) 避難する市民の健康対策

① 体制

(ア) 京都府山城北保健所が中心となって、市、府精神保健福祉総合センター、府家庭支援総合センター、府児童相談所、関係機関等との連携を図り、協力体制を確保する。

(イ) 保健師、栄養士等による巡回健康相談チームを編成し、活動に取り組む。

② 保健活動

(ア) 避難所における避難者や車中泊等の避難所以外の避難者に対する巡回健康相談、被災地における一般家庭・仮設住宅入居者への訪問指導及び健康調査を行い、適切な治療ないし保健・医療・福祉のサービスが受けられるように調整、支援する。

(イ) 被災者が相互に交流できる場を設定し、必要な健康情報を提供しながら、被災者のニーズに合わせた健康教育、健康相談を行う。

(9) 広域避難における被災者の移送・受け入れ

① 本市からの移送

- (ア) 本市が大規模な被害を受け、市内の避難所に被災者を受け入れることが困難な場合、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府内他市町村域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府と協議の上、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、府内他市町村に被災住民の受け入れについて協議・要請を行う。
- (イ) 市は、府と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受け入れについて協議することを求める。
- (ウ) 被災者の他地区への移送を要請した場合は、移送先における避難所等管理者（市職員）を定め、移送に当たっては引率者を添乗させる。

② 本市への被災者の受け入れ

- (ア) 市は、府や府内他市町村から被災住民の受け入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。また、府から他の都道府県の被災住民の受け入れについて協議を受けた場合も同様に、被災住民を受け入れる。
- (イ) 移送された被災者が避難した場所の運営は、移送元の他市町村が行い、市はその運営に協力する。
- (ウ) また、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

(10) 開設状況の記録

配備職員は、避難所開設状況（開設日時、場所、収容人員等）を日々記録しなければならない。

(11) 知事への報告

市長は、避難所開設状況をまとめ次第【資料編：様式-1】により、京都府山城広域振興局長を経由して知事に報告するとともに、その後の状況について逐次報告する。

8. 新型インフルエンザ等感染症における対応

- (1) 避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生よりも可能な限り多くの避難所の確保に努める。
- (2) 市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携や、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するなどして、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。
- (3) 発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース（可能な限り個室）やトイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。
- やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合は、パーテイションで区切るなどの工夫

を行う。

- (4) 市は、自宅療養者を受け入れる場合は、上記対応のほか、関係部局が連携して、避難所運営者及び避難者支援と情報共有する。

9. 被災者への情報伝達活動

(1) 被災者への情報提供

被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(2) 安否不明者等の氏名公表

① 定義

(ア) 安否不明者

災害発生時において、当人と連絡が取れず、行方不明者となる疑いのある者。

(イ) 行方不明者

行方不明の状態にある者で被災の状況により既に死亡していると推定される者。

② 公表基準

次の条件を全て満たす場合に京都府が公表する。

(ア) 救助活動の効率化・円滑化に資すると認められる場合

(イ) 市において住民基本台帳の閲覧制限が措置されていない場合

(ウ) 家族等の同意が得られた場合

ただし、大規模災害等で家族等の同意を得ることが困難な場合は、家族等の同意を得るこ
とが困難な場合は、家族等の同意を得ずに公表する場合がある。

10. 災害救助法による避難所開設基準等

(1) 対象

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

(2) 設置方法

学校、集会所、神社、仏閣等の既存の建物を利用するのを原則とするが、これががない場合は野
外に幕舎、プレハブ等を仮設する。

(3) 開設期間

災害発生の日から 7 日以内

(4) 災害救助法第30条が適用された場合、知事の補助執行者として市長が実施する。

11. 災害救助法による福祉避難所開設基準等

(1) 対象

高齢者、障がい者、乳幼児等避難所生活に何らかの支障をきたす者

(2) 設置方法

社会福祉施設等を利用して設置する。

(3) 開設期間

災害発生の日から 7 日以内

第15節 帰宅困難者対策 【総括部、総務対策部、市民対策部、健康福祉対策部】

1. 計画の方針

大規模災害が発生した場合には、多くの人々が帰宅困難になることが予想され、通勤、通学者等に対し、適切な情報の提供、保護、支援、代替交通手段の確保等の対策を実施する。

2. 計画の内容

帰宅困難者対策は、市単独では対応が困難なものが少なくないため、府及び防災関係機関と協力して対策を図っていく。

(1) 情報提供

- ① 市、府、鉄道機関、放送機関及び防災関係機関等において、通信途絶に備え鉄道運行や道路交通情報の収集伝達体制の構築し、情報を提供する。
- ② 市は府及び関係機関とともに、幹線道路沿いを中心に、徒步帰宅者に対する情報提供拠点を確保し、防災情報メール等により情報を提供する。

(2) 安否確認手段の広報

ラジオやテレビ等放送メディアの活用促進を図るとともに、安否確認手段として災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）等の利用を広報する。

(3) 救護体制の確保

帰宅途中で救護が必要になった人への救護対策として、関係機関、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等と連携しつつ、幹線道路沿いの公共施設等（避難所等）を一時開放し、水・食料、簡易地図等の配布及び情報の提供を行う。

(4) 駅での混乱防止

駅構内の乗降客、駅前の滞留者等が殺到する場合は、交通事業者と協力し屋外オープンスペースを誘導場所として確保し、駅周辺の滞留者を誘導する。

(5) 避難所等への収容

発災直後は、道路の通行や代替交通手段も確保できないため、帰宅可能になるまでの間、最寄りの避難所等に一時収容する。

第16節 孤立するおそれのある地区の対策 【総括部】

災害時に孤立するおそれのある地区については、事前に把握に努め、次のような予防対策を実施するとともに、災害時においても、地区の被害状況に則して適切な応急対策の実施に努める。

- (1) 孤立の危険性に関する普及啓発を図る。
- (2) 食料及び生活必需品の備蓄や、飲料水の確保に配慮する。
- (3) 孤立時に有効な通信設備の整備など、情報連絡方法の確保に努める。

第17節 交通対策計画 【建設対策部、府（山城北土木事務所、田辺警察署）】

1. 計画の方針

道路等における危険及び交通の停滞等を防止、解消し、災害時における交通の円滑安全を図る。

2. 計画の内容

(1) 震災初動時における危険箇所等の調査

① 地震発生時の緊急巡視

震度4以上の地震が発生した場合、道路管理者は道路の被災状況を緊急に調査し、通行不能箇所、危険箇所等を調査把握する。

② 発見者の通報

道路橋梁等交通施設の被害、その他交通の異常な混乱を発見したものは延滞なく道路管理者又は警察官に通報すること。

(2) 交通の規制

道路交通の規制の権限は、道路管理者、公安委員会、警察署長、警察官にあり、規制を行うに当たってはそれぞれ連絡を密にし、協議して行うものとする。また、その連絡協議をするいとまがない緊急の場合には、それぞれの発令権者において行い、事後速やかに相互に通知するものとする。

[資料編：表-2.35 災害時における道路規制基準]

■交通規制等の実施者と内容

実施機関	交通規制等を行う状況及び内容	根拠法令
都道府県 公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めると、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法第4条
	都道府県内又は近接都道府県の地域にかかる災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるために緊急の必要があると認めると、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めると、交通整理、通行の禁止、その他交通規制のうち適用期間が短いものができる。	道路交通法第5条又は第114条の3
警察官	道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めると、必要な限度において車両通行禁止、若しくは制限、後退させることができる。	道路交通法第6条又は第75条の3
	通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めると、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法第76条の3

実施機関	交通規制等を行う状況及び内容	根拠法令
自衛官 消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法 第76条の3第3項 及び第4項
道路管理者	道路の破損、決壊、その他の理由により通行が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行の禁止又は制限を行うことができる。	道路法第46条
	緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令できるとともに、運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動することができる。また、この措置のためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。	災害対策基本法 第76条の6

(3) 交通の確保対策

① 道路施設の応急修理による交通の確保

危険箇所発見時の状況により、応急修理が可能な場合は道路管理者において応急修理を行い、交通の円滑安全を図るものとする。応急復旧においては、救命救助、応急復旧対策等、緊急に必要な路線の確保を優先するものとし、道路管理者、警察と協議し確保する。

② 放置車両等の移動

立ち往生車両や放置車両により、緊急通行車両の通行空間が確保されず、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ緊急の必要があると認める場合、市が管理する道路について区間を指定し、当該車両その他の物件（車両から落下した積載物等）の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両等を付近の道路外の場所へ移動することを命じるものとする。

車両等の占有者等が移動の措置をとらない場合や、車両の損傷等により直ちに移動することができない場合、車両等の占有者等が現場にいない場合等、占有者等により移動の措置をとることができない場合、道路管理者は当該車両等の移動の措置を行う。その際、やむを得ない限度において、当該車両等その他の物件を破損することができる。また、車両等の移動場所を確保するため、周辺に公有地等がなく、やむを得ない必要があるときは、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他障害物を処分することができる。

国道、府道における放置車両等については、各道路管理者へ放置車両等の移動の要請を行う。

(4) 広報措置

① 災害時に種々の道路交通法上の処置をとった場合は、標識等を設置して明示するほか、広報車、ビラ、パンフレット等による市民への広報、関係機関への公表等により、円滑な交通と安全の確保を図る。

② 市は、市内における道路網の交通規制状況を把握し、市民等からの照会に的確に対応するものとする。

(5) 緊急輸送道路の指定

災害発生直後から必要となる緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な路線（緊急輸送道路）の指定は[資料編：表-2.36 京田辺市にかかる緊急輸送道路一覧]のとおりである。

① 第一次緊急輸送道路

他府県からの広域輸送道路（高速道路、一般国道の指定区間等）

② 第二次緊急輸送道路

第一次緊急輸送道路と市役所等、その他の防災拠点を連絡する道路

第18節 輸送計画 【総務対策部、市民対策部、健康福祉対策部、建設対策部】

1. 計画の方針

地震災害時における被災者の避難、傷病者の収容並びに隔離、災害対策要員の移送、応急対策資材、生活必需品等の迅速確実な輸送を実施するための対策について定める。

2. 計画の内容

(1) 実施機関

地震災害時における輸送力の確保措置は、それぞれの応急対策を実施する機関において行うものとする。ただし、災害が激甚のため実施機関において確保することが困難な場合は関係機関の応援を求めて実施する。

(2) 輸送の方法

輸送は、被害の状況及び地形等により判断し、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- ① 公用車による輸送
- ② トラック、バスによる輸送
- ③ 鉄道による輸送
- ④ 航空機による輸送
- ⑤ 人力による輸送

(3) 輸送力の確保

① 公用車による輸送

公用車の配備については、災害対策本部において行い、詳細については災害対策本部の活動計画において定めるものとする。 [資料編：表-2.37 公用車保有状況一覧表]

② トラック、バスによる輸送

市所有の公用車を使用してもなお不足する場合は、総務対策部は次の事項を明示して、京都府山城広域災害対策支部を経由し、京都府災害対策本部に調達斡旋を要請する。

- (ア) 輸送区間及び使用期間
- (イ) 輸送人員又は輸送量
- (ウ) 車両等の種類及び台数
- (エ) 集合場所及び日時
- (オ) その他必要な事項

③ 鉄道による輸送

総務対策部は、災害の状況に応じ次に掲げる関係機関に対し、必要な措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(ア) 西日本旅客鉄道株式会社

[資料編：表-2.38 西日本旅客鉄道株式会社要請窓口]

(イ) 近畿日本鉄道株式会社

④ 航空機による輸送

緊急輸送手段として航空機の活用が有効と考えられる場合は、京都府山城広域振興局（災害対策（警戒）支部）を経由し、京都府災害対策課（災害対策（警戒）本部）に航空機の要請を行う。

[資料編：表-2.39 災害用・ドクターへリコプター発着予定場所一覧表]

[資料編：図-2.5 災害用・ドクターへリコプター発着予定場所位置図]

- (ア) 発着地点に石灰で  を描き地点を標示する。
- (イ) 発着地点で煙をたて、風向をはつきりさせる。
- (ウ) 夜間は投光機等により発着地点を標示する。

⑤ 人力による輸送

災害により、車両、鉄道、航空機等による輸送手段が講じられないときは人力による輸送を行う。

(4) 緊急通行車両の確認に関する手続

災害対策基本法第76条第1項に基づき、交通規制が行われた場合、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長、警察署長及び府危機管理部に対し、緊急通行車両等確認申出書【資料編：様式-5】に、輸送協定書又は指定行政機関の上申書等当該車両の使用目的を明らかにする書面を添えて確認の申出を行う。

(5) 事前届出車両の確認

あらかじめ緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けた車両は、警察署長に緊急通行車両等事前届出済証を提出し、届出済証を受けていない車両の確認申請に優先し、確認に必要な審査が省略される。

(6) 発災前における緊急通行車両の確認

災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、災害応急対策を実施する車両で、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、指定公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策の等の実施の責任を有するものは、災害等の発生前に緊急通行車両等に係る確認を行うことができる。

災害応急対策を実施するために使用する計画がある緊急通行車両の確認を行うべき車両については、車両の使用の本拠地を管轄する警察署に対し、あらかじめ事前届出の手続を行う。

(7) 規制除外車両の事前届出に係る手続の教示

規制除外車両についての問い合わせを受けた場合、京都府警察本部の定める規制除外車両事前届出書で、車両の使用本拠地を管轄する警察署へ届出るよう教示する。

なお、規制除外車両の取り扱いについては、被災地の復興状況に応じて対象が拡大していく可能性があることから、詳細については必要な都度、警察署に問い合わせるよう教示する。

(8) 災害救助法による輸送基準

① 対象

被災者の避難、医療及び助産、災害にかかった者の救出、飲料水の供給、死体の捜索、死体の処理、救助用物資の整理配分のための輸送に要する経費

② 費用の限度

当該地域における実費

③ 期間

当該救助の実施が認められる期間以内

第2章 応急復旧期の活動

第1節 災害救助法適用計画 【総括部、健康福祉対策部】

1. 計画の方針

この計画は、災害救助法の適用基準及び適用手続等について定める。

2. 災害救助法の適用基準

災害救助法による適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、京都府地域における具体的適用基準は次のとおりである。

災害救助法が適用される災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

(1) 市域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が次の世帯数以上であること。

■災害救助法の適用基準世帯数

区分	人口	住家滅失世帯数
京田辺市	72,003人	80世帯

(注：人口は令和7年1月1日現在)

(2) 府内の住家のうち滅失した世帯の数が2,000世帯以上の場合であって、市域内の住家のうち滅失世帯の数が(1)の滅失世帯数の半数以上であること。

(3) 府内で住家の滅失した世帯の数が9,000世帯以上であって、市域内の被害世帯数が多数であること。

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害に係った者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合でかつ多数の世帯の住家が滅失したこと。以下に例を示す。

- ① 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。
- ② 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること。

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であること。以下に例を示す。

- ① 交通事故により多数の者が死傷した場合
- ② 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
- ③ 山崩れ、崖崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

3. 被災世帯の算定基準

(1) 住家の滅失の算定

災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は次のとおり算定する。

- ① 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は1とする。
- ② 住家が半壊、半焼したものにあっては2世帯をもって1とみなす。
- ③ 住家が床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯にあっては3世帯をもって1とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

① 全壊、全焼又は流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

② 半壊又は半焼

住家の損壊又は焼失した部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。

このうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、又はその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊という。

③ 準半壊

住家の損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

④ 床上浸水

上記①～③に該当しない場合であって浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積のため一時的に居住することができないもの。

⑤ 住家

現実にその建物を居住のために使用しているもの

【解釈】

必ずしも一棟の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別棟であったり、離家が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の棟数は合して1棟とする。

なお、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。

従って学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住している者はもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。

⑥ 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位

【解釈】

同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設等に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。

4. 災害救助法の適用手続

- (1) 災害に際し、市における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を知事に報告とともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、あわせてその旨を要請すること。
- (2) 災害救助法適用の要請を受けた知事は京都府災害対策本部会議を開き災害救助法を適用すべきか否かを判断し、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について市長に指示するとともに関係機関に通知又は報告し、一般に告示する。
- (3) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

5. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は、【資料編：表－2.65 災害救助法による救助の程度、方法及び期間】のとおりである。

第2節 食料供給計画 【市民対策部】

1. 計画の方針

被災者に対し、被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや男女の違いに配慮した食料供給を速やかに実施できるよう、調達・供給その他必要な事項を定める。

2. 実施責任者

実施責任者は市長とし、被災等により市長が実施できない場合は、府に応援を要請する。なお、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任により市長が実施する。

3. 給食に必要な米穀等の確保

(1) 事前措置

市長は、市内の米穀小売業者の手持数量を調査のうえ、京都府危機管理部災害対策課（以下、「災害対策課」という。）に報告するとともに、その数量が応急配給を実施する場合、最小限度（1～2日分）にも満たないと判断したときは、速やかに小売販売業者並びに保有米農家（とう精機のある者及び地域の責任者等）に対しう精を依頼し、精米の確保に努める。

(2) 災害時における米穀の調達

市長は、災害の地域が広範囲に渡り市内の米穀小売業者及び保有米農家等からの調達が不可能な場合、必要とする米穀の数量を災害対策課を経由して知事に要請する。

市長は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引き渡しを要請することができる。この場合、市長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。

(3) 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

- ① 市長は、給食に必要な米穀の数量を災害対策課を経由して知事に報告するものとする。
- ② 市長は、知事の指示により米穀の引き渡しを受けるものとする。引き渡しを受けた米穀が玄米である場合、市長はとう精機保有業者に対し、とう精を依頼する。
- ③ 市が交通通信の途絶により孤立した場合には、市長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農産局長に対して文書等で要請を行うことができる。この場合、市長は連絡のつき次第、その旨を知事に報告しなければならない。

(4) アルファ化米の調達

市長は、アルファ化米による給食が必要と判断した場合は、知事に申請する。

(5) 民間業者からの調達

市長は、食料等の確保に関する民間販売業者との協定の締結に努め、必要な食料を優先的に購入する。

4. 食料供給の方法

(1) 食料の供給系統

- ① 食料の供給は、炊き出し予定施設において給食・配給するものとし、食料の集散拠点とする。
- ② 大規模な地震災害により道路が十分確保されない場合は、市役所を食料の集散拠点として確保し、それぞれの炊き出し予定施設までの供給を人力等で確保する。

(2) 食料供給の対象者

- ① 避難所等に避難している者等
- ② 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等の被害を受け炊事ができない者
- ③ 救助作業に従事する者で給食を行う必要がある者
- ④ 通常の流通機関が一時的にマヒ混乱し、主食の給食が受けられない者

(3) 食料供給の品目及び数量

乾パン、アルファ化米等の備蓄品、炊き出しや食料等の確保に関する協定締結業者等からの納品物とする。

なお、道路障害除去が本格化し、輸送が可能となれば原則として米飯による炊き出しや多様な食料需要に対応するため、事業者等の協力も得て弁当・おにぎり等を調達する。

(4) 炊き出しの実施

① 炊き出し施設

炊き出しを行う施設は【資料編：表-2.40 炊き出し予定施設一覧表】のとおりとする。

② 協力機関等

炊き出し給食の実施に際しては、自主防災組織、自治会及びその他団体、一般市民等の協力を得て実施する。

③ 炊き出しの食品衛生

炊き出しによる感染症の発生を防ぐため、炊き出し作業員及び食品の衛生については十分注意し、消毒液その他必要薬品を炊き出し施設ごとに備えつける。

(5) 食料の配布

市は、食料を原則として、避難所等において被災者に配布する。また、食料の確保が困難な在宅の被災者は、最寄りの避難所等に数量を連絡し、配布時には当該施設で受領するものとする。

この場合、在宅の要配慮者については、支部長が区・自治会、自主防災組織等の協力を得て配布を行う。

5. 災害救助法による炊き出しその他食品の給与基準

(1) 対象

避難所に収容された者、住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水等のため、炊事のできない者及び一時縁故地等へ避難する必要のある者

(2) 費用の限度

災害救助法施行細則に定める額以内

(3) 給与期間

災害発生の日から 7 日以内とする。

ただし、市長が災害の事情により、その期間を延長する必要を認めたときは、振興局長と協議する。

第3節 給水計画 【上下水道対策部】

1. 計画の方針

飲料用水、医療用水、生活用水等（以下「飲料用水等」という。）について、応急給水と応急復旧のために必要な事項を定める。

2. 計画内容

(1) 実施責任者

飲料用水等供給の実施は原則として市長が行うものとする。

本市において飲料用水等の供給が実施できないときは、隣接市町村の協力を得て実施する。また、知事が必要と認めた場合の給水は、府が市町村相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努める。

(2) 災害救助法による飲料水の供給

① 対象

災害のため、飲料水を得ることができない者（必ずしも住家に被害を受けた者に限らない。）

② 費用の限度

給水に必要な機械器具の借上費、燃料費及び浄水用の薬品等で、当該地域における通常の実費とし、災害救助法施行細則の定めによる。

[資料編：表-2.65 災害救助法による救助の程度、方法及び期間]

③ 供給期間

災害発生の日から 7 日以内

(3) 浄水施設及び配水池

浄水施設及び配水池の状況は [資料編：表-2.41 飲料水供給水源一覧表、表-2.42 配水池一覧表] のとおりである。

(4) 給水方法

飲料用水等は概ね次の方法により供給するものとする。

① 給水車又はポリ容器及びポリエチレン袋により運搬供給する。

② 仮設給水器具により供給する。

(5) 給水の要領

① 被災地市民への周知徹底

給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保等について、広報車、掲示板への掲示を行うとともに、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に協力を求める。

② 給水タンク車によって、広範囲に給水しなければならないときは、必要に応じて要所に仮設水槽を設置し、給水の円滑を図る。

③ 飲料用水等の残留塩素は0.2 mg/l 以上を確保すること。

④ 災害の規模により 1 戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの市民に公平に給水できるよ

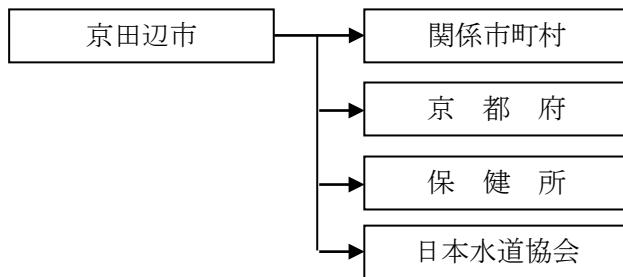
うにするものとする。

- ⑤ 給水量は、1日1人当たり3ℓとする。
- ⑥ 高齢者、障がいのある人、乳幼児等特に配慮を要する者への給水
給水拠点での給水を受けることが困難な高齢者、障がいのある人、乳幼児等特に配慮を要する者への給水を確保するために、市民、ボランティアの確保を行い、計画的に給水する。

(6) 給水体制の確立

地震災害発生時に備え、次の事項についてあらかじめ、その体制を整えておくものとする。

- ① 水道施設関係
 - (ア) 停電時に備え、受電の2系統化及び自家発電設備の定期点検を行い、その運転方法について関係者によく熟知させる。
 - (イ) 災害が予想されるときは、貯水施設の満水、各家庭における飲料用水等の確保の対応措置を講ずる。
- ② その他
 - (ア) 応急給水に必要な器具・資材、タンク車等を常に整備点検し、災害発生時に迅速に対処できるようにする。 [資料編：表-2.43 応急給水用機器一覧]
 - (イ) 飲料水の消毒薬品（次亜塩素）は薪浄水場に備蓄しておく。
 - (ウ) 近隣市町村や関係機関に対しての応援給水の要請方法は、次のとおりとする。



(7) 災害発生時対策措置

- ① 水道施設の被害状況を速やかに調査し、給水可能区域・断水区域を区分するとともに、運転可能な施設より順次配水調整を行って断水区域を縮小していく。
 - ② 水道施設の大半が被害にあった場合については、普賢寺浄水場を供給水源と指定し、必要水量を確保するとともに、緊急遮断弁が設置されている南田辺北配水池、田辺低区配水池、松井ヶ丘配水池を応急給水拠点とする。
 - ③ 復旧についての資材・人員・工事業者等の手配関係を迅速に行う。
- [資料編：表-2.44 京田辺市上下水道協同組合の所在・連絡先]
- ④ 被害状況、復旧費・復旧期間・復旧方法については、判明次第直ちに府関係当局へ電話等で報告し、後日別に定められた様式により京都府山城北保健所を経由し文書で提出する。

第4節 生活必需品等供給計画 【総括部、市民対策部、健康福祉対策部】

1. 計画の方針

被災者に対し、被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや男女の違いに配慮した被服、寝具その他生活必需品及び応急復旧資材の確保と供給を迅速、円滑に実施し、災害時に不安混乱を生じないよう調達の計画及び配分要領等を定めるものとする。

2. 実施責任者

市長が実施するものとし、被災等により市長が実施できない場合は、府に応援を要請する。

3. 物資の調達方法

物資の調達は市長が行う。備蓄物資を確保・活用するとともに、市長はあらかじめ各種物資保有業者を把握し、必要に応じ直ちに調達できる体制を確立しておく。

市内で物資確保が困難な場合は、「災害発生時における物資の供給に関する協定」等を締結している民間事業者に対し物資の供給を要請するとともに、京都府危機管理部災害対策課（以下、「災害対策課」という。）を通じて知事に物資の供給斡旋を要請する。

府からは、発災後必要と認められる場合は直ちに、備蓄倉庫に保管する必要物資を市の定める集配地に輸送される。

[資料編：表-2.45 災害時における生活必需品等及び応急復旧資材の市内調達先一覧]

4. 物資の種類

(1) 生活必需品

被災者に支給する生活必需品は次の品目をいう。

- ① 被 服 下着・靴下・雨衣・防寒衣等の類
- ② 寝 具 毛布・布団等の類
- ③ 日用品等 石けん・タオル・ティッシュペーパー・バケツ・ごみ袋等の類
- ④ 食 器 等 紙コップ・はし・鍋等の類
- ⑤ 光熱材料 マッチ・ローソク・乾電池・灯油等の類

(2) 応急復旧資材

応急復旧資材とは、おおむね次の品目をいう。

ガラス・セメント・木材・畳・トタン板・ベニヤ板・釘・針金・瓦等の類

5. 物資の供給系統

(1) 物資の供給は、広域避難所を集配拠点として予定し、集配拠点への輸送と、集配拠点における供給を原則とする。

(2) 集配拠点においては、市民対策部がボランティア等の協力を得て管理、運営する。

(3) 市は、宅配業者、倉庫業者、メーカー事業者等と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物

流専門組織を配置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配達し、物資の滞留を防ぐ配達システムを運用するよう努める。

- (4) 区及び自治会等を通じて配給し、配給に関する記録をしておく。

6. 災害救助法の適用を受けた場合の措置

本市の地域に災害救助法を適用されたときは、被災者に対する物資の調達及び支給は原則として知事が行う。

このため災害対策本部長は、次の対策を講ずる。

- (1) 市民対策部は、世帯別構成員別被害状況等に基づき配分計画を樹立する。
- (2) 配分計画に基づき直ちに必要量を京都府危機管理部災害対策課に要望する。
- (3) 京都府危機管理部災害対策課から送付された物資は配分計画に基づいて速やかに被災者に配分する。

7. 災害救助法による生活必需品等の給(貸)与基準及び配分要領

(1) 対象

住家の全壊(焼)流失、半壊(焼)又は床上浸水等により生活上必要な被服寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難となった者

(2) 品目

- ① 被服及び寝具
- ② 日用品等
- ③ 食器等
- ④ 光熱材料

(3) 費用の限度

- ① 季別及び世帯区分により1世帯当たりに対し、災害救助法施行細則に定める額内
- ② 季別は、災害発生の日をもって決定する。

(4) 給(貸)与期間

災害発生の日から10日以内

[資料編：表-2.65 災害救助法による救助の程度、方法及び期間]

8. 災害救助法の適用を受けない場合の措置

災害救助法の適用を受けない程度の災害について、被災者に物資を支給する必要が生じた場合は3項に準じ調達し、6項に準じ配分する。

9. 暴利行為等の取締り

災害発生に伴い、生活必需物資の急激な需要の増大から暴利、売り惜しみ、買い占め等が予想されるので、関係法令の適切な運用と取締りを行い、民心の不安の除去に努める。

第5節 住宅応急対策計画 【建設対策部】

1. 計画の方針

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

また、被災した宅地について、二次災害を防止するため危険度判定を実施する。

2. 実施責任者

災害応急仮設住宅の建設については、原則として市長が行う。ただし、災害救助法に基づく場合は、知事から委任を受けたものについて市長が実施する。

3. 被災住宅に対する措置

(1) 一般住宅に対する措置

一般民間住宅については、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理を実施するとともに、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興関連融資制度による融資及び貸付の指導、斡旋にあたる。

(2) 公営住宅に対する措置

災害により公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合は、公営住宅法の規定による補助等を活用しながら再建又は補修を行う。

4. 応急仮設住宅

(1) 応急仮設住宅の建設

① 実施責任者

災害応急仮設住宅の建設については、原則として市長が行う。ただし、災害救助法に基づく場合は、知事から委任を受けたものについて市長が実施する。

② 対象

住宅が全壊(焼)又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者

③ 費用の限度

1戸当たりを基準として災害救助法施行細則に定める額以内

④ 着工の期間

災害発生の日から20日以内に着工

⑤ 供与期間

完成の日から2年以内

⑥ 自らの資力では住宅を得ることができない者の範囲

- (ア) 生活保護法による被保護者及び要保護者
- (イ) 特定の資産のない失業者
- (ウ) 特定の資産のない未亡人及び母子世帯
- (エ) 特定の資産のない老人、病弱者及び障がいのある人
- (オ) 特定の資産のない勤労者
- (カ) 特定の資産のない小企業者
- (キ) (ア)～(カ)に準ずる経済的弱者

(2) 既存公的施設等の利用

一時居住住宅として利用可能な既存公的施設については、あらかじめ調査選定し、応急仮設住宅供与までの間の居住の安定を図る。また、避難の長期化等を考慮し、必要に応じて旅館やホテル等の利用をはじめ、民間賃貸住宅及び空き家などの斡旋及び活用により避難所の早期改良に努める。

(3) 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅への収容については、入居者選考の機関を設置（入居者の決定は知事が行うが市長はその補助機関として）し、被災者の資力その他の生活条件を十分考慮の上決定するものとする。

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるためのものであるので、入居者にこの趣旨の理解を求めるとともに住宅の斡旋等を積極的に行う。

(4) 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。その他、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

5. 住宅の応急修理

一般災害については、住宅所有者が自ら応急修理を行うものとするが、災害救助法が適用された場合に自らの資力により応急修理できない者等に対しては、日常生活に欠くことのできない部分に限定して知事が行うものとする（同法により知事が職権の一部を市長に委任した場合を除く）。

(1) 対象

住宅が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修等を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者

(2) 修理部分

居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分

(3) 費用の限度

1戸当たりの限度額は、災害救助法施行細則に定める額の範囲内

(4) 期間

災害発生の日から 1か月以内

6. 応急仮設住宅建設予定地

建設予定地については市有地を原則とし、平常時より選定しておくものとするが、災害発生地区的状況等を考慮して決定する。

7. 応急復旧資材の斡旋

本編本章第4節「生活必需品等供給計画」に基づき斡旋する。

8. 建設業者の把握

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理が災害直後の混乱時に円滑かつ迅速に実施できるよう、市内における建設業者の協力を得る。

第6節 清掃計画 【総括部、経済環境対策部】

1. 計画の方針

災害時におけるごみ及びし尿等に係る廃棄物処理業務等を迅速適切に実施し、生活環境の保全を図る対策について定める。

2. 実施責任者

災害時の清掃業務の実施は、原則として市長が行うものとする。

市の被害が激甚のため実施できないときは、国や京都府、他市町村からの応援を得て実施するものとする。

3. 平常時における清掃能力

管内におけるし尿、ごみ処理施設及びし尿収集車は【資料編：表-2.46 し尿、ごみ処理施設一覧表、表-2.47 委託業者のし尿収集車保有台数一覧表、表-2.48 委託業者のごみ収集車保有台数一覧表】に示すとおりである。

4. 計画の内容

(1) 災害時の措置

被害の規模に応じ平常業務を打ち切り、し尿処理については、委託業者の協力を得て、収集、運搬する。また、ごみ処理については市及び市委託業者の収集車をもって収集、処理する。

し尿及びごみ処理に必要な人員、収集車又は処理能力が不足する場合には、京都府や他市町村に応援を要請する。

① し尿処理

被害の規模に応じ、委託業者等の協力を得て実施する。

(ア) し尿処理施設

し尿の処理は、環境衛生センター緑泉園で実施することを原則とする。

(イ) 仮設トイレ

環境衛生センター緑泉園の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、避難所等に仮設トイレを設置する。管理に当たっては必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

② ごみ処理

(ア) 災害発生後、速やかに所要作業量の調査を行い、計画を策定する。環境保全及び衛生面の観点から、緊急度の高い生活系ごみを優先し、作業可能地域から作業を開始する。

(イ) 大量に発生したごみについては、可能な限り可燃物と不燃物の選別を徹底し、リサイクルを推進する。また、十分に環境に配慮し廃棄物の処理を行う。

(2) 災害により発生した産業廃棄物の処理

① 市長は、事業者が産業廃棄物を自ら処理することができないと認めるときは、有害物質を含有しない等、一般廃棄物の処理に支障のない範囲で、産業廃棄物を処理することができる。

② 災害により有害又は多量の産業廃棄物が排出された場合において、市長は事業者又は処理施設の管理者に対し、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分について必要な報告を求めるとともに、必要に応じて、方法の変更その他措置の実施について知事に指導等を求めることができる。

(3) 清掃業務実施状況及び廃棄物処理施設等の被害状況報告

① 清掃業務実施状況報告

京都府地域防災計画の定めるところにより京都府関係課へ実施状況を報告するものとする。

② 廃棄物処理施設等の被害状況報告

一般廃棄物処理施設等が災害のため被害を受けたときは、その状況を所定の様式等により報告するものとする。

第7節 防疫及び保健衛生計画 【健康福祉対策部、経済環境対策部】

1. 計画の方針

災害発生時には、廃棄物や腐敗物の散乱、生活環境の悪化、被災者の体力の低下等、悪条件が重なり、感染症等が発生しやすい状況となるため、防疫措置を迅速に実施して感染症の発生及び流行を未然に防止する。

食品の衛生対策については、府等と連携して、食品の調達・支給状況を把握しその衛生確保を図る。

また、家庭動物の保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、感染症の予防、危害防止、動物愛護の保持に努める。

2. 実施責任者

(1) 細菌検査、検病調査、食品衛生監視

京都府山城北保健所の調査、検査等に協力する。

(2) 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所の消毒及びねずみ族昆虫駆除

消毒及びねずみ族昆虫駆除の実施は原則として市が行うが、市において実施できないときは、京都府の指導のもと隣接市町村の協力を得て実施するものとする。

(3) 感染症患者の入院勧告及び措置

知事が実施する。

(4) 家庭動物の保護及び収容対策

災害で放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。

3. 計画の内容

(1) 防疫班の編成必要班数

5班（1班について2人以上）

(2) 消毒等の実施

衛生環境が劣悪で、感染症等が発生しやすい場合は、これを未然に防止するため感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所の消毒等防疫活動を行う。

(3) 備蓄資材等

① 防疫用薬品の備蓄

クレゾール石けん液、次亜塩素酸ソーダ液、逆性石けん液、DDVP含有製剤、カルキ等を平常時から備蓄する。

② 防疫用機器の配備

防疫用動力噴霧器、動力煙霧器等を平常時から配備する。

③ 防疫薬品の調達先

市長は、即時調達可能な防疫薬品の品名及びその調達先をあらかじめ把握しておくものとす

る。 [資料編：表-2.49 防疫薬品の調達先一覧表]

(4) 食品衛生監視対策

① 地震発生初期の対策

(ア) 良好的な製造所の確保及び適切な輸送・管理の確保

食品の調達・支給に当たっては、業界の協力を得て衛生面等に良好な製造所を把握し、保冷車等による適切な輸送・管理に努める。

(イ) 避難所における食品衛生確保

避難所管理者は、避難所における食品の衛生管理を行う。

(ウ) 炊き出しによる食事提供時における衛生確保

焼き出し実施者は、焼き出し時における衛生管理を行う。

② 二次対策

(ア) 初期対策に引き続き、京都府山城北保健所を中心に食品衛生の二次対策を行う。

(イ) 避難所入所者等被災者に対し、適正な食品管理について啓発する。

(ウ) 食品関係施設の被災状況を把握し、必要に応じ食品関係施設に対し、施設改善を指導する。

(5) 家庭動物の保護及び飼養

① 動物の保護及び収容

震災により被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して以下の方法により対処するものとする。

(ア) 放浪している動物を保護し、収容する。

(イ) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。

(ウ) 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。

(エ) 飼養されている動物に餌を配布する。

(オ) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。

(カ) 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。

(キ) 家庭動物に関する相談窓口を設置する。

② 避難所における動物の適正な飼養

市は府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

また、避難所での飼育動物の対策は以下を基本として、各避難所の状況に応じて詳細を定めるものとする。

■避難所における飼育動物の受け入れに関する基本方針

- ① 避難所の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。
- ② 飼料、水、ケージ（小動物の場合）、医薬品等の生活用品は、原則として飼い主が準備する。
- ③ 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬及び聴導犬）の同伴を周知する。
- ④ 危険動物は、避難所への同伴はできないものとする。
- ⑤ 飼育場所は居住スペースとは別とし、特に動物アレルギーを持つ人に配慮する。
- ⑥ 動物の飼育場所の管理・運営は、飼い主同士やボランティアが協力して、各避難所の運営協議会等が定めた飼育ルールに従い行う。

③ 死亡動物の処理

死亡した動物については適切に処理する。

(6) 家畜伝染性疾病的予防

地震災害発生に伴う家畜伝染性疾病的発生予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づいて京都府山城家畜保健衛生所を主体として協力し、検査、予防注射及び消毒等を実施する。なお病性鑑定の実施については、京都府中丹家畜保健衛生所が実施する。

第8節 行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋火葬計画

【健康福祉対策部、経済環境対策部、消防対策部】

1. 計画の方針

地震災害によって死亡したと推定される者の搜索及び死者の収容、処理、埋火葬等の実施に関する計画を定める。

2. 行方不明者の搜索

(1) 搜索の対象

行方不明の状態にある者で、被災の状況により既に死亡していると推定される者

(2) 搜索の実施

- ① 実施主体：市
- ② 協力機関：市長は必要に応じ消防署等、警察署及び市民に協力を要請する。
- ③ 機材借上：市長は搜索に必要な機械器具を借り上げるものとする。

(3) 応援要請

本市のみでは搜索の実施が困難であり、隣接市町村の応援を要する場合又は遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、京都府山城広域振興局長及び隣接市町村並びに遺体の漂着が予想される市町村に対して、次の事項を明示して要請する。

- ① 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- ② 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
- ③ 応援を要する人員又は舟艇、器具等

3. 遺体の収容処理

(1) 処理の対象

地震災害の際、その遺族が被災又は混乱等により遺体鑑別等に必要な洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の安置、あるいは検案を行うことができない遺体とする。

(2) 実施者

遺体の処理は、市長が消防署、警察署に協力を要請して実施する。また、必要に応じ市内の医師、市民等の協力を求める。

(3) 変死体の届出

変死体については、直ちに警察署に届出し、検視後に遺体の処理にあたる。

(4) 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族又は市長に連絡のうえ遺体を引き渡すものとする。

(5) 処理の内容

① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

遺体の識別、腐敗防止等のための措置として行うもので遺体の撮影等により身元確認の措置を行う。

② 遺体の一時安置

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋火葬できない場合は、あらかじめ定めた遺体安置所予定施設に埋火葬するまで安置する。

[資料編：表-2.50 遺体安置所予定施設]

4. 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が被災ないし混乱等のため埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない遺体とする。

(2) 埋火葬の実施

① 実施者：市

② 方法：土葬又は火葬

③ 留意点

(ア) 埋火葬を円滑に実行するために迅速に埋火葬計画を作成する。

(イ) 事故死等による遺体については、田辺警察署から引き継ぎを受けた後、埋火葬する。

(ウ) 身元不明の遺体については、田辺警察署に連絡し、その調査にあたる。

(エ) 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取り扱いにする。

(オ) 埋葬の実施が本市において実施できないときは、関係機関の協力を得て行う。

(3) 火葬場の状況

[資料編：表-2.51 火葬場一覧] 参照。

5. 災害救助法による基準

(1) 遺体の搜索

① 対象

死亡した者の居住地、住家、死亡の原因とは関係なく、その者の被災場所に災害救助法が適用されれば搜索の対象とする。

② 費用の限度

舟艇、その他の搜索のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし当該地域における通常の実費とする。

③ 期間

災害発生の日から10日以内

(2) 遺体の処理

① 対象

災害の際死亡した者

② 処理の内容

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 検案

③ 費用の限度

(ア) ②の(ア)については、災害救助法施行細則で定める額以内

(イ) 遺体の一時保存で既存建物利用の場合は当該施設の借上費について通常の実費、既存建物を利用できない場合は1体当たり災害救助法施行細則で定める額以内

(ウ) 検案は原則として日赤救護班が行う。日赤救護班によることができない場合は、当該地域における慣行料金の額以内

④ 期間

災害発生の日から10日以内

(3) 遺体の埋葬

① 対象

災害の際死亡した者

② 埋葬範囲

(ア) 棺(附属品を含む。)

(イ) 埋葬又は火葬(人夫賃を含む。)

(ウ) 骨つぼ及び骨箱

③ 費用の限度

災害救助法施行細則で定める額以内

④ 期間

災害発生の日から10日以内

6. 漂着遺体の取り扱い

(1) 災害救助法の適用された市町村から京田辺市の地域に漂着した遺体が当該地震災害によるものであると推定できる場合

① 漂着した遺体が京都府内の市町村で、災害救助法が適用されている地域からのものである場合は、市長は直ちに災害救助法の適用された市町村長に連絡して、当該市町村長に遺体を引き取らせる。

ただし、引き取るいとまのない場合においては、知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じその指揮を受けて市長が埋葬又は遺体の処理を行うものとし、これに要する費用について府が負担する。

② 漂着した遺体が京都府以外の市町村で災害救助法が適用されている地域からのものであるときは市長は①により措置するものとし、それに要する費用については、府が支弁する。

(2) 漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できない場合

市長が「行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）」の定めるところに従って、その遺体を措置する。

措置した後においてその遺体の漂着が当該災害によるものであると判明した場合、判明時期が当該救助の実施期間内であるときは法による救助の実施とみなして取り扱うものとし、それに要した費用については、(1)の①、②により取り扱う。

第9節 高齢者、障がいのある人、乳幼児及び外国人等災害時要配慮者に係る対策計画

【総括部、市民対策部、健康福祉対策部】

1. 計画の方針

地震災害時には、高齢者や障がいのある人、在宅療養者、透析が必要な人、糖尿・高血圧などの疾患をもつ人、乳幼児・妊産婦及び外国人（以下、「災害時要配慮者」という。）は、避難等に特別の配慮が必要な上、災害後の生活において支障を生じることが予想される。そのため、これらの者に対し十分配慮した応急対策を実施する。

2. 計画の内容

(1) 実施責任者

地震災害時における災害時要配慮者に係る対策は、府との連携のもとに、市長が行うものとする。

(2) 災害発生時の災害時要配慮者の避難誘導、安否確認等

- ① 避難行動要支援者名簿の整備地区においては、地域の自主防災組織や民生児童委員等をはじめとする避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿等を利用し、避難行動要支援者の避難所への避難誘導、安否確認を行う。未登録者については、市長は、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、該当地区の未登録者の名簿の写しを支援者に提供し、避難誘導、安否確認等に利用するものとする。また、避難所の調査を実施し、避難行動要支援者の所在確認を行う。
- ② 避難行動要支援者名簿の整備地区以外の地区についても、災害対策基本法第49条の11第3項の規定を適用し、市が作成した基礎名簿を地域の自主防災組織や民生児童委員等に提供することにより、避難行動要支援者の避難所への避難誘導、安否確認を行う。
- ③ その際、避難支援等関係者等の安全確保の措置についても十分に配慮するものとする。

(3) 高齢者に係る対策

- ① 高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、市は府との連携のもとに、災害ボランティア等の協力も得て、避難所等における相談体制の整備及び在宅高齢者の訪問相談を実施する。
- ② 市は、府との連携のもとに、高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。
- ③ 市は、府との連携のもとに、地域内の老人福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。

また、高齢者のうち重度要介護者については、府内及び近隣府県の老人福祉施設等への入所等の対策を講ずる。この場合、市町村間及び他府県との調整には、府があたる。

- ④ 高齢者の健康管理には特に留意することとし、市は府と連携し避難者の健康対策を講ずる。

(4) 障がいのある人に係る対策

- ① 市は、府との連携のもとに、避難所等設営のため資材として、障がい者用トイレ、車椅子などの福祉機器、視覚に障がいのある人や聴覚に障がいのある人のための情報伝達機器（ラジオ、FAX、文字放送テレビ、掲示板等）を確保し、必要に応じ、速やかに避難所等に提供する。

- ② 市は、府との連携のもとに、手話通訳者等のボランティアとも連携して、個別ルートも含め、視覚に障がいのある人や聴覚に障がいのある人との情報伝達システムの確立を図る。
 - ③ 市は、府との連携のもとに、避難所等及び在宅の障がいのある人の調査により、手話通訳やガイドヘルパーなどのサービスのニーズを把握し、府の協力を得て必要な人員を確保し、サービスの提供に努める。
 - ④ 市は、府との連携のもとに、地域内の障がい者福祉施設等と連携し、障がいのある人に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。
- また、重度障がいのある人については、府内及び近隣府県の障がい（者）福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。この場合、市町村間及び他府県との調整には、府があたる。
- ⑤ 障がいのある人の健康管理には特に留意することとし、市は府と連携し避難者の健康対策を講ずる。

(5) 在宅療養者等に係る対策

- ① 市は、関係機関等との連携のもとに、在宅療養者、透析が必要な人、糖尿・高血圧などの疾患をもつ人等に必要な保健福祉サービスが速やかに提供できる体制の確保に努める。
- ② 在宅療養者等の健康管理には特に留意することとし、市は関係機関等と連携し避難者の健康対策を講ずる。
- ③ 医療を必要とする場合は、本編第1章第13節「医療・助産計画」により対策を講ずる。

(6) 乳幼児等に係る対策

- ① 市は、哺乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請する。
 - ② 市は、府との連携のもとに、避難所等の責任者から通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。
- 要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受け入れや里親への委託等の保護を行う。市は、状況に応じ府に協力を求める。

(7) 妊産婦に係る対策

- ① 市は、妊産婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。
- ② 市は、府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。
- ③ 妊産婦の健康管理には特に留意することとし、市は府と連携し、避難者の健康対策を講ずる。
- ④ 助産を実施する場合は、本編第1章第13節「医療・助産計画」により対策を講ずる。

(8) 外国人に係る対策

- ① 市は、職員や通訳・翻訳ボランティア等により調査班を編成し、外国人登録者名簿等に基づき外国人の安否確認を実施するとともにその調査結果を府に報告する。
- ② 市は、広報車や防災無線等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。
- ③ 市は、府や通訳・翻訳ボランティア等と協力し、広報紙、テレビ・ラジオ、インターネット

通信等を活用し、災害情報、安否情報、生活情報等を外国語による情報提供を行う。

- ④ 市は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や通訳・翻訳ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。
- ⑤ 市は府と連携し、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように通訳・翻訳ボランティアの確保を図る。

(9) 避難所における福祉避難コーナーの開設

避難所において、災害時要配慮者が避難生活できるよう、市は施設管理者との連携をもとに避難施設の教室や事務室等や避難所の一角を「福祉避難コーナー」として開設し、災害時要配慮者を収容する。

なお、避難所における災害時要配慮者の避難生活状況等を見極め、長期化する場合は、プライバシー確保のための間仕切り用パーティションを設置するなど避難所生活の良好な環境整備に努めるものとする。

(10) 福祉避難所の開設

市は、災害時要配慮者の避難状況を確認し、災害時要配慮者の状態等に応じて必要と認められる場合、福祉避難所を開設し収容を行うものとする。

第10節 災害警備計画 【田辺警察署】

1. 計画方針

地震災害の発生に際しては、速やかに実態を把握し、的確な情勢判断のもとに初動体制を確立する。さらに防災関係機関と連携を保ち、被災者の救出救助、交通規制及び被害の拡大防止に努めるなど適切な警備活動を実施し、市民の生命、身体及び財産の保護並びに被災地の公共の安全と秩序の維持を図るものとする。

2. 計画内容

(1) 警備体制

府内において震度5強以上の大地震が発生した場合は、直ちに警察本部と各警察署にそれぞれ「緊急事態対策本部」を設置するとともに、警察職員は原則として自所属に参集し、必要な警備体制をとるものとする。

(2) 災害警備措置と活動

地震災害が発生した場合は、その状況に対応し、次の警備活動を行う。

- ① 災害情報の収集及び被害実態の把握
- ② 被災者の救出救助及び避難誘導
- ③ 避難道路及び緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制
- ④ 遺体の検視、死体調査、身元確認
- ⑤ 行方不明者の捜索
- ⑥ 被災地及び避難所における犯罪の予防検挙
- ⑦ 地震に関する広報活動
- ⑧ 関係機関の活動に対する支援
- ⑨ その他災害警備に必要な警察活動

第11節 ライフライン施設応急対策計画

11-1 電気施設応急対策計画 【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社京都本部】

1. 計画の方針

地震災害により電気施設等が被災し、大幅な電力供給不足の事態が発生した場合には、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都本部は非常災害対策本部を設置し、電力融通を迅速かつ円滑に行えるような体制を整備する。

2. 設備の運転保守

電気施設が被災したときは送電不能になることもあるが、原則として送電を継続する。

また、建物倒壊等により運転することが危険であり、事故を拡大するおそれがあるか、運転不能が予測される場合は運転を中止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

3. 災害時の連絡・通報等

【資料編：表-2.52 電気施設被災時の連絡・通報先】参照。

4. 被害状況の収集・周知

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都本部非常災害対策本部において地震被害情報の早期把握に努め、常に被害全般を掌握して適切な連絡を行うとともに、新聞、ラジオ、広報車等により被害状況や復旧の見込み等の周知を行う。

5. 施設の復旧

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都本部非常災害対策本部は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。各施設等の復旧順位は、医療機関、避難施設、公共施設・機関、報道機関等を優先するものとするが、救援救助活動の推進、市民生活の安定等を考慮し、「大規模災害における停電復旧の連携等に関する基本協定（令和4年12月16日）」に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、道路管理者と調整しながら復旧の必要性の高いもの、復旧効果の高いものを優先して行う。

ただし、必要に応じて、災害応急対策のために不可欠な重要施設の優先復旧又は臨時供給の調整を、府と行うものとする。

11-2 通信施設応急対策計画 【NTT西日本株式会社京都支店、その他通信関連機関】

1. 計画の方針

電気通信施設が災害により被災し、通信回線の機能が停止したときは、NTT西日本株式会社等の災害対策規程の定めるところにより、被災施設の復旧に関して応急措置を講じ、通信の確保に努める。

2. 災害時の連絡・通報等

[資料編：表-2.53 通信施設被災時の連絡・通報先] 参照。

3. 応急復旧の順位

回線の復旧順位は次のとおりとする。

■通信回線の復旧順位

順 位	対象施設
第1順位	気象機関・水防機関・消防署等・災害救助機関・警察署等・防衛機関・輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給に直接関係のある機関
第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関・預貯金業務を行う金融機関・新聞社・通信社・放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

1.1-3 ガス施設事故応急計画 【大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部】

1. 計画の方針

地震災害によりガス施設が損傷し、ガス漏れ等の事故により発生する火災、爆発等の災害を防止するため、ガス事業者のとるべき応急対策について定める。

2. 災害時の連絡・通報等

(1) 発見者の通報

ガス施設のガス漏れ等の事故を発見した者は、直ちにその旨をガス事業者、又は警察署、消防署等若しくは市役所に通報するものとする。【資料編：表-2.54 ガス施設被災時の連絡・通報先】

(2) 関係機関の連絡

ガス施設の事故発生の通報を受けた関係機関は、緊密な連絡をとり、被害状況に応じた応急措置をとるものとする。

(3) 警察、消防署等の措置

警察及び消防署等は、ガス事業者と連絡協議し、ガス漏れ等の事故現場を確認のうえ、火災発生や爆発の危険があると認められるときには危険区域を設定し、当該区域の交通規制、火気使用禁止措置、避難指示及び広報等を行うものとする。

3. 都市ガス施設の応急対策

(1) 危険防止対策

- ① 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のために、導管網のブロック化を行う。
- ② 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。
- ③ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターにより一定震度以上でガスの自動遮断を行う。

(2) 応急復旧対策

- ① 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。
- ② 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先し、被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

4. 市民の避難等

災害による事故発生の場合は、不測の事態を考慮して、ガス事業者と協議のうえ、付近の市民の避難の要請を行うなど、危険防止のため応急対策を行う。

緊急の場合は、消防本部の判断により、付近市民の避難要請を行う。

5. 広報

混乱を防止し、被害を最小限にくい止めるため、必要があるときは、市民に対し被災状況及び復旧の見通し等について広報する。

11-4 上水道施設応急対策計画 【上下水道対策部】

1. 計画の方針

地震災害時における給水の重要性にかんがみ、水道施設の応急対策について定める。

2. 被害状況の収集・伝達

地震災害発生時に、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

3. 水道施設の応急復旧

水道施設の応急復旧は、上下水道対策部復旧対策班があたり、必要に応じ、水道工事業者等の応援を得て復旧するものとする。なお業者とは事前に対策方法を協議しておくものとする。

4. 支援要請等

応急復旧に必要な人員、資器材等が不足する場合は、速やかに相互応援協定等に基づく支援要請や、府を通じて他の水道事業者に対する広域的な支援要請を行うものとする。

5. 広報

水道施設が被災し、水道施設による給水が困難になった場合は、上水道にかかわる各施設の被災状況及び復旧の見通し等について、市民に広報し、社会混乱を未然防止するようとする。

1.1-5 公共下水道施設応急対策計画 【上下水道対策部】

1. 計画の方針

地震災害時における公共下水道施設の応急対策について定める。

2. 被害状況の収集・伝達

地震災害発生時に、管渠及び人孔等の各施設についての被害状況を調査し、関係機関に迅速に伝達する。

3. 応急復旧

各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠の被害に対しては、汚水の疎通に支障のないよう応急措置を講じ、また、人孔の被害に対しては、接続部の破損等の回復を図るべく応急措置を講じて下水処理の万全に努める。

4. 広報

公共下水道施設が被災し、下水道施設の使用が困難になった場合は、市民に広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努めるとともに、応急復旧工事が完了するまで、水洗便所等の使用を制限するよう周知する。

第12節 鉄道施設応急対策計画 【西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社】

1. 計画の方針

西日本旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社は、地震災害により列車や構造物等の鉄道施設が被災した場合に、旅客の生命・身体・財産を保護するための措置を講ずるとともに、関係機関が緊密に連携して輸送業務の早期復旧を図る。

2. 災害時の連絡・通報等

〔資料編：表-2.55 鉄道施設被災時の連絡・通報先〕参照。

3. 地震発生時の列車の措置

西日本旅客鉄道株式会社は、列車の事故防止及び乗客の安全確保のため、地震発生時には、その揺れの状況に応じて次の措置をとる。なお、停車位置によって二次災害の危険性がある場合には、可能な限り安全な場所に移動する。

なお、列車（在来線）の運転規制を行う場合の運転規制値は、次によるものとする。

(1) 地震計で計測震度の測定が可能な場合

① 地震計が計測震度4.0以上4.5未満を示したとき

規制区間内を初列車は25km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、規制区間に要注意箇所がある場合は、初列車による規制区間に異常の有無の確認に加え、スポット巡回により異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。スポット巡回による異常の有無が確認されるまでの間は、要注意箇所を25km/h以下で徐行運転を継続することとする。

② 地震計が計測震度4.5以上を示したとき

規制区間内の地上巡回により異常のないことが確認されたのち、規制区間内を初列車は45km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間に異常のないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。

(2) 地震計で計測震度の測定ができない場合

① 地震計が40ガル以上80ガル未満を示したとき

規制区間内を初列車は25km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、規制区間に要注意箇所がある場合は、初列車による規制区間に異常の有無の確認に加え、スポット巡回により異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。スポット巡回による異常の有無が確認されるまでの間は、要注意箇所を25km/h以下で徐行運転を継続することとする。

② 地震計が80ガル以上を示したとき

規制区間内の地上巡回により異常のないことが確認されたのち、規制区間内を初列車は45km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間に異常のないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、震度4以下のときは、駅間停車列車について、規制区間に地上巡回による確認の完了を待たずに25km/h以下で旅客の乗降可能な最寄りの停車

場まで運転できるものとする。

4. 西日本旅客鉄道株式会社の計画

(1) 事故対策本部及び現地対策本部の設置

事故が発生したときは、大阪支社内に事故対策本部（以下、「対策本部」という。）を、事故現場に現地対策本部（以下「現対本部」という。）を設置するものとする。

① 対策本部の業務

対策本部は、事故に対する救護要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮及びその他の業務を行うものとする。

② 現対本部の業務

(ア) 現場の状況を把握して、必要な作業班を組織し、その指揮者を指定する。

(イ) 指揮者と協議し、具体的な復旧計画を立て救護、復旧に着手する。

(ウ) 復旧見込み時刻及び確度を対策本部長に報告する。

(エ) 作業の進捗状況を把握し、逐次対策本部長に報告する。

(オ) 事故の程度が他の応援を要すると認めた場合は、人員、資材等についての必要事項を対策本部長に要請する。

5. 近畿日本鉄道株式会社の計画

(1) 災害対策基本方針

災害が発生した場合には、お客様の救護を最優先に行い、他の機関と連携協力を密にし、被害の拡大防止、適切な情報開示、早期復旧に全力を挙げる。また、大地震などの大規模自然災害などの異例事態が発生した場合、全社体制をとることにより死傷者の救護を迅速に行うとともに、早期の復旧及び事業再開を図る。また、大地震などの大規模自然災害などの異例事態が発生した場合、全社体制をとることにより死傷者の救護を迅速に行うとともに、早期の復旧及び事業再開を図る。

(2) 災害応急対策

① 異例事態対策本部等の設置

被災の規模等により非常事態が発生した場合、当社「異例事態対応規程」等に基づき、必要に応じて本社に異例事態対策本部又は非常本部、大阪・名古屋統括部に現地対策本部を設置して対処する。

② 配備体制及び動員数

本社内に対応を行う班を設置して、班員を動員する。

③ 通信連絡体制

(ア) 列車については列車無線を活用する。

(イ) 異例事態対策本部、現地対策本部、現地間の通信には鉄道電話、N T T加入電話、携帯電話、M C A無線等を活用する。

6. 広報

災害の状況、復旧の見通し等について、西日本旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社の事故対策本部から情報を入手し、広報車等により市民に広報する。

第13節 危険物施設応急対策計画 【消防対策部、京田辺市ＬＰガス保安連絡協議会】

1. 計画の方針

大地震の発生時に起これ得る危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物の災害に際して、市民の生命身体及び財産を保護するための計画を定める。

さらに、災害の規模に応じて、災害情報収集及び通信計画、災害広報計画、避難計画、消防計画等に定めるところにより、関係機関は相互に緊密な連絡をとり活動を開始し被害の拡大防止、軽減に努める。

2. 危険物施設応急措置計画

大地震に伴って、屋外タンク等の危険物施設が破損したり不等沈下して石油類が流出し、又は火災が発生した場合は次の措置をとる。

(1) 火災発生の場合

- ① 関係防災機関相互の通報
- ② 被災者の救出救護
- ③ 立入禁止区域の設定及び交通整理
- ④ 避難誘導及び群衆整理
- ⑤ 遺体の処理
- ⑥ 消防活動
- ⑦ 危険物の除去

(2) 石油類等流出の場合

- ① 関係防災機関相互の通報
- ② 立入禁止区域の設定及び交通規制
- ③ 流出石油類等の拡散防止、除去又は処理
- ④ 石油類等河川流入の場合における下流地域への通報

3. 火薬類保管施設応急措置計画

(1) 火薬類取扱場所付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、施設の責任者等と連絡を密にし、速やかに火薬類を安全な場所へ搬出の措置を講じ関係者以外の立ち入りを禁止する。なお、搬出するいとまがない場合は、警戒区域の設定を行い、市民の避難等の措置をとる。

(2) 地震災害が発生した場合は、被災者の救出救護、二次爆発の防止等の措置をとるとともに必要に応じ公安委員会に対し、自動車による火薬類の運搬を禁止する緊急措置をとるよう要請する。

4. 高圧ガス保管施設応急措置計画

- (1) 災害の規模・態様、付近の地形、建築物の構造、ガスの種類等を考慮し、施設の管理者、消防署等及び京都府高压ガス地域防災協議会指定防災事業所と連絡を密にして迅速、適切な措置をとる。
- (2) 爆発火災又は可燃性、支燃性のガスの漏えいに際しては、状況に応じて次の措置をとる。
- ① 京都府高压ガス地域防災協議会指定防災事業所への出動要請
 - ② 高圧ガス設備運転の緊急停止及び充てん容器等の安全な場所への移動
 - ③ ガス漏えい状況及び流動範囲の確認
 - ④ 漏えい防止作業
 - ⑤ 注水及び消火活動
 - ⑥ 付近市民に対する広報
 - ⑦ 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
 - ⑧ 避難誘導及び群衆整理
 - ⑨ 負傷者の救出救護
 - ⑩ 遺体の処理
 - ⑪ 応急措置に必要な資器材の緊急輸送路の確保
 - ⑫ 引火性、発火性物質の移動
- (3) 毒性ガスの漏えいに際しては、次の措置をとる。
- ① 施設の管理者等に対する防毒措置の指示
 - ② 付近市民等に対する中毒防止方法の広報
 - ③ 防毒措置等に必要な資器材及び薬剤の輸送援助

5. 毒物劇物保管施設措置計画

(1) 応急措置

災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物営業者等において回収その他保健衛生上の危険防止に必要な措置を講ずるとともに、所轄の保健所、消防署等又は警察署に届出るものとする。

(2) 緊急措置

保健所(又は警察)は毒物劇物の流出散逸等の状況について、速やかに広報活動し関係市民に注意を与えるとともに、飲料水汚染の可能性のある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に連絡する緊急措置をとる。

第14節 公共土木施設応急対策計画 【建設対策部】

1. 計画の方針

地震災害により、公共土木施設が破壊、崩壊、破損した場合には、早急に応急復旧工事を施工し、その機能の回復を図る。

2. 河川等施設

- (1) 堤防、護岸の破壊や崩壊等については応急締切工事、ビニールシートによるクラックへの雨水浸透防止を行い、また、水門、排水機場等の破壊については、土のうや矢板で応急締切工事を行うとともに移動ポンプ車等により内水の排除に努める。また、堤防、護岸などの被害状況を調査して、河川管理者通路や高水敷などを輸送路や避難所等に活用できるものについてはその空間確保に努める。
- (2) 貯水施設については、緊急点検を実施し、堤体の安定やその管理に重大な影響が及んだ場合には、二次災害防止のため、必要な措置をとる。
- (3) 砂防設備、地すべり防止設備及び急傾斜地関係設備に破壊・破損等が生じた場合は、崩壊土砂等を適切に排除し、仮排水路を設けるとともに、破損等の拡大を防止する応急工事を実施する。

3. 道路・橋梁

震度4以上の地震が発生した場合は、建設対策部により道路・橋梁の被害状況を調査、把握する。道路・交通等に関する災害情報等の伝達は、広域振興局及び山城北土木事務所に対して行う。避難用道路及び緊急輸送道路を確保するため、応急工事及び障害物除去を早急に実施する。また、必要に応じ、府、田辺警察署等と協議し交通規制を行うとともに、市民に的確な情報提供を行う。

4. 都市公園施設

公園の被災状況を調査し、利用が危険な施設については、使用禁止等の措置をとるとともに、避難所ないし資材等の集積場所として確保することが必要な公園については、障害物の除去等の応急復旧工事を行う。

第15節 社会福祉施設応急対策計画 【健康福祉対策部】

1. 計画の方針

地震災害発生時の施設入所者及び利用者の生命・身体の安全確保を図り、かつ、社会福祉施設の機能を維持するための措置について定めるものとする。

2. 計画の内容

(1) 実施責任者

各施設の施設長及び設置者が災害発生時の応急対策を実施するものとし、必要に応じて、防災関係機関及び市民等の協力を得て実施する。

(2) 避難措置等

- ① 災害発生時において、各施設の職員は入所者及び利用者の生命の安全確保を第一とし、敏速に安全な場所に避難させるものとする。また、防災関係機関への通報、情報提供に努めるとともに、組織的な応急活動体制の確立を図るものとする。
- ② 通園施設にあっては、被災の状況に応じて施設長の判断により、臨時休園等の措置をとる。

3. 施設の応急復旧

(1) 公営の施設

市営の施設では被害状況の調査結果に基づいて被害額、復旧方法等を検討し、応急復旧措置を講ずる。

(2) 私営の施設

被害状況の調査結果に基づいて、法人が実施する復旧対策等について指導助言を行う。

(3) 応急援護

被災施設の復旧が長期にわたるおそれのある場合には、入所者及び利用者の安全を考慮し、近傍の公共施設の利用、在宅による援護等の実情に即した措置を行うよう、施設長に対し指導助言を行うものとする。

この場合において、施設長は状況に応じて関係機関等と緊密な連携を図るものとする。

(4) 保健管理、安全の指導

入所者及び利用者の保健管理及び安全については、関係機関と緊密な連携を図り、対策の指導と助言を行うものとする。

第16節 農林業施設応急対策計画 【経済環境対策部】

1. 計画の方針

地震災害により農業林業用施設が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止し、適切な応急処置を実施して農業林業の生産が迅速にもの形態に復するために必要な計画を定める。

2. 農業用施設応急対策

(1) 農地、かんがい排水施設、農業用道路等の被災状況を早急に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、早期復旧に努める。

また、土地改良区及び農業水利団体は、施設及び農地の被害状況、被害額を、市に対して速やかに報告する。市は、広域振興局を経由して府に速やかに報告する。

なお、農地、農業施設の復旧に当たっては、市町村等と連携し査定前着工制度の活用により、早期の復旧に努める。

(2) 出水等による被害の程度が大規模で、周辺地域に湛水のおそれがあるときには二次災害防止等の緊急の措置をとる。

(3) 管理施設ごとの被災状況に基づいて応急復旧の計画を立て、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講ずる。

3. 畜産施設応急対策

(1) 大地震の発生に際して、畜舎及び管理施設等が破損する等の被害を受け、家畜の逃亡、へい死、病気等の発生が生じた場合は、その実体を早急に把握して、関係機関に連絡するとともに、その協力を得て適切な措置をとる。

(2) 家畜保健の関係機関は家畜のへい死、病気の発生又はそのおそれがあるときは、へい畜の処分並びに予防接種、薬剤散布等を行って家畜の病気の発生又は蔓延を防止する措置を講ずる。

(3) 被災地域における家畜飼料を確保するために、関係機関及び飼料販売業者の協力を得る。

4. 林業用施設応急対策

(1) 林地荒廃防止施設及び林道の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに二次災害の防止対策等緊急の措置をとる。

(2) 被害の程度が大規模で、被害が拡大する可能性又は周辺地域に危険を及ぼす可能性があるときには、立入禁止等の措置をとり、市民に広報して安全対策を実施する。

(3) 施設ごとの被災状況に基づいて応急復旧の計画を立て、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講ずる。

5. 治山施設応急対策

- (1) 地震により堰堤、護岸工事の治山施設や土留工等の山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けたときには、早急に被害状況を点検調査し、消防署、消防団、警察署等関係機関に連絡するとともに、障害物の除去等の緊急措置を講ずる。
- (2) 被害の程度が甚だしく、また雨水の浸透等により破壊が拡大して、市民に危険を及ぼす可能性が大きいときには、その旨を広報して必要な安全措置を講ずる。
- (3) 被災状況に応じて応急復旧計画を立て、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講ずる。

第17節 地震被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定計画

【建設対策部】

1. 計画の方針

地震により建築物又は宅地に著しい損傷が生じた場合、「地震被災建築物応急危険度判定」又は「被災宅地危険度判定」を速やかに行い、必要があれば居住者等に避難を促すなどして、二次災害を防止する。

2. 応急対策

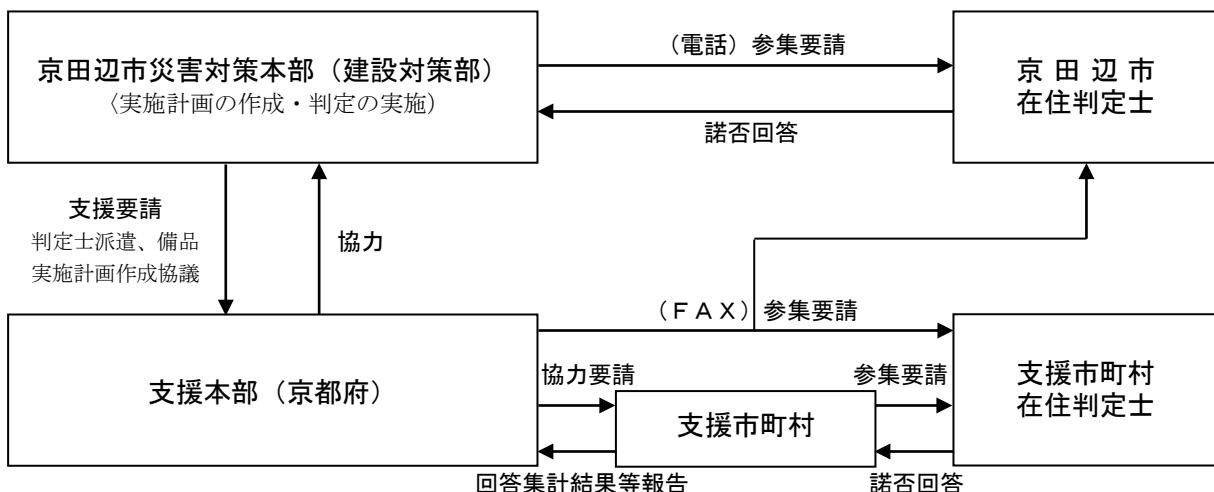
(1) 判定の実施

地震が発生した場合、建設対策部は、総括部によって総括された建築物又は宅地の被災状況に応じて、府と協力して、被害の状況に合わせた地震被災建築物応急危険度判定士、又は被災宅地危険度判定士の出動体制を組織し、早急に判定を実施する。

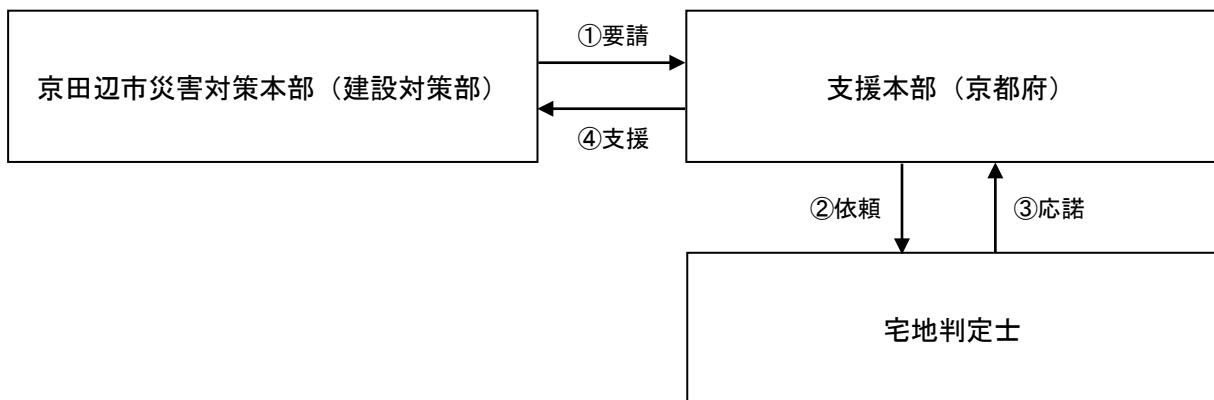
(2) 出動連絡体制

各判定士の出動連絡体制は、以下のとおりである。

① 地震被災建築物応急危険度判定士



② 被災宅地危険度判定士



第18節 障害物除去計画 【建設対策部】

1. 計画の方針

地震災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、日常生活の支障を取り除くことによって民生の安定を図る。

2. 除去活動の実施要領

- (1) 障害物の除去は、市が行う。
- (2) 第一次的には、市保有の器具、機械を使用して実施する。
- (3) 労力又は機械力が不足する場合は、京都府山城北土木事務所に要請し、隣接市町村からの派遣を求める。
- (4) 労力又は機械力が相当不足する場合は、府内の民間団体等からの資器材・労力等の提供を受ける。

3. 災害救助法を適用した場合の障害物除去の基準

(1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が堆積して、一時的に居住できない住宅で、かつ自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者

(2) 対象者の選定基準と除去対象数

障害物除去対象者の選定は市で行う。

(3) 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費、人夫賃費とし災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(4) 実施期間

災害発生の日から10日以内に完了するものとし、市長はその結果を府へ報告する。

第19節 環境保全に関する計画 【経済環境対策部】

1. 計画の方針

地震災害により、有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、市民への被害の防止及び軽減を図る。

2. 環境汚染の拡大防止及び応急措置

- (1) 地震災害に伴って有害物質による環境汚染が生じた場合は、直ちに府及び関係防災機関に通報する。
- (2) 市民の生命・身体に危険が予測される場合は、市民への周知及び避難誘導を行う。
- (3) 府が行う環境汚染の防止対策等の措置について協力する。

第20節 文教応急対策計画 【教育対策部、健康福祉対策部】

1. 計画の方針

地震災害発生時における文教対策については、児童生徒等の生命・身体の安全を第一とし、情報の収集・伝達、学校等における安全対策、教育に関する応急措置、学校等における保健衛生及び危険物等の保安、被災者の救援活動への連携・協力等について定める。

2. 実施責任者

地震災害発生時における文教対策の実施責任者は、次のとおりとする。

- (1) 府立学校、その他の教育機関については、府教育長
- (2) 市立の学校及び幼稚園については、市教育長
- (3) 私立学校・幼稚園については、当該学校長及び当該園長

3. 情報の収集・伝達

(1) 発災情報の把握

地震災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

(2) 被害情報の収集伝達

地震災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集に関する体制をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置を講ぜられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により電話、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

4. 学校等における安全対策

(1) 学校における安全対策

① 在校時の対策

児童生徒等の在校時に発災した場合は、災害の状況に応じ安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

② 在校時以外の対策

児童生徒等の在校時以外に発災した場合は、児童生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

③ 保護者への児童生徒等の引き渡し

児童生徒等を引き渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全、確実に実施する。

(2) 学校以外の教育機関における安全対策

学校以外の教育機関においては、災害の状況に応じ、利用者の安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

5. 教育に関する応急措置

(1) 教育機関の防災体制

① 市立小・中学校の計画

災害の発生が予想される場合、また災害発生時における学校の防災体制については、市災害対策本部教育対策部（市教育委員会）の指示に基づき、学校ごとに策定する非常災害対策計画に準じて所要の人員を配置する。

また、所要の人員数や災害状況については、絶えず災害対策本部教育対策部（市教育委員会）と連絡調整する。

② その他の教育機関の計画

他の教育機関については、上記①に準じて行うものとする。

(2) 授業の中断等の措置

学校において、授業を継続することにより児童生徒等の安全確保が困難と思われる場合、臨時に授業を行わないこと等の適切な措置を講ずる。

(3) 休校措置

災害の状況に応じ、各学校長は、臨時休校等の措置をとり、その旨を教育委員会に報告する。

(4) 施設・設備の安全点検・応急復旧等

災害発生後、二次災害の防止や学校再開等のため、施設・設備の安全点検をできるだけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置を講ずる。

(5) 応急教育計画

文教施設の復旧が長期にわたる見込みの場合は、実情に即し、児童生徒の登校の安全を考慮した上で、できる限り授業の確保に努める。

授業実施のための校舎等施設の確保は、おおむね次の方法によるものとする。

① 校舎の一部が利用できない場合

特別教室、屋内体育施設等を利用するものとする。

② 被災学校の大部分が使用不能の場合

公民館等公共施設を利用するほか、隣接校の余裕教室等を利用する。

(6) 学用品の調達及び配分

① 災害救助法が適用された場合

(ア) 教科書

a. 市教育委員会は被害状況を調査し、府教育委員会へ報告する。府教育委員会は、京都府教科用図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。

b. 府立の特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒については、府教育委員会が直接調査、

調達、配分を実施する。

(イ) 文房具及び通学用品

- a. 市立学校については、市長が直接調査、調達、配分を実施する。
- b. 府立の特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒については、府教育委員会が直接調査、調達、配分を実施する。

(ウ) 対象

住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（府立の特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）

(エ) 学用品の品目及び費用の限度

- a. 教科書（教材を含む。）…実費
- b. 文房具……………災害救助法施行細則に定める額以内
- c. 通学用品……………文房具と同じ

(オ) 期間

- a. 教科書……………災害発生の日から1か月以内
- b. 文房具及び通学用品……………災害発生の日から15日以内

② 災害救助法が適用されない場合

(ア) 教科書

- a. 市教育委員会は被害状況を調査し、教科書をそう失又はき損した要保護、準保護等の児童生徒で再購入困難と認める場合は、災害発生の日から1か月以内に、府教育委員会を通じて一般社団法人教科書協会に無償補給の申請をするとともに京都府教科用図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。

- b. 府立の特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒については、府教育委員会が上記に準じて行う。

(イ) 文房具及び通学用品

市長が直接調査、調達、配分する。

(7) 学校給食等の対策

教育委員会は、応急給食の必要があると認めるときは、公益財団法人京都府学校給食会等と協議し、被災学校の児童生徒に対し、給食するものとする。

(8) 教職員の補充確保

教職員の被災に伴う補充は、市教育委員会が措置し、必要な場合は京都府山城教育局に派遣を要請する。

(9) 卒業、入学試験、就職活動に関する措置

教育に関する応急措置の期間が卒業、入学試験、就職活動等の時期に及ぶ場合は、必要に応じその円滑な実施のため適切な措置を講ずる。

6. 学校等における保健衛生及び危険物等の保安

(1) 保健衛生

災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症の予防等の措置並びにそれらに必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

(2) 危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講ずる。

7. 被災者の救護活動への連携・協力

災害時には、学校が避難所となるため、早期の教育機能回復に配慮しつつ、円滑な運営等に関し災害担当部局間での連携を図る。

また、必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊き出し等について協力するとともに、災害の状況に応じ、教職員が災害救援活動等に協力できるよう人的支援体制を整備するなど円滑な活動が行われるよう努める。

第21節 文化財応急対策計画 【市民対策部】

地震によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後適切な応急措置を速やかに講ずる。

災害発生時における文化財応急対策の実施責任者は、指定文化財等の所有者又は管理者（以下、「所有者等」という。）とし、所有者等に対する指導助言については市長が行う。

- (1) 被害が小さいときは所有者等及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。
- (2) 被害が大きいときは損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。
- (3) 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。
- (4) 美術工芸品の所有者等の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

第22節 義援金品受付配分計画 【健康福祉対策部】

1. 計画の方針

市民及び他市町村民から被災者に寄贈される義援金品について、その受付の便宜を図り配分の円滑化について定める。

2. 義援金募集委員会

地震災害が発生し、義援金の寄贈が予想されるときは、日本赤十字社京都府支部を中心に支援関係団体等を構成員とする義援金募集（配分）委員会が設置される。

同委員会は、当該災害に係る義援金募集及び被災地、被災者への配分に関する事務を統括する。

3. 義援金品の受付

(1) 受付及び管理

健康福祉対策部が行う。

(2) 受付要領

- ① 受付期間は、おおむね災害発生の日から1か月以内とする。
- ② 市民への周知は、市広報及び新聞、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて行う。
- ③ 義援品は、特に被災地あるいは被災者を指定しないものとする。
- ④ 義援品で腐敗変質するおそれのあるものは受け付けない。
- ⑤ 受け付けた義援金は、義援金募集委員会に送金する。
- ⑥ 受付期間は、義援金品の收支を明らかにする帳簿を備えつけるものとする。

4. 義援金品の配分

(1) 配分

- ① 義援金については、義援金募集委員会が義援金総額、被災地の被害状況等に基づいて定めた配分基準に基づき、市長あてに送金される。
- ② 義援品については、府が被災地の被害状況等を把握し、義援品の配分を調整する。
- ③ 市内における配分は、健康福祉対策部が行う。

(2) 配分要領

府の調整のもと、義援金品の配分の対象者を罹災者名簿により被害状況別、地区別に把握し、配分基準に基づいて配分する。

第23節 ボランティア受け入れ計画 【健康福祉対策部】

1. 計画の方針

地震災害時に支援を申し出たボランティア及びボランティア団体に対し、その円滑な活動ができるよう計画を定める。

2. 受け入れ体制

- (1) 震災発生後、健康福祉対策部は、災害ボランティアセンターと連携のもと、ボランティア対策会議を開催し、非常時体制へ移行するとともに、ボランティアの受け入れを調整する。
- (2) 災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が中心となって、関連機関と連携して運営するものとし、災害対策本部との協議・調整により支援活動を行う。

3. 一般ボランティア受け入れ計画

- (1) 震災時の様々な救援活動に携わるボランティアの受け入れ窓口は災害ボランティアセンターとする。
- (2) 災害ボランティアセンターは、災害対策本部と協議の上、必要に応じてボランティア団体等にボランティアの派遣要請を行う。
- (3) ボランティアが応援活動に参加する際の宿泊場所及び食事の確保等は自己完結を原則とする。
- (4) ボランティアの活動に必要な費用、保険料等については、府と協議の上、その負担を検討する。
- (5) ボランティアの主な活動

災害時には、主に以下の事項について協力を得る。

 - ① 物資の運搬、仕分け、配布活動
 - ② 食料の炊き出し活動
 - ③ がれき撤去等の清掃活動

4. 専門ボランティア受け入れ計画

- (1) 医療活動に携わる者、福祉関連の専門技術を有する者等の専門的な知識・技術を必要とする応急対策に係る専門ボランティア（京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体等）については、市長が、府知事に派遣を要請する。
- (2) 専門ボランティアの受け入れ窓口は、健康福祉対策部とし、受け入れ体制についてはあらかじめ定めておく。
- (3) 専門ボランティアが応援活動に参加する際の宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。
- (4) 専門ボランティアの活動に必要な費用、保険料等については、府と協議のうえ、その負担を検討する。

第24節 労務供給計画 【総務対策部】

1. 計画の方針

地震災害応急対策を実施するに当たって災害対策本部員及びボランティア等の要員では労力的に不足するときにおける労働力の確保について定める。

2. 計画の内容

(1) 実施責任者

労働者の雇上げは、それぞれの災害応急対策実施機関が行うものとする。

(2) 労働者の業務範囲

地震災害応急対策の実施に必要な労働者は、次の業務を行う者の補助者とする。

- ① 被災者の避難
- ② 医療及び助産
- ③ 被災者の救出
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 行方不明者の捜索
- ⑥ 死体の処理
- ⑦ 救出物資の整理、輸送及び配分
- ⑧ その他災害応急対策に必要な業務

(3) 労働者確保の方法

- ① 知事に対し労働者の供給を依頼する。
- ② 区・自治会長等に労働者供給の協力を要請する。
- ③ 市内登録建設業者に土木建築技術者及び労働者供給の協力を要請する。

(4) 費用の負担

- ① 労働者の雇上げに要する費用は各地震災害応急対策実施機関の負担とする。
- ② 労働者の賃金は、当該地域における通常の実費とする。

第25節 社会秩序の維持に関する計画【総括部、田辺警察署】

1. 計画の方針

災害発生後、被災地域等においては災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な混乱が生じることが予想されるため、それらの混乱を防止し、社会秩序を維持するための対策について定める。

2. 関係機関の緊密な情報交換

市、府及び防災関係機関は、被災地域等における社会秩序の維持に関する情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

3. 市の活動

市は、府及び警察等との連携により、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達及び広報活動を行うものとする。

4. 警察の活動

- (1) 警察は独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな被災地等における住民の安全確保に努めるものとする。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乘じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めるものとする。
- (2) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業等への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、府、市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業等からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第4編 震災復旧計画

第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画

第1節 生活確保対策計画 【総括部、市民対策部、健康福祉対策部】

1. 計画の方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要があることから、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備についてその対策を定める。

2. 被災者台帳の作成

市は、災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、必要に応じて、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を作成する。

3. 職業斡旋計画

市長は、災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職についてハローワーク京都田辺（京都田辺公共職業安定所）と緊密な連絡をとり、ハローワークを通じ速やかにその斡旋を行い、雇用の安定を図るものとする。

4. 融資計画

(1) 方針

災害により被害を受けた生活困窮者等に対し、生業資金等を貸し付けることにより生活の安定を図る。

(2) 内容

① 災害救助法による生業資金の貸与

(※災害援護資金貸付制度及び生活福祉資金貸付制度の活用を原則とする)

(ア) 対象

住家が全壊(焼)又は流失し災害のため生業の手段を失った世帯

(イ) 貸与世帯数

住家が全壊(焼)又は流出した世帯の25%以内

(ウ) 貸与金額

a. 生業 1件当たり 30,000円

b. 就職支度金 1件当たり 15,000円

(エ) 貸与条件

a. 貸与期間 2年以内

b. 利子 無利子

(オ) 貸与できる期限

災害発生の日から 1か月以内

② 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金の貸付

(ア) 貸付対象者

災害救助法（第2条第1項）が適用された災害（自然災害に限る）により次の被害を受けた世帯の世帯主

a. 世帯主が 1か月以上の負傷を負った世帯

b. 住居又は家財の価格の 1/3 以上の損害を受けた世帯

(イ) 貸付限度額

a. 世帯主の負傷 150万円

b. 世帯主の負傷と家財の 1/3 以上の損害 250万円

c. 世帯主の負傷と住居の半壊 270万円

d. 世帯主の負傷と住居の全壊 350万円

e. 家財の 1/3 以上の損害 150万円

f. 住居の半壊 170万円

g. 住居の全壊 250万円

h. 住居の全体が滅失若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 350万円

i. c. 又はf. 若しくはg. において、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合

・ 270万円を350万円に

・ 170万円を250万円に

・ 250万円を350万円とする。

(ウ) 貸付条件

a. 償還期間 10年（うち据置3年）

b. 償還方法 年賦、半年賦又は月賦

c. 利子 年3%以内で市町村が条例で定める率（据置期間中は無利子）

d. 連帯保証人 1名以上

e. 所得制限 世帯の前年の所得が政令で定める額以下

(エ) 実施主体：市

(オ) 費用の負担区分

府は、市が被災者に貸与した額の10/10額を市に無利子で貸与し、国はその2/3額を府に無利子で貸与

③ 生活福祉資金（住宅資金、災害援護資金）の貸与

(ア) 対象

災害により被害を受けたことによる生活困窮から自立更生のために資金を必要とする低所得世帯

(イ) 貸付金額

a. 生活福祉資金（福祉資金福祉費・災害援護資金） 150万円以内

b. 生活福祉資金（住宅資金）	400万円以内（住宅改修のとき）
（被害の程度により両資金を重複して利用できる。）	
（ウ）貸付条件	
a. 償還期間	7年以内
b. 据置期間	3か月以内（状況に応じて2年以内）
c. 利子	据置期間 無利子 据置期間経過後、連帯保証人を立てる場合 無利子 立てない場合 年1.5%
（エ）申請期間	被災日の属する月の翌月1日から起算して6か月以内

5. 災害弔慰金及び災害障害見舞金支給計画

（1）「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害弔慰金の支給

① 支給対象者

次のいずれかの災害（自然災害に限る）により死亡した者の遺族

（ア）1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害

（イ）都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

（ウ）都道府県内において災害救助法2条1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害

（エ）災害救助法2条1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

② 支給額

（ア）主たる生計維持者の死亡（1人当たり） 500万円

（イ）その他の者の死亡（1人当たり） 250万円

③ 実施主体：市

④ 費用の負担区分：国2/4 府1/4 市1/4

（2）「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害障害見舞金の支給

① 支給対象者

次のいずれかの災害（自然災害に限る）により「災害弔慰金の支給等に関する法律 別表」に掲げる程度の障害がある者

（ア）1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害

（イ）都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

（ウ）都道府県内において災害救助法2条1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害

（エ）災害救助法2条1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

② 支給額

（ア）生計維持者が自然災害により重度の障害を受けた場合 250万円

（イ）その他の者が自然災害により重度の障害を受けた場合 125万円

③ 実施主体：市

④ 費用の負担区分：国2/4 府1/4 市1/4

6. 被災者生活再建支援金支給計画

「被災者生活再建支援法」に基づき、次のとおり被災者生活再建支援金の支給を行う。

(1) 対象災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- ① 「災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村における自然災害」
- ② 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害
- ③ 100以上の世帯の住宅が全壊した府内における自然災害
- ④ 府内で①又は②の自然災害が発生した場合に、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害
- ⑤ ①から③の区域のいずれかに隣接し、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が、2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

(2) 対象世帯

- ① (1)の対象災害により住宅が全壊、大規模又は中規模半壊した世帯
- ② (1)の対象災害により半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ (1)の対象災害により住宅に居住不能な状態が長期間継続することが世帯

(3) 支援金額

次の①+②の合計を支給

ただし、単数世帯の場合はそれぞれの3/4の額

① 基礎支援金

- (ア) 全壊世帯100万円（単数世帯75万円）
- (イ) 大規模半壊世帯50万円（単数世帯37.5万円）

② 加算支援金

- (ア) 全壊世帯、大規模半壊世帯
 - a. 住宅を建設又は購入する世帯200万円（単数世帯150万円）
 - b. 住宅を補修する世帯100万円（単数世帯75万円）
 - c. 住宅を賃借する世帯50万円（単数世帯37.5万円）
- (イ) 中規模半壊世帯
 - a. 住宅を建設又は購入する世帯100万円（単数世帯75万円）
 - b. 住宅を補修する世帯50万円（単数世帯37.5万円）
 - c. 住宅を賃借する世帯25万円（単数世帯18.75万円）

(4) 実施主体：府（ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人に指定された（財）都道府県会館に委託）

(5) 申請書類の提出窓口：市

(6) 費用の負担区分：被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2

7. 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援計画

「大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金交付要綱」に基づき、大規模自然災害により生活の基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限り早期に安定した生活を取り戻すため、市は被災住宅の再建等を行う者に対して、その費用の一部について補助金を交付する。詳細は、要綱に定める。

大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資について、府及び関係金融機関と協力して周知を行う。

8. 災害障害見舞金支給計画

「京田辺市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、次のとおり災害障害見舞金の支給を行う。

(1) 支給対象者

市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるとき。

(2) 支給額

- | | |
|----------------------|-------|
| ① 主たる生計維持者の障害（1人当たり） | 250万円 |
| ② その他の者の障害（1人当たり） | 125万円 |

(3) 実施主体：市

(4) 費用の負担区分：国 2/4 府 1/4 市 1/4

9. り災証明書の発行

り災世帯の再建復興のために、市は被災者からり災証明発行の申請があった場合、遅滞なく、り災証明書を発行する。

また、平常時から住宅被害の調査及びり災証明書の発行訓練の実施、住宅被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進め、業務の実施体制の整備・拡充努めるものとする。

さらに、災害時には、被害の規模と比較して体制・資機材が不足すると見込まれる場合には、速やかに他の地方公共団体や民間団体への応援要請を行うほか、写真による自己判定方式の導入及び住民への周知等、業務の迅速化に努めるものとする。

り災証明書の発行に必要な手続及び様式は、次のとおりとする。

(1) 発行の担当部署

り災証明書の発行事務は、総括部、市民対策部が担当する。

(2) 発行の手続

総括部、市民対策部は、個別調査結果に基づき、り災者台帳を作成し、被災者よりり災証明書の申請があった場合には、り災者台帳で確認の上、早期にり災証明を発行するとともに、その旨をり災証明書交付簿に記録する。

なお、り災者台帳で確認できない場合は、申請者の立証資料に基づいて現地調査を行った上、り災証明書を発行する。

(3) 証明の範囲

り災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

① 住家

- (ア) 全壊、全焼
- (イ) 大規模半壊、中規模半壊、半壊、半焼
- (ウ) 準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）
- (エ) 床上浸水、床下浸水

② 人身

- (ア) 死亡
- (イ) 行方不明
- (ウ) 負傷

(4) り災証明書の様式

り災証明書及びり災証明申請書の様式は、[資料編：様式-11～13] のとおりとする。

第2節 住宅復興計画 【建設対策部】

1. 計画の方針

この計画は、災害により被害を受けた住宅の復興計画について定める。

2. 計画の内容

(1) 一般民間住宅について

災害時において、一般民間住宅については独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興関連融資制度により融資及び貸付を受けることができる。

また、状況に応じて設けられる府の「大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資制度」の活用や、独立行政法人住宅金融支援機構の協力を得て、「住宅相談窓口」を設置し、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じ、復興に資する情報の提供を行う。

(2) 災害公営住宅の建設について

一定規模の災害が発生した場合、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため災害公営住宅の建設を行う場合は、公営住宅法及び激甚災害法の規定により、国からその建設に要する費用の一部について補助されることになっている。

① 公営住宅法第8条の規定による対象

(ア) 地震、暴風雨、洪水その他異常天然現象により住宅が滅失した場合、被災全地域で住宅の滅失戸数500戸以上又は1市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の1割以上であるとき

(イ) 火災により住宅が滅失した場合で、その滅失した戸数が被災地全域で200戸以上又は1市町村の区域内の住宅戸数の1割以上であるとき

② 建設戸数の限度

滅失住宅戸数の3割以内

③ 補助率

建設・買取費の2/3

④ 建設の手順

(ア) 住宅災害速報の提出(災害直後10日以内)

(イ) 住宅災害現況の現地調査(災害直後)

(ウ) 災害確定報告書の提出(災害発生後15日以内)

(エ) 建設計画書の提出(災害発生15日以内)

(オ) 住宅滅失戸数の査定

(カ) 建設計画の内示

⑤ 激甚災害法適用の場合

(ア) 対象

激甚災害法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合に対象となる。

(イ) 建設戸数の限度

滅失住宅戸数の5割以内

(ウ) 補助率

建設・買取費の3/4

(エ) 建設の手順

公営住宅法の場合と同じ

(3) 独立行政法人都市再生機構の計画

災害により賃貸住宅及び分譲住宅等の譲渡物件(建設中のものを含む)に被害を受けた場合、災害によって滅失又は毀損したものを原形に復旧することを原則とする。

ただし、将来の災害に対して住宅等の敷地、構造又は準備が保安上必要となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認められる場合においては予算の範囲内でかつ必要最小限度において原形復旧を超える改良措置又は新たな危険防止措置を講ずる。なお、分譲住宅について譲渡前は賃貸住宅に準じ譲渡後は譲受人の負担において復旧処理を行わせる。

第3節 中小企業復興計画 【経済環境対策部】

1. 計画の方針

被災中小企業の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等について定める。

2. 計画の内容

災害を受けた中小企業に対し、その状況に応じてその都度判断し対策を講じていく。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等政府系金融機関及び地元金融機関に対し復旧融資の金融措置並びに借入金の返済及び手形不渡処置の延期ができるよう依頼する。
- (2) 中小企業特別融資制度の効果的な運用を行うとともに、政府系金融機関並びに京都府の諸制度融資の効率的な活用を促す。
- (3) 既存借入金に対しては、当面の償還猶予並びに借入期間の延長の措置等が講じられるよう関係機関に要請する。
- (4) 京都府山城広域振興局に設けられる災害復旧に係る緊急相談窓口等の利用を斡旋して金融相談等に応じる体制をつくり、復旧資金の金融円滑化に対処する。

第4節 公共土木施設復旧計画 【建設対策部】

1. 計画の方針

この計画は、災害により被害を受けた公共土木施設の復旧を促進するための各種事業について定める。なお、災害復旧事業の施行については、当該災害の発生年度において定める災害復旧計画により具体的な施行計画を定めるものとする。

2. 計画の内容

災害を復旧するに当たっては、次の基本方針により迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

(1) 査定への対応

災害発生後、被害箇所の調査・確認を行い京都府へ被害報告した後、速やかに災害査定の準備を整えるものとする。

(2) 応急工事の実施

被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、災害査定に先立ち応急仮工事又は応急本工事を実施し、被害を最小限にとどめ、民生の安定、交通の確保を図る。

(3) 災害復旧の推進

災害復旧事業の施工については、査定決定後、災害の状況や国庫負担金等の財源措置についても十分配慮しつつ早期復旧に努めるものとする。

(4) 復旧事業計画

① 公共土木施設災害復旧事業

河川等災害復旧事業及び河川等災害関連事業は3か年以内で完了するよう必要な措置を講ずる。

本事業の標準進捗率は【資料編：表-2.56 災害復旧事業の標準進捗率表】のとおりである。

② 単独災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とならない災害復旧事業については、単独災害復旧事業により復旧の推進を図る。

なお、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用を受ける小災害（1箇所当たり30万円以上60万円未満）については、小災害復旧事業により復旧の推進を図る。

③ 被災市街地復興推進地域

(ア) 都市計画区域内における市街地の土地の区域で次に掲げる要件に該当するものについては、被災市街地復興推進地域を定めることができる。

a. 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。

b. 公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。

c. 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設

の整備に関する事業を実施する必要があること。

- (イ) 市は、被災市街地復興推進地域における市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、緊急復興方針に従い、できる限り速やかに、都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画その他の都市計画の決定、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行、市街地の緊急かつ健全な復興に関連して必要となる公共の用に供する施設の整備その他の必要な措置を講ずる。
- (ウ) 被災市街地復興推進地域内の都市計画法第12条第2項の規定により土地区画整理事業について都市計画に定められた施行区域の土地については、市が当該土地区画整理事業を施行するものとする。ただし、当該土地について土地区画整理法第3条第1項から第3項まで又は第5項の規定により土地区画整理事業が施行される場合は、この限りでない。

(5) 再度災害の防止

- ① 公共土木施設の復旧に当たっては原形復旧を原則とするが、河床の変動、地形地盤の変動といった被害箇所の状況及び被災原因等を勘案の上、被災施設を原形に復旧することが不可能な場合、又は原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合には、これに代わるべき必要な施設を設けて再度災害の防止を図るものとする。
- ② 再度災害の防止を図るため、災害復旧事業と併せて施設の新設又は改良を行うことが必要と認められるものについては、京都府と協議して災害関連事業を実施するものとする。また、災害関連事業については、災害復旧事業と並行して進捗し得るよう必要な措置を講ずるものとする。

第5節 農林業施設復旧計画 【経済環境対策部】

1. 計画の方針

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」 及び「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、災害復旧事業に対して補助を受け、農林業の経営の回復、安定を図る。

2. 計画の内容

(1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

① 補助の対象となる施設

1箇所の工事の費用が40万円以上の次の施設

(ア) 農地

(イ) 農業用施設 (公共的なかんがい排水施設、農業用道路等)

(ウ) 林業用施設 (公共的な林地荒廃防止施設、林道)

(エ) 共同利用施設 (農業協同組合・連合会、地方公共団体等の所有する共同利用施設)

② 補助率

(ア) 一般災害 [資料編：表-2.57 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助率表]

高率補助率は次の要領により適用される。

a. 農地・農業用施設

1戸当たりの事業費が8万円を超える、15万円までの部分には1次高率、15万円を超える部分には2次高率がそれぞれ適用される。

b. 林道

被災林道の既設延長1m当たりの事業費が1,000円を超える、1,200円以下の部分には1次高率、1,200円を超える部分には2次高率がそれぞれ適用される。

(イ) 通年災害

a. 農地・農業用施設

その年を含む過去3か年の合計事業費が1戸当たり10万円を超える、かつその年の事業費が、1戸当たり4万円を超える場合は、前項(ア)a. と比較して有利な方を適用する。

b. 林道

その年を含む過去3か年の合計事業費が1m当たり1,100円を超える、かつ、その年の事業費が1m当たり500円以上となる場合は、前項(ア)b. と比較して有利な方を適用する。

(2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律で激甚災害に指定された災害の復旧事業については次の特別措置がある。

① 農地・農業用施設

(1)の補助率の適用後の1戸当たりの事業費負担額が20,000円を超える場合はその負担額について [資料編：表-2.58 農林水産業施設激甚災害復旧事業費嵩上補助率表(農地農業用施設)] のとおり補助率が嵩上される。

② 林道

(1)の補助率適用後の事業費負担額が1m当たり180円を超える場合はその負担額について
[資料編：表-2.59 農林水産業施設激甚災害復旧事業費嵩上補助率表(林道)]のとおり補助率を嵩上する。

③ 共同利用施設

[資料編：表-2.60 農林水産業施設激甚災害復旧事業費嵩上補助率表(共同利用施設)]

(3) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

(ア) 補助の対象となる施設

a. 林地荒廃防止施設（山林砂防施設(立木を除く)）

1箇所の事業費が120万円以上

b. 地すべり防止施設（地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設）

1箇所の事業費が120万円以上

(イ) 国庫負担率

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第4条の規程による。

第6節 災害復旧上必要な金融措置、その他資金調達計画 【各対策部】

1. 計画の方針

この計画は、災害復旧上必要な金融措置、その他資金の調達について定める。

2. 国による財政措置

法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる激甚法に基づいて援助される事業等は、次のとおりである。これらの法律による事業を積極的に活用し、災害復旧を推進するものとする。

(1) 法律により国が一部負担又は補助する事業

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による事業
- ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による事業
- ③ 公営住宅法による事業
- ④ 土地区画整理法による事業
- ⑤ 感染症予防法による事業
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による事業
- ⑦ 予防接種法による事業
- ⑧ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による事業
- ⑨ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による事業
- ⑩ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律による事業

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - (ア) 公共土木施設災害復旧事業
 - (イ) 公共土木施設災害関連事業
 - (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
 - (エ) 公営住宅施設災害復旧事業
 - (オ) 生活保護施設災害復旧事業
 - (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
 - (キ) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業
 - (ク) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - (ケ) 障害者自立支援施設等災害復旧事業
 - (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
 - (サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - (シ) 感染症予防事業
 - (ハ) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内の排除事業、公共的施設区分外の排除事業）
 - (セ) 滞水排除事業

② 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

[資料編：表-2.61 天災融資法に基づく融資]

- (イ) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

[資料編：表-2.62 農業近代化資金による融資（農業災害復旧資金）]

- (ウ) 株式会社日本政策金融公庫の融資

[資料編：表-2.63 株式会社日本政策金融公庫の融資]

- (エ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

- (オ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

③ 中小企業に関する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保障の特例

- (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例

- (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

- (エ) 中小企業者に対する中小企業金融国庫、商工組合中央金庫及び国民金融公庫の融資に関する特例

④ その他の財政援助及び助成

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に関する補助

- (ウ) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

- (エ) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例

- (オ) 水防資器材費の補助の特例

- (カ) 災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

- (キ) 産業労働者住宅建設資金融通の特例

- (ク) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設の災害復旧事業に対する特別の財政援助

- (ケ) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3. 府による財政措置

府は、被災した施設を原形に復旧するにあたり、次の災害復旧事業債及び地方交付税の財政措置に万全を期するとともに、市町村が一時に多額の資金を必要とする場合、その一時金の借入れについても近畿財務局、日本郵政㈱近畿支社及び各種金融機関に対して速やかな金融措置を要請し、市町村に対してそれらの資金の効果的使用を助言することとしている。

- (1) 補助災害復旧事業債

- (2) 単独災害復旧事業債

- (3) 公営企業等災害復旧事業債

- (4) 火災復旧事業債

- (5) 災害による特別措置債

- ① 歳入欠かん等債

- ② 公共土木等小災害債
- ③ 農地等小災害債

第7節 文教復旧計画 【教育対策部、健康福祉対策部】

1. 計画の方針

災害により被害を受けた学校の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

2. 学校等の施設の復旧計画

災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。

復旧事業の策定に当たっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点から、耐震性の向上等可能な限り改良復旧に努める。

3. 教育活動の再開

(1) 被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

また、学校等が避難場所となった場合においては、府教育委員会と密接な連携をとり、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。

(2) 学校教育活動が正常に実施されるまでの間、府教育委員会と密接な連携をとり、被害の状況や地域の実情を踏まえて休校や短縮授業等の適切な応急教育を実施する。学校施設等が使用できない場合は近傍の学校施設等を利用することも考慮する。

(3) 教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講ずる。

① 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学援助についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」、「学校給食法（昭和29年法律第160号）」による補助金に関すること。

② 災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）」による就学奨費に関すること。

③ 災害を受け、就学困難になった生徒に対する「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）」による学費貸与金に関すること。

④ 被災教職員に対する救済措置に関すること。

(4) 児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷後ストレス障害等児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、良好な心身の健康状態が保てるよう努める。

また、災害により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、心の健康相談活動等の支援体制を整備する。

第8節 文化財復旧計画 【市民対策部】

文化財については、市民対策部により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧計画段階から埋蔵文化財所管部局とその取り扱いについて協議する。

第9節　風評被害対策　【総括部、経済環境対策部】

市は、府、国、関西広域連合及び経済団体等の関係機関と連携し、発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、その災害による影響等について、迅速かつ的確に広報するとともに、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を執るものとする。

第2章 激甚災害の指定に関する計画

【総括部】

1. 計画の方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく災害の指定を受けるため、府は災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

2. 激甚災害に関する調査

市は、府が実施する激甚災害及び局地激甚災害に関する調査について協力する。

第3章 租税の徴収猶予及び減免等の措置並びに郵便関係補助

【市民対策部】

1. 計画の方針

災害により被災者の納付すべき市税の納付が困難な場合に、特別な措置を講ずるとともに、郵便関係においても被災者の負担を軽減するための対策について定める。

2. 租税の徴収猶予及び減免等の措置

(1) 方針

被災者を速やかに立ち直らせ、安定した生活を確保するため税務における救済措置として期限の延長、徴収の猶予及び減免を行うものとする。

(2) 内容

① 期限の延長

(ア) 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。 (地方税法第20条の5の2、市税条例第18条の2)

(イ) 市長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、(ア)の場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から納税者については2か月以内、特別徴収義務者については30日以内において、当該期限を延長するものとする。 (市税条例第18条の2)

② 徴収の猶予

納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合において、その徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、市長は1年以内の期間に限り、その徴収を猶予するものとする。 (地方税法第15条)

③ 減免

市長は災害の場合、その災害の実情に応じて市民税、固定資産税等の減免措置を速やかに講ずるものとする。 (地方税法各条、市税条例第51条、第71条)

なお、広範囲な地域にわたる災害があった場合には、特別の災害減免条例を設けるものとする。

3. 国民健康保険税の徴収猶予及び減免等

国民健康保険税の徴収猶予及び減免等については、租税の徴収猶予及び減免等と同様に取り扱うものとする。 (市国保税条例第24条)

4. 後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免等

市は、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第17条及び第18条の規定に基づき行われる後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免等に係る申請書の受付を行う。 (後期高齢者医

療に関する条例第2条)

5. 郵便関係補助

災害が発生した場合、市内の被害状況及び被災地の実情に応じて、郵便業務に係る災害特別事務取り扱い及び援護対策を実施できるように京都府山城広域振興局を通じて依頼する。

(1) 災害時における郵便物の送達の確保

災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、郵便物の送達を確保するため、「防災業務計画（平成24年10月）」により必要な措置を講ずる。

(2) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、郵便法第19条及び郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第4条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、郵便法第18条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、郵便法施行規則第4条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

第4章　災害復興対策計画

第1節　計画の方針　【総括部、各対策部】

大規模な災害からの復興については、市及び府が主体的に取り組み、国がそれらを支援する等適切な役割分担の下、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、被災者の生活の再建、経済の復興等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図るものとする。

第2節 復興計画の作成等 【総括部、各対策部】

1. 復興計画の策定

- (1) 市は、被災規模等に応じ必要と認められるときは、国の示す復興基本方針及び府の示す復興方針に則して、単独で又は府と共同して、復興計画を策定することができる。
- (2) 市は、復興計画の策定に当たって、公聴会の開催その他市民の意見を反映するために必要な措置を講じ、復興計画を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。
- (3) 市は、復興計画及びその実施に関し、必要な事項について協議を行うため、復興協議会を組織することができる。

2. 都市計画の決定又は変更の代行要請

市は、都市計画に係る事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して、必要があると認めるときは、府に対し、都市計画の決定又は変更の代行を要請することができる。

3. 災害復旧事業等に係る工事の代行要請

市は、災害復旧事業等に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、府に対し、災害復旧事業等に係る工事の代行を要請することができる。

4. 職員派遣の要請

市は、災害復興対策の推進のため、必要に応じ、国、関西広域連合、府、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。

また、他地域で災害が発生した際、国、関西広域連合、府、他の地方公共団体等から職員の派遣その他の協力を求められた場合は、市職員派遣の調整に努める。

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

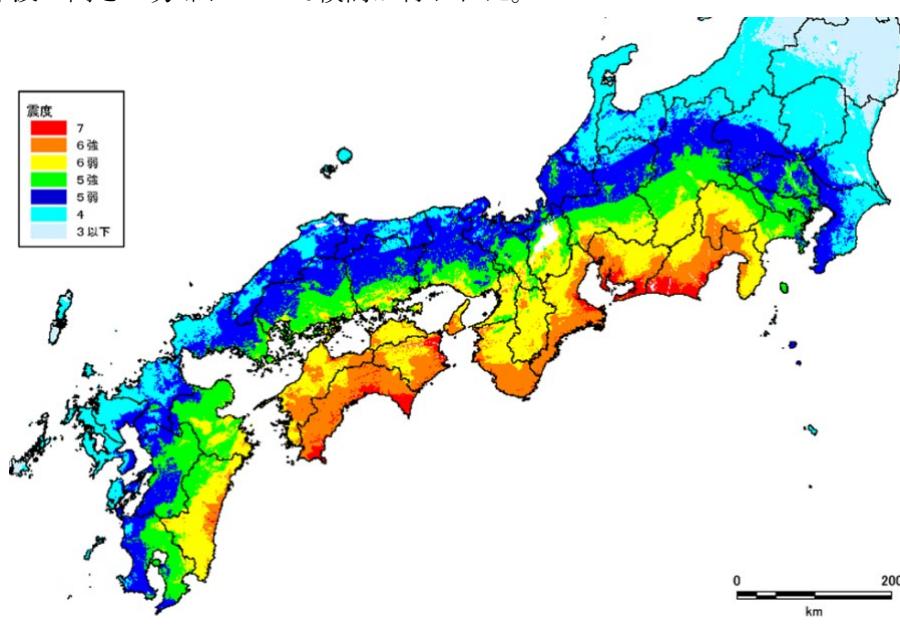
第1節 計画の方針

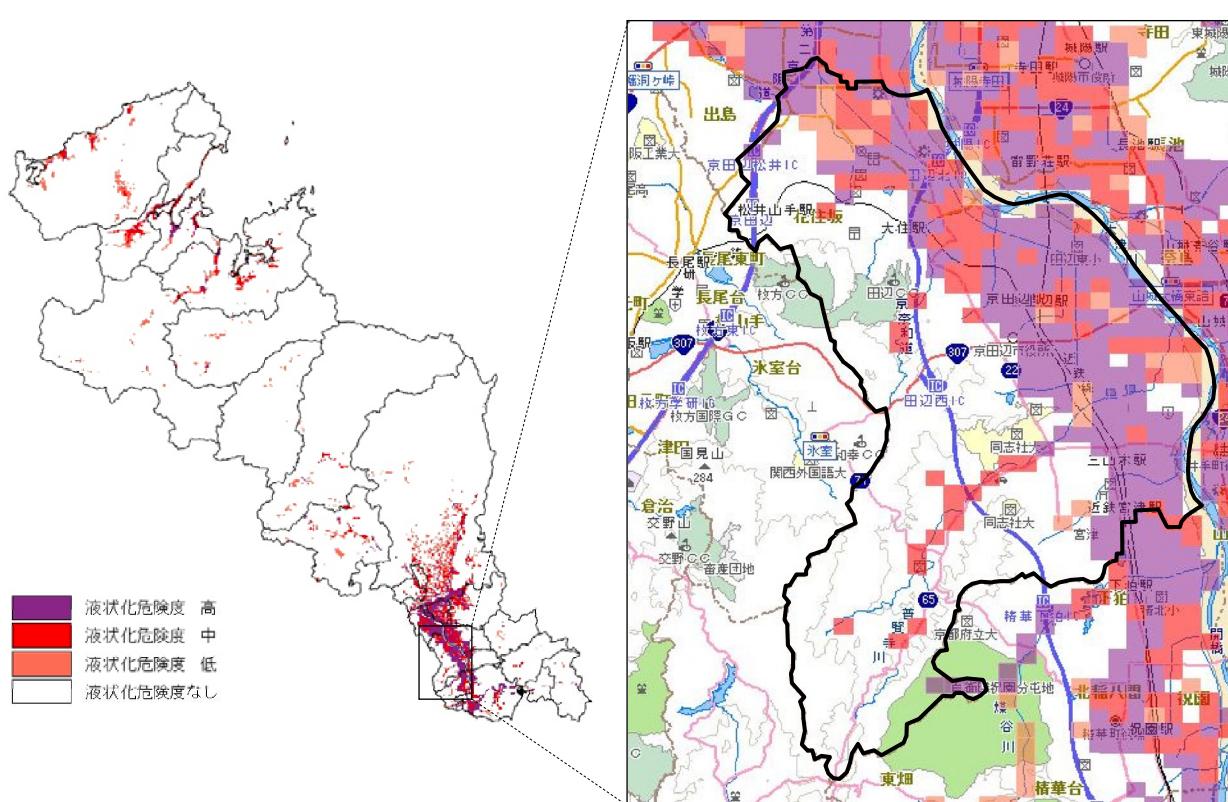
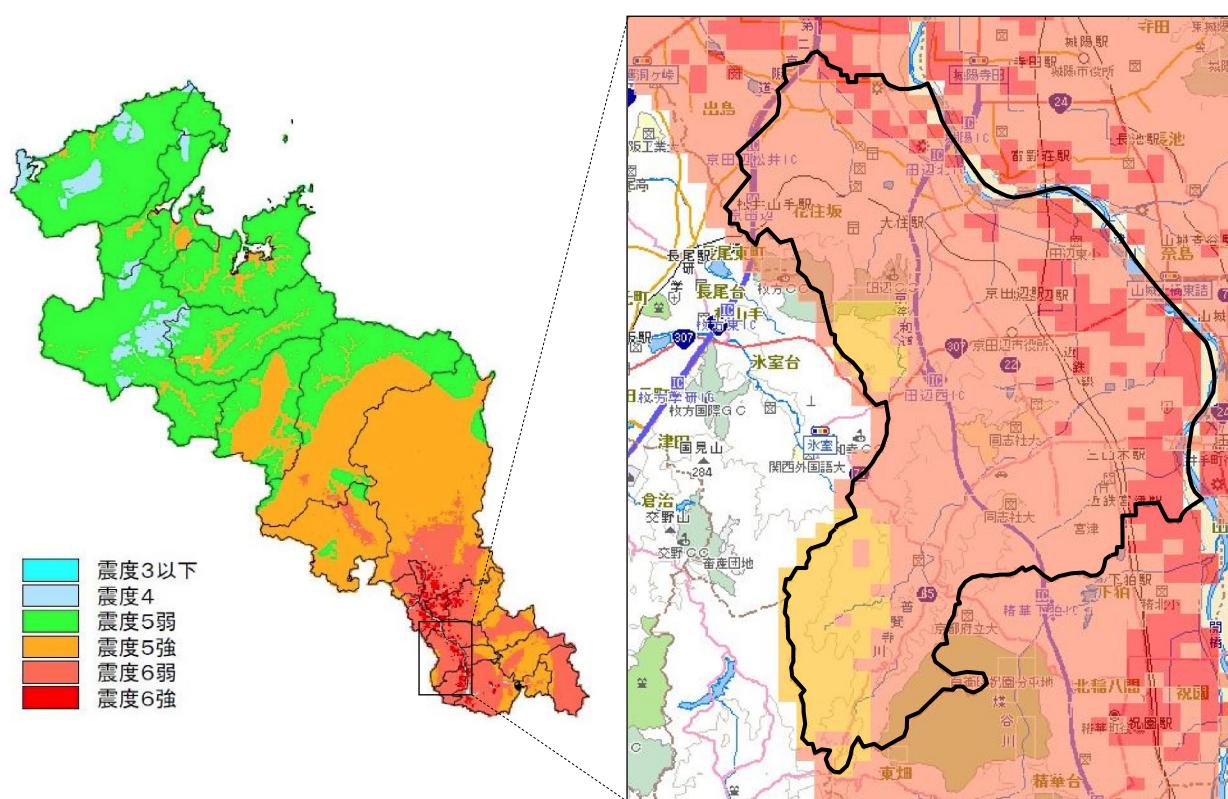
1. 南海トラフ地震の概要

(1) 駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。このうち、駿河湾付近では、1854年の安政東海地震の後、約150年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪が臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。

一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約100～150年であることから考えると、今世紀前半（2035±10年とも言われている）にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

(2) 東北地方太平洋沖地震の発生を受け、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」中間報告で南海トラフの巨大地震である東海・東南海・南海地震について、新たに想定地震を設定していくためには、これまでの科学的知見の整理・分析が不可欠であるとの報告が出された。そのため、過去に南海トラフのプレート境界で発生した地震に係る科学的知見に基づく各種調査について防災の観点から幅広く整理・分析し、想定すべき最大クラスの対象地震の設定方針を検討することを目的として、理学・工学等の研究者から構成される「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（以下、「モデル検討会」という。）が設置された。モデル検討会では、南海トラフ地震等の過去の被害資料及び最近の学術的知見を踏まえ、地震の揺れや津波の高さの分布について検討が行われた。





モデル検討会による震度想定においては、本市は震度5強～6強の揺れが発生すると想定されており、著しい地震被害が生ずるおそれがある。また、同液状化危険度の想定においても、木津川沿いの平地部において、危険度が高いと想定されている。

- (3) モデル検討会による震度分布・津波高の発表を受け、人的・物的被害や経済被害等の推計及び被害シナリオを検討するとともに、東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフ巨大地震対策の方向性等について検討するために、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置された。
- (4) 平成25年11月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下、「南海トラフ地震法」という。）に改正された。南海トラフ地震法では南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）として指定し、南海トラフ地震に関する防災対策を推進することとされている。
- (5) 中央防災会議の意見を受けた内閣総理大臣は推進地域の指定を行った。（平成26年3月31日内閣府告示第21号）京都府域においては、京田辺市を含む震度6弱以上の揺れが想定される18市町村が指定を受けている。

【京都府内の推進地域指定市町村】

京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村

■南海トラフ地震（M9.0）による被害想定

対象	最大予測震度	人的被害				建物被害	
		死者数	負傷者数	重傷者数	要救助者数	全壊建物	焼失建物
京都府	6強	860人	14,650人	2,660人	2,470人	15,740棟	54,470棟
京田辺市	6強	20人	290人	40人	100人	580棟	80棟

※内閣府のデータを基にした京都府被害想定（2014年）

- (6) 中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」の報告書を踏まえ、国においては平成31年3月に「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」を策定した。
- (7) 令和7年3月31日には、「南海トラフ地震対策検討ワーキンググループ報告書」が取りまとめられ、新たな被害想定等が公表された。

2. 本計画の目的

本計画は、南海トラフ地震法第5条の規定に基づき、南海トラフ地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備や防災訓練、関係機関との協力確保、広報及び教育、備えておくべき体制整備等について定めるものである。

3. 計画の修正

本計画は、国や中央防災会議、府等による地震被害想定をはじめとする最新の動向に合わせ、必要に応じて計画の見直しを図るものとする。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に關し、本市、府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第1章第7節「防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによるものとする。

第2章 地域における防災力の向上

南海トラフ地震の発生により、東海地方から九州地方にかけての太平洋沿岸を中心に、極めて広域にわたって甚大な被害が発生するおそれが強く、国や府、近隣市町村及び防災関係機関と連携した広域的な防災体制が必要となる。

しかし、南海トラフ地震においては、発災とともに極めて広域的に被害が発生し、震源域により近い府県における被害は、本市を含む京都府域と比べ相対的に大きいと予想されていることから、京都府域に対する近隣府県からの応援は期待できないことも想定される。

そのため、行政による「公助」とともに、市民が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」による防災対策が不可欠であり、市民、自主防災組織、NPO、事業所等の関係機関及び団体等のすべてが一体となって、他からの支援がなくても、南海トラフ地震による災害に対応できることを目標に防災力を向上させることが必要である。

なお、災害予防対策を進めるに当たっては、防災知識の普及、訓練に当たっての被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するとともに、消防団、自主防災組織の育成・強化に当たって女性の参画の促進に努めるものとする。

第1節 市のとるべき措置

本市の防災関係の各機関は、関係職員に対して専門的教養訓練等を実施し、防災知識の向上に努めるとともに、相互に緊密な連絡を保ち単独又は共同して市民に対し、常に防災意識の高揚に努めるものとする。

- (1) 職員に対する研修
- (2) 防災担当組織の整備
- (3) 情報伝達手段の充実
- (4) 消防・救助資機材等の整備
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 消防団、水防団、自主防災組織等防災活動組織の育成
- (7) 防災関係機関と市民等との相互連携協力体制の確立
- (8) 地域における防災活動拠点の整備
- (9) 災害時要配慮者に対する避難支援体制の確立
- (10) 安全な避難地・避難施設等の確保
- (11) 企業の防災活動活性化の方策の検討

第2節 市民等のとるべき措置にかかる対策

市は、市民府民、防災活動組織及び企業等と協力して、以下の措置が講じられるよう努めるものとする。

1. 市民及び防災活動組織の対策

- (1) 住宅等の耐震化の促進
- (2) 家屋内外における安全対策の実施（家具類の転倒防止、窓ガラスの落下防止、ブロック塀の点検補修等）
- (3) 食料、飲料水等生活必需品の備蓄
- (4) 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等の把握
- (5) 各地域における避難地及び避難路に関する知識の習得
- (6) 初期消火、救助活動及び応急手当に関する知識の習得
- (7) 防災訓練及び防災事業への参加
- (8) 地域内企業やN P O等との連携

2. 企業等の対策

- (1) 施設等の耐震化及び安全対策の推進
- (2) 必要物資の備蓄
- (3) 従業員等に対する防災教育及び防災訓練の実施
- (4) 地域コミュニティとの連携
- (5) 災害時における事業継続及び地域の活力を維持・向上させる取り組み（京都B C P）

第3章 地震防災上必要な教育及び広報

南海トラフ地震による災害から、市民の生命、身体、財産を守るために市をはじめとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から地震災害について認識を深め、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということを意識し行動することが大切である。従って、地震発生時における市民の適正な判断力の養成、市民の自発的な防災組織づくり、施設あるいは事業所の防災対策を推進する必要がある。

このため、市は、市民、防災活動組織及び企業等と協力して、防災に関する各種の広報及び教育を推進するものとする。

第1節 教育・指導

1. 職員に対する教育・研修

市は、市職員に対し、地震発生時における的確な応急対策の実施を図るため、各機関の職員研修等を利用するなど機会を得て、防災に対する職員の教育を実施するものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2. 一般住民に対する職員に対する防災知識の普及

市は、一般住民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。なお、防災知識の普及に当たっては、従来、防災に関心の薄かった人々にも取り組みが広がるよう、正しい知識をわかりやすく提供できるよう、優良なコンテンツやメニューの充実に努めるものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

- (6) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 居住者等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3. 児童生徒等に対する教育

市及び学校等においては、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して地震防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

- (1) 教育（防災訓練の実施を含む）の内容
 - ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ② 地震及び津波に関する一般的な知識
 - ③ 南海トラフ地震が発生した場合の緊急行動に関する知識
 - ④ 応急手当の方法
 - ⑤ 教職員の業務分担
 - ⑥ 児童生徒等の下校（園）時等の安全確保方法
 - ⑦ 学校（園）に残留する児童生徒等の保護方法
 - ⑧ ボランティア精神
 - ⑨ その他
- (2) 教育・指導の方法
 - ① 教育活動全体を通じた児童生徒等への防災教育
 - ② 研修等を通じた教職員への防災教育
 - ③ P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底
- (3) その他
防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

第2節 広報

市は、市民等に対し、次により必要な広報活動を実施する。

1. 広報の内容

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する情報
- (2) 地震及び津波に関する一般的情報
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する情報
- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する情報
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する情報
- (8) 居住者等自らが実施し得る、最低でも3日間の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

2. 広報の方法

- (1) 講演会等の実施による広報
- (2) 社会教育等を通じた広報
 - ① 社会教育施設における講座等を通じての広報
 - ② P T A、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団体の会議、各種講演会及び集会等を通じての広報
 - ③ その他商工団体等関係団体の諸活動を通じての広報
- (3) 広報媒体等による広報
 - ① テレビ、ラジオ、新聞等による広報
 - ② パンフレット等による広報
 - ③ ホームページ等の情報通信環境による広報
 - ④ ビデオ、スライド等による広報
 - ⑤ その他の広報
- (4) 移動式地震発生装置(起震車)等疑似体験装置等による広報
- (5) 相談窓口の設置

3 広報時における留意事項

- (1) 広報に当たっては、災害時要配慮者に対する十分な情報提供が行われるよう留意する。
- (2) 地域の特性を踏まえ、関係機関が相互に連携しながら、地域密着型の防災意識の高揚が図れるよう留意する。
- (3) 地理に不案内な観光客等に対する広報についても留意する。

第4章 防災訓練

南海トラフ地震等、市域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を第2編第3章第2節「防災訓練・調査計画」の定めるところにより実施する。

なお、防災訓練の実施に当たっては、予想される南海トラフ地震の影響が広域にわたることに配慮し、市民、関係機関との連携を図ることを特に配慮するものとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等

1. 整備方針

地震発生時における直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、府及び市町村は、南海トラフ地震法第5条第1項第1号及び令第1条の規定による地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定めてその整備に努める。

これらの施設等の整備に当たっては、次に掲げる点に留意する。

- (1) 施設全体が未完成であっても一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。
- (2) 災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。
- (3) 災害時要配慮者に配慮する。また、避難所等について、ユニバーサルデザイン仕様を検討する。

2. 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等

京都府地震防災緊急事業五箇年計画の推進を図り、市において特に緊急を要する施設等の整備を重点的・計画的に行う。具体的な事業の実施に当たっては、施設全体が未完成であっても一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するとともに、南海トラフ地震発生時に円滑に活動できるよう、防災活動の拠点となる公共施設等の日常点検に努める。また、整備に当たっては、災害時要配慮者にも十分に配慮する。

- (1) 避難場所及び避難路
- (2) 消防用施設
- (3) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (4) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、又はヘリポート
- (5) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (6) 公的医療機関その他法令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (7) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 公立の保育所、幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) (1)～(8)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- (10) 河川管理施設
- (11) 砂防施設、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上補強を要するもの

- (12) 災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (13) 迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (14) 飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水池、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (15) 非常食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (16) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (17) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- (18) 全各号に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

第6章 災害に強い安全なまちづくりの推進

南海トラフ地震による災害から、市民の生命、身体及び財産を守るため、防災関係機関は、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化や防災基盤の整備等を計画的に実施し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

第1節 住宅及び公共施設の耐震化の推進

1. 住宅その他の建築物の耐震化の推進

住宅その他の建築物については、その倒壊により人命を損なうことがあるため、防災関係機関は、住宅の耐震化を促進するとともに地域全体の耐震化の推進を図るため、次の対策を進める。

- (1) 住宅の耐震化に関する意識啓発
- (2) 住宅の耐震補強や建て替えを促進する対策の実施
- (3) 耐震性の高い住宅ストックの形成の誘導
- (4) その他不特定多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

2. 公共施設等の耐震化の推進

(1) 防災上重要な市有施設の耐震化

市は、防災上重要な市有施設のリストを作成し、必要となる耐震化実施の方針を策定する。

市は、この耐震化実施の方針に則り、計画的に耐震診断を実施し、耐震改修が必要とされた施設の耐震改修を推進する。

(2) 道路・鉄道・ライフライン等主要な施設の耐震化

道路、鉄道、ライフライン等主要な施設の管理者は、必要に応じ耐震点検を行う等耐震対策を計画的かつ速やかに実施する。

第2節 文化財保護対策の実施

文化財はひとたび失われると取り戻すことができない代替性のないものであって、文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の被災を防止することが不可欠である。

市内には、貴重な文化財が数多く存在しており、南海トラフ地震等大規模災害時においても失すことのないよう、次の文化財保護対策を実施する。

1 文化財の所有者又は管理者が行う対策

- (1) 建造物の適切な日常管理、展示品等の転倒防止策、安全な保管場所での保管等、適切な対策の実施
- (2) 火災延焼から文化財を保護するため、消防用設備その他資機材の充実及び効率的な配置
- (3) 消火・防災訓練の実施
- (4) 発災後の安全な場所への迅速な移動

2. 市が行う対策

市は、第2編第1章第6節「建造物等防災計画」に基づく対策を推進するほか、周辺市街地の不燃化対策、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを推進する。

第3節 南海トラフ沿いにおける複数の地震の時間差発生による災害の拡大防止

南海トラフ沿いにおいて複数の地震が数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討する。

- (1) 南海トラフ沿いにおいて複数の地震が連続して発生した場合に生じる危険に関する啓発
- (2) 後発地震により、土砂災害等が発生し、被害を受ける可能性がある地域の避難対策
- (3) 先発地震による被災建築物が、後発地震によって倒壊すること等による人的被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定の早急な実施方策の検討及び必要に応じ、立入禁止措置等の実施
- (4) 先発地震による被災宅地の擁壁等が後発地震によって崩壊することによる人的被害を防止するため、被災宅地危険度判定の早急な実施及び必要に応じ、立入禁止措置等の実施

第4節 帰宅困難者対策の推進

市は、南海トラフ地震が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供の対策について検討を進めるここととする。

第7章 関係者との連携協力の確保

第1節 広域防災体制の確立

南海トラフ地震においては、国や府及び他の市町村と連携した対策が必要不可欠である。

このため、平成26年3月に国が策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」と整合を図りながら、以下の対策について検討するものとする。

また、災害発生直後は救援が困難となることも想定されるため、できる限り市内における防災関係機関等の自助努力により対応できる体制づくりを目指し、種々の対策を検討するものとする。

1. 被害予測に基づく資機材、人員等の確保及び物資の備蓄

- (1) 市は、第2編第2章第2節「災害応急対策物資確保計画」に定めるところにより物資の備蓄に努める。
- (2) 防災関係機関は、別途、被害想定等を基として、地震発生時において応急対策に必要となる資機材等及び人員等を勘案し、計画的な確保に努める。
- (3) (2)において、防災関係機関又は防災関係機関と企業等が協定等を締結する場合においては、各機関相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携協力を図る。

2. 府や他市町村との連携

- (1) 南海トラフ地震が広域同時多発災害であることを踏まえ、府や他市町村とより緊密に連携をとりつつ対策を推進する。
- (2) 南海トラフ地震は、東海から九州までの広い範囲が被災することが想定されていることから、被災圏域外の市町村との連携について検討を進める。

3. 広域災害に対応する輸送体制の整備

- (1) 道路その他の施設等に関し、被災状況等の収集体制の整備を推進する。
- (2) 南海トラフ地震においては、太平洋側の広い範囲での災害が想定されており、災害応急対策においては、国全体の応急対策に寄与する観点も踏まえ、近接市町村と連絡する幹線交通ネットワークの確保に努める。
- (3) 災害発生時においては、陸上輸送が困難となる事態も想定されるため、市では、ヘリコプターによる輸送に備え、ヘリポート、燃料等を確保する。

4. 災害拠点の整備とネットワーク化

市は、次の防災活動拠点を指定し、実効的なネットワークづくりを推進する。

(1) 救助活動拠点

(2) 医療活動拠点

(3) 物資輸送拠点

5. 広域避難における被災者の移送・受け入れ

本市が大規模な被害を受け、府内外の他市町村域における広域一時滞在の必要があると認めるとき、又は、府内外の被災した他市町村から被災住民の受け入れについて協議・要請を受けた場合、市は、第3編第1章第14節「緊急避難対策計画」に定めるところに、府と協議の上、被災者の移送又は受け入れを行う。

第2節 南海トラフ地震臨時情報が発表された時の対応

内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえ、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、市は次のとおり対応するものとする。

1. 「南海トラフ地震臨時情報」の発表

気象庁は次の条件により「南海トラフ地震臨時情報」を発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

気象庁は次の条件により、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	キーワードを付加する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<ul style="list-style-type: none"> ○下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内※¹でマグニチュード6.8※²以上の地震が発生 ・1か所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ○巨大地震の発生に警戒が必要な場合 <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○巨大地震の発生に注意が必要な場合 <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフの監視領域内においてモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域のプレート境界において、ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
地震発生等から	調査終了	<ul style="list-style-type: none"> ・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまら

発表時間	キーワード	キーワードを付加する条件
最短で2時間後		ない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

気象庁は次の条件により、「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

2. 市の対応

- (1) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）」が発表されたときは、直ちに情報収集できる体制をとり、関係部局による今後の対応を確認する。
- (2) 南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して、一定期間、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとるなど、適切な防災対応を取るよう呼びかける。
なお、呼びかけ内容は、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家具の固定の確認、非常持出品の確認等とする。
- (3) 南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の企業に対しては、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に個々の状況に応じて適切な防災対応をとるよう呼びかける。
- (4) 関係部局においては、災害警戒本部会議等の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ所管する施設の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。
- (5) 後発地震が発生しないまま時間が経過した場合は、気象庁から適宜発表される「南海トラフ地震関連解説情報」の内容に応じ、大規模地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行うよう呼びかける。

第3節 防災体制に関する事項

南海トラフ地震の発生時においては、被害を防止又は軽減するため、震災対策編の定めるところにより、被害状況等の把握や対策要員及び資機材、必要物資等の確保、消火活動、救助・救急活動、医療活動、二次災害防止のための必要な措置、輸送活動、保健衛生活動、防疫活動等必要となる種々の対策を講ずることとするが、南海トラフ地震のような広域同時多発災害に対し、特に留意するべき点を掲げる。

1. 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

南海トラフ地震が発生した場合、被害を防止又は軽減するため、第3編第1章第4節「地震災害対策本部（B号体制）の設置」の定めるところにより、地震災害対策本部（B号体制）を自動設置し、市の組織及び機能の総力を挙げて対処する。また、被害の状況により、現地に現地災害対策本部を設置する。

また、広域にわたる災害により、通常の交通機関の利用ができないことも想定されるため、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画については別途マニュアルにおいて定める。

2. 地震発生時の応急対策

南海トラフ地震においては、被害を防止又は軽減するため、震災対策編の定めるところにより、被害状況等の把握や対策要員及び資機材、必要物資の確保、消火活動、救助・救急活動、医療活動、二次災害防止のための必要な措置、輸送活動、保健衛生活動、防疫活動等必要となる種々の対策を講ずることとするが、南海トラフ地震のような広域同時多発災害に対し、特に留意するべき点を掲げる。

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

被害状況等の情報収集・伝達については、第3編第1章第6節「通信体制及び災害情報収集計画」に定めるところによるものとし、市が所管する公共施設等について緊急点検を行い、当該施設の被災状況等の把握及び復旧に努めるものとする。この場合、特に防災拠点となる施設や避難所・避難場所に指定されている施設及び緊急輸送道路の被災状況及び復旧に配慮するものとする。

通信設備の被災により、情報伝達が寸断された場合にあっては、非常通信経路を用いる。

(2) 施設等の緊急点検・巡視

防災関係機関は、その所管する公共施設について緊急点検を行い、当該施設の被災状況等の把握及び復旧に努める。この場合において、特に防災活動の拠点となる施設や避難地に指定されている施設の被災状況把握及び復旧に配慮する。

(3) 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

3. 対策要員及び資機材、必要物資等の確保

市は、府に対し、対策要員の配備状況を報告し、必要に応じて、府職員派遣又は他の自治体職員応援派遣の斡旋を要請する。

市は、発災後適切な時期において、市が所有する備蓄量並びに協定締結業者から調達可能となる流通備蓄量を把握し、その不足分を府に供給要請する。

4. 他機関に対する応援要請

市が、災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに關し、締結している応援協定は、第2編第2章第7節「広域応援体制整備計画」に掲げるとおりである。

市は必要に応じて応援協定に従い、応援を要請する。

5. 交通関係機関、ライフライン関係機関

交通関係機関、ライフライン関係機関においては、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、それぞれの機関が定めるところにより、関係する機関に応援を要請するものとする。